



秘

調査月報

昭和十八年五月

第一卷第五號

◇ 調 査 ◇

三民主義の東亞新秩序への發展

藥譜に於ける藥材藥品需給に關する調査

蒙疆地方に於ける種痘に關する一考察

支那側諸團體の動向

◇ 資 料 ◇

英國の雲南、緬甸邊境經營の實況

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

河南省に於ける教育宗教の現況

大 東 亞 省

317
732

秘

昭和十八年五月

調
查
月
報

第一卷
第五號

大東亞省總務局調查課

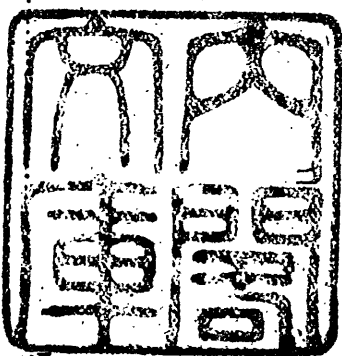
内閣文庫
九〇六〇八号
和書

調査

月刊報

第一卷
第五號

目次



三民主義の東亞新秩序への發展……………

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査……………

蒙疆地方に於ける種痘に關する一考察……………

支那側諸團體の動向……………

資料

英國の雲南、緬甸邊境經營の實況……………

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況……………

河南省に於ける教育宗教の現況……………

雜錄

大東亞戰爭關係重要日誌……………

三二七

六七

三三

四五

五四

七五

九三

- 一、本報ハ省内職員ノ執務参考資料トシテ編集セルモノニシテ省内相互間ニ於ケル資料ノ疎通利用ニ資セムトスルモノナリ
- 一、本報ハ主トシテ本省及在外公館ノ調査ニ係ルモノヲ輯録シタルモノニシテ大冊ノ調査資料、時事資料、部外資料及権威資料等ハ別途取扱フコトトシ雑誌中ニ其ノ目錄ノミヲ掲記スルコトトセリ
- 一、本報ハ秘報トシ一般ニ頒布スル印刷物等ニ引用セザルモノトス
- 一、尙本報所載ノ記事中意見ニ互ルモノハ凡テ擔當調査者ノ見解トス

三民主義の東亞新秩序への發展

はしがき

- 一、本資料は昭和十六年元興亞院華中連絡部文化局擔當「三民主義の東亞新秩序理論への發展研究」の報告書にして、昭和十七年五月「華中調査資料第二一九號」として送附されたるものなり。
- 一、本資料は調査官佐治謙謙、伊藤輔利執筆に係る。
- 一、本資料中第一章より第四章までは都合により印刷を省略せり。

序に代へて

一 研究の指針概要

「三民主義の東亞新秩序への發展」を主題とする本研究は、専ら次の如き根本構想の下に行はれたのである。

- 一、東亞新秩序の世界史的意義を闡明すること
- 二、三民主義中の民族主義を對象とすること
- 三、三民主義を内在批評の立場からその歴史的發展を追究すること

何故にかゝる根本方針を採つたかといふに、第一の東亞新秩序といふことが、日本民族自體の要請に過ぎないものであれば、それは日本民族の時であり、理想であるにしても、それは普遍的な學問の世界の論理に堪へえないもの、したがつて歴史の論理として廣く天下に呼號し得ないものとなる。それ故に東亞新秩序の建設といふことが、普遍的な學問の論理に堪へ得、天下に叫んで恥ぢざるためには、それは飽くまで世界史の公認に於てなされなければならないからである。第二の三民主義中の民族主義を對象としたことは、本研究の委囑されるに當つての前提であつたと共に、それが東洋民族主義運動の一つの重要な潮流として、東亞新秩序運動に於て看過しがたき一環を構成してゐるからである。第三の三民主義を専ら内在批評の立場からその

三民主義の東亞新秩序への發展

三民主義の東亞新秩序への發展

の歴史的發展を追究したことは、三民主義の正しき姿を把握するには是非ともこの立場に立つことが實證科學的に確實な地盤であると同時に、高踏的な外在批評の立場に於ては支那知識階級に訴へることがないと思ふからである。

以上の根本方針を遂行するために、まづ第一章に於て、世界史及び世界といふことの根本的意義を説明した。世界史即ちヨーロッパ史と考へられてゐた十九世紀的迷妄を打破するためにも、これは是非とも必要なことであるし、東亞新秩序の提唱を世界に提唱するためにも是非とも遂げねばならぬ第一前提である。

第二章に於ては専ら「民族自決」主義を原理とするベルサイユ體制に批判の矢を向け、それが十九世紀的な原子論的民族個人主義に立脚してゐるために、世界大戦以後の世界再組織の原理としては役立たぬものである點を究明した。第二章が専ら近代民族主義の現象論的研究であるとするならば、第三章はその科學的研究であつて、技術の問題を手懸りとして、近代民族主義の興隆の理由と、それが現代的状況に於て崩壊しなければならぬ理由を闡明したのである。近代民族主義と技術の問題との關係は見逃し難き文化現象である。第四章は以上の分析の結果獲られた結論であつて、世界再編成の原理を基礎的社會の擴大の方向に求めたものである。これは一般理論の結論であると同時に、第九章の東亞新秩序論換言すれば、隣接大地球社會の理論へ連なる序論ともなるのであるから、詳しくは第九章に於て再論されてゐる。

以上第一章より第四章までは本研究の序論をなす部分であると同時に一般的基本理論を構成するものであつて、かゝる一般的基本理論の上に立つて三民主義も東亞新秩序論も採り擧げられ検討されるわけである。第五章以下第八章までは本研究のいはば本論を構成するものであつて、こゝに於て孫文の三民主義の歴史的發展を追究されたのである。

第五章は三民主義の成立過程を孫文の青年時代の思想の推移を尋ねることによつて、その改良主義的思想から、種族革命の思想を把握するまでの経緯を清末の支那の歴史との連關に於て尋究した。三民主義の初期の性格は専ら種族主義的色彩が濃厚であつたのである。

第六章は種族主義に出發した三民主義のその後の變遷を述べたのであつて、辛亥革命直後の五族共和の思想と第一次世界大戦直後にウイルソンの「民族自決」の理論に刺戟されて積極的民族主義の主張を提唱した経緯を述べた。積極的民族主義の時代に於ては、前期の五族共和の思想が孫文自身の手によつて打倒されてゐるのであつて、等しく三民主義と呼稱されても、時代の推移と共に孫文主義にはおどろくべき變貌の跡が見出されるのである。

第七章は勞農革命によつて刺戟變貌された三民主義の貌を述べたのであつて、そこに於て三民主義は、反帝國主義的理論となつて現れて來てゐる。これは専ら講演「三民主義」時代の孫文の思想であつて、普通孫文の三民主義といへばこの期の思想と常識的に解されてゐる。しかしこの期の反帝國主義理論にしても、決してマルクスレーニン主義の唯物史觀に立脚した反帝國主義理論ではなく、その軸心をなすものは、東洋固有の道徳理論―忠孝、仁愛、信義、和平―であることを孫文の言葉に即してこれを説明した。第八章の大亞細亞主義はこの固有道徳論の最後的發展であると同時に、それは東亞新秩序理論に通らなる太い脈絡を内藏してゐるものであつて、孫文に於ける大亞細亞主義は既に世界大戦中の「中國存亡問題」に於て萌芽し發表されてゐることを探究した。

斯くの如く、孫文に於ける三民主義を歴史的に検討して行くと、その間幾度かの變貌の跡が見出せるのであつて、名稱は等しく三民主義であつても―始めは三大主義―時代の状況に應じて様々の面が現れてゐるのである。したがつて第九章に於ては世界の變革期とも稱すべき現代の歴史の状況に於て當然三民主義も現代の變貌を遂ぐべき必然性があるのであつて、こゝに三民主義の發展としての東亞新秩序論の歴史の必然性があると同時に、世界史的立場に於ける東亞新秩序論の理論及び實踐的意義がある。三民主義は東亞新秩序論に包攝されてのみその抽象性を脱して、具體的生命を獲得すべき所以を論じた。

もとよりその主體的軸心となるものは東洋固有の道徳であると共に、第二にその實踐的輻輳となるものは東洋に於て唯一の、ヨーロッパ勢力に對抗する精力を有する日本民族を以てその中核體とすべきである。

以上が本研究の概要であるが、雑忙匆々の裡に構想、執筆したものであるから、説いて至らぬ點の多いことを發見する。今後の研究に俟つこと至大である。東亞新秩序の研究は、東洋民族運動の包括的研究、東洋社會の社會學的研究に俟つこと多く、同志と共に更に研究を続けたいと思ふ。稿を終るに當つて同志武田良三君の厚摯なる協力を感謝する。(昭和十六年七月)

附記 本研究に使用した資料は多方面に渉るけれども、三民主義については専ら外務省調査部譯編「孫文全集」全七卷(第一公論社版)に依據してゐる。

目次

第一章 世界史的立場(印刷、省略)	第三章 近代民族主義と技術の問題(同)
第二章 世界再編成の動向(同)	第四章 世界再編成の原理(同)
三民主義の東亞新秩序への發展	



三民主義の東亞新秩序への發展

第五章 三民主義の成立

第一節 三民主義成立以前の孫文思想

第二章 三民主義の成立とその種族主義的性格

第六章 三民主義の變遷

第一節 三民主義と五族共和

第二節 三民主義と民族自決

第七章 帝國主義と三民主義

第八章 大亞細亞主義

第九章 結論

三民主義と東亞新秩序

第五章 三民主義の成立

第一節 三民主義成立以前の孫文思想

一八四〇年に起つて四二年に終つた阿片戦争は、支那近代史を劃する注目すべき歴史的事件であつた。この戦争の結果、南京條約が締結され、香港は英國に奪はれ、廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港は外國貿易及外國人居住のために解放され、これ以來列國資本の本格的な支那市場への流入の途が開かれたのであつて、つづく望厦條約（一八四四年）天津條約（一八五六年）更に芝罘條約（一八七六年）によつて、いはゆる不平等條約の基礎は完全に根を下し、領事裁判權、關稅上の權利、内河、沿岸航行權などがこれら條約によつて規定され、列國の資本はこれらの特權を利用して、根深く支那全土に浸透し、いはゆる近代支那の半殖民地形貌は次第に形成されて行つたのである。かゝる近代支那の歐米帝國主義による蠶食は、封建の夢に眠る舊き支那社會の土臺をゆるする激しい外部の壓迫であつて、十七世紀以來、漢民族を支配して久しく太平の夢をむさぼつてゐた清朝政府の基礎は次第に動搖して行つた。かくて一八五一年以來南中支の平原を席捲し、長江以南に叛滿の農民運動を展開した太平天國の亂は、清末の功臣であつた

曾國藩や李鴻章の軍隊によつて鎮壓されたけれども、清朝の政治的支配は、日に月に衰亡の一途を辿るのみであつた。

三民主義の主唱者孫文は、かゝる時代に廣東省香山縣に生を享けたのであつて、彼の誕生は實に太平天國の運動が失敗した二年後の一八六六年であつたのである。

したがつてかゝる國內の事情が、聰明伶俐な幼少の孫文に如何に映じたかはいふ迄もないことであつて、特に彼の生れた廣東地方が反清朝政府氣運の濃厚な土地であり、しかも彼を深く愛した叔父が太平天國の深い同情者であり、彼の學んだ學塾の教師が太平天國運動の殘黨の一人で、聰明な孫文にしばしば第二の洪秀全たるを勧めたといふのであつて見れば、孫文が革命運動に志す素地は、既に幼少より培はれてゐたと見ることができらるであらう。一八九七年孫文が「倫敦遭難記」(Kidnapped in London)の中で述べた當時の中國の狀況は、

「中國現行の政治を數語を以て概括していへば、朝廷の事たるは、國民の事たるは、論なく、甚しきは地方の事に至るまで、庶民には發言權と之に與り聞くの權利とが無く、官吏は審判の全權を握り、人民は身に冤罪を受けても訴へる所がなく、官廳の一語は法律に等しく、上下相偽り、相結んで利あれば各々その私囊を肥し、害あれば各々その責任を忌避し、貪婪強奪の風は既に習慣となり、官を賣り、爵をひきぎ、賄賂は公然と行はれ、間々一二政府のために懲戒又は免職された者があると思へば、それは必ず、自利を謀るに拙劣な者である。教育に就て見ても、學問する者は皆官吏登庸試験に及第することを唯一の榮譽とし、この試験に合格すれば官吏になることが出来るので盛んに賄賂收賄の事が行はれ、扱て腐、官吏になつて見ると、官俸のみでは生活出来ず、毎年上官に貢ぐ額も少くないので自然貪らざるを得ないことになつて了ふ。且つ政府が斯うした行爲の後盾となつてゐるのであるから、馬鹿でない以上到底清廉ではあり得ない。更に囊中飽くところ有るに至れば、其の中の一部の金を使つて、數年ならずして、より高い官位を獲得することが出来る。全く便利重寶の上なしである。しかもこの種の



民の賊が、後日最高の官位に即いて社會一切の政治刑律等を決するのである。滿洲政府は斯くの如く賄賂と誅求と官位爵位を賣ることによつて漸く自存してゐるのであつて、正に冀に等しく、その存すること感、久しければ、汚穢も感、甚しいものがある。従つて人民の怨嗟の情が暗々裡に益々長じつゝあるのも當然のことである。

と。以て如何に孫文が當時の清朝政府に忿懣の情を禁じ得なかつたかは知られるであらう。したがつて年少の孫文が醫師を志し、一八八三年香港のクイーンズ・カレッジに入學、一八八六年に廣東の博濟醫學校に入り、更に一八八七年香港醫學校に轉じ、一八九二年同校を卒業してドクトルの資格を得、澳門に開業するに至つたのも醫を以て世に立つといふ個人的意味よりも、學校を以て革命思想鼓吹の場所とし、醫術を通じて人世に清朝傾覆の志を宣傳しやうとしたのに他ならなかつたのである。「建國方略」中の孫文自傳には次の如く書いてある。

「余は乙酉對佛戰失敗の年（一八八四年）初めて清廷傾覆、民國創建の志を決し、之より學校を以て革命鼓吹の場所とし醫術を藉りて人世の媒介とし、十年一日の如くであつたが、初め廣州の博濟醫學校に在學せし頃、同學中に鄭士良なる人物あり、號を弱臣と言ひ、人となり豪俠にして義を尚び、交遊頗る廣く、江湖の士と結んで斡然頭角を現してゐたが、余は一見之を奇とし稱、之と相識るに及んで共に革命のことを談じたるに、士良は一度余の説を聞いて悦服し、彼が會黨（三合會）に投じ居るを以て、他日若し事有らば、會黨を動かして余の指揮に従はしむべきを告げた。」

會黨即ち三合會は傾清復明の秘密結社であるから、孫文はまづ會黨を通じて清政府顛覆の志を抱いたのであらう。ところが廣東から轉じた香港醫學校に於ては、孫文が獲得した同志は陳少白、尤少純、楊鶴齡、陸皓東の四人に過ぎず、その他の交友は孫文の革命思想を大逆不道或は狂人と稱し、親戚友人はこれ等同志を四大寇と呼んで相手にしなかつたといふのであるから、當時はいはゞ孫文のいはゆる革命言論の時代であつて、未だ實踐行動としての革命運動は彼に於ては始まらなかつたわけである。

ところが澳門に醫師を開業中、孫文は中國の改造を目的とする興中會と稱する政治運動の有るを知つた。その黨人達は中國の政體の時勢に適しないのを見て、平和的手段と漸進的方法により朝廷に請願して新政を施行せしめやうとしてゐた。その最も重要な點は、専制腐敗の政治を改めて立憲政體となすことであつた。余は當時深く之に同情を表し、身を投じて黨員となつた。固より自ら國利民福の計を爲すものであると信じたからである。（倫敦遺雜記）

興中會は中國國民黨の原初的母胎として注目すべき結黨であるが、これが創立については孫文自身にも二説ある。倫敦遺雜記には右のやうに述べてゐるけれども建國方略の孫文自傳には「甲午の役（日清戰爭）起るや、好機乘ずべしとなし、布哇と米國に渡つて興中會を創立し、海外の華僑を糾合せんとしたが人心梗塞して風氣未だ開かず、布哇に在つて革命を鼓吹すること數ヶ月云々」とあつて、孫文自身が興中會の創立者の如く述べ、創立の土地も布哇と米國といふことになつてゐる。その何れが正しいのか、孫文自身の記憶の混亂か今はそれを問はないけれども、興中會を創設したにしても、それに加盟したにしても、當時の孫文が漸進的平和手段によつて立憲政體を中國に將來せんとした温健な改良主義者であつたことだけは明かであつて、これは「興中會章程」その者が之を語つてゐる。即ちその章程の第二條によれば「本會を設くる所以は主として内外志有る中國人の聯絡を計り、以て富強の學を講究し、中國の振興と團體の維持とを圖らんとす。蓋し中國現下の政治は、日に非にして、綱紀の維持亦日に壞れ、斯くて徒らに強隣を蒙りつゝあり。而も之が原因は總て衆心の不統一に起因するものなり。（中略）故に茲に特に各方面の賢才と志士とを糾合聯絡し、切實なる富強と強兵との學を講究し、人民を教化善導して、良風の普及に力め、愚蒙を曉諭し、舉國の人士を自覺せしめて、以て衆愚一心、遠近一沓たらしめんとす。斯くて群策と群力とを以て

大難に處せば、中國危しと雖も豈救挽し得ざる理有らんや。之れ所謂民を國本となす所以にして、本固れば國亦安寧たるを得るなり。」と述べて會の主旨を明らかにしてゐる。したがつてこの主旨に則つて、國利民福を念として、新聞社を設立し風俗氣象を開發し、學校を創設し、人材を養成し、大和を興し民生を厚ふしやうとするのが興中會の具體的方針であつたのであるから、當時の興中會が極めて温健に中國の改善を策した改良主義の團體であつたことが窺はれるのである。されば興中會の具體的運動方法としては「請願、上書等の方法を偏重して、萬乘至尊の聽許と政府の奮起とを冀つた。」(倫敦遺雜記)であつて、孫文自身も、一八九四年香港より、宰相李鴻章に一書を上つて、中國の富國強兵の策を獻策したのである。これらの點から察しても、その態度に頗る温健なものが窺はれるのである。

ところがかかる温健な主旨を以て創立した興中會が何故に傾清の革命運動に轉向して行つたかは、日清戦争後の清朝政府の採れる對内策に依るのであつて、日清戦争が終り、和議成立するや、朝廷は上書請願せる者を叱責、禁止し廣州の軍隊の四分の三を解散させ、當時兩廣總督であつた、李鴻章の弟李瀚章が廣東、貴州の兩者に新例を發して人民の脂膏をしぼる方法を案出したことなどがあつた。これらの事情が累積して、遂に一八九五年の興中會の義兵旗擧げの計畫となつたわけである。

この第一回の擧兵は見事失敗に歸して、孫文は日本を経て布哇に逃れ、やがて米國より英國に渡り、前掲の倫敦遺雜記の事件に遭つたりなどしてゐる内、彼の滿清政府顛覆の志は次第と強固を加へて來たのである。もとより三民主義成立以前の孫文の思想が、温和な立憲主義に終始してゐたと斷定するのは早計であらう。彼が幼

時太平天國思想の洗禮を受け、更に廣州の醫學校に會黨の志士鄭士良と盟約を結んだ點等を考へるならば、彼が平和な改良主義者であるわけのものでなく、それ故にこそ清朝政府に叛逆して第一回擧兵ともなつたのであるから、滅滿興漢の思想は既に早くより孫文の胸中に在つたと見るのが妥當であらうが、とにかく初期に於ける孫文の思想はそれ程に反清朝政府の色彩の強いものでなく、むしろ富國強兵の策によつて、中國を救はうとする愛國的感情が一層表面に出てゐたことを知るに難くないのである。

第二節 三民主義の成立とその種族主義的性格

孫文の三民主義の思想が何時から始まつたかは問題である。若し彼が李鴻章に獻策した如く、富國強兵策を以て終始するならば、それは既に、思想的には薛福成等によつて唱へられ、實踐的には李鴻章や張之洞等の「洋務運動」によつて著々實踐されて行つたものであつた。まことに清朝末期の名臣李鴻章によつて行はれた洋務運動は、

- 一八六五年 上海に江南機器局設立
- 一八七一年 太沽に新式砲臺の設立提議
- 一八七二年 招商局成立
- 一八七五年 鐵甲艦の建造。各省に西學館を分設し、測量、地圖、機械、機關、兵法、砲術、化學、電氣の各科に通曉せる高官の派遣
- 一八八〇年 鐵甲艦の購買
- 一八八一年 開平鑛務局設立
- 一八八二年 旅順に埠頭築造

三民主義の東亞新秩序への發展

一八八五年 天津に武備學堂設立
一八八八年 北洋海軍成立

等々支那近代化の方向は漸次進められて行つたのである。しかもかゝる支那近代化の洋務運動が、その主領の一人張之洞の言「支那の學問を本とし、西洋の學問を利用する」の思想の限界を出でず、遂に政治改革に想到するに至らなかつたことはその運動の限界を示すものといふべきであらう。

孫文の思想がかゝる洋務運動の域を超脱して、政治改革に及ぶにしても、これが立憲政體論に終始してゐるのである。つたならば、戊戌の變(一八九八年)を惹起した康有爲や梁啓超の「維新運動」とその徑庭の幾何なるかを知らないのである。

しかるに孫文の三民主義が、これらの洋務運動や維新運動を乗り越えて、中國革命の樞軸となつた所以のものは、彼が早くも富國強兵を捨て、單なる彌縫的な立憲政體論を止揚して、滿清政府自體の顛覆を企圖した點にあるのであつて、孫文の思想が極めて折衷的なヨーロッパ思想夾雜物でありながらも、しかも、やがて中國革命運動の樞軸思想となり得た所以は實にこゝに在つたのである。しかもこの滿清政府顛覆の思想が他面から見れば初期三民主義思想の性格とその限界を示したものであることは後に次第に述べるが如くである。

一八九九年歐洲から日本に歸つて來た孫文は一九〇〇年の義和團事變を利用して、第二回の舉兵を惠州に擧げて失敗し、一九〇三年まで日本に滞在、一九〇四年には布哇米國を経て、歐洲に渡り、一九〇五年再び日本に歸つて來たが、この時は既に滅滿興漢の思想を明白に把持してゐたのであつて、彼が一九〇四年布哇に於ける保皇報の「敬んで

保皇會の同志に告ぐ」の陳儀侃の一文を駁した「保皇報を駁す」の内容は最早明らかに大清帝國へのプロテストを意味してゐる。即ち「若し人心が日に覺醒し、發奮して大舉革命し、起つてこの殘廢瀕死の滿清政府を倒すならば、列國は必ず我國を敬ひ、分割の機會を窺ふことはしないであらう」と説き、それ故に「分割を免がれんとすればまづ、第一に滿清政府を倒すより外、挽救の法は無いのである」とハッキリとした斷案を下してゐるのである。

一九〇四年米國に於て發表せる「中國問題の眞の解決」(The True Solution of Chinese Question)も彼が滅滿興漢の思想を計量する好個の文獻である。そこに於て孫文は米國の人士に訴へて「現在の中國には事實に於て政府はないのである。世人若し中國現在の滿洲政府に對し、中國政府なる名稱で呼ぶならば、それは實に大なる誤謬である」と説き、「滿洲族は中國併合以前に荒漠たるアムールの曠野を飄然と彷徨してゐた一つの野蠻なる游牧部落に過ぎない」と斷じ、「滿洲人の中國に採用した政策は、愚民の目的を達せんがために、滿人の中國侵略行爲に論及した中國人の文學を總て焚毀し、集會結社を禁じ、中國人の愛國精神を抑遏し、異族の奴隸たることを永遠に忘れしめんとすることであつた」とし、滿洲政府が中國を統治して以來二百六十年間に、彼等が中國人に加へた暴逆の數々は數へるに堪へないにしても、その重要なもののみを列記すれば、

- 一、滿洲の政治は只だ私利を圖つて公益を顧みなかつた。
- 二、吾人の知識と産業との發達を抑遏した。
- 三、平等の權利を認めず吾人を奴隸扱ひにした。
- 四、人間個々の自由財産權その他を犯した。
- 五、官吏の賄賂を默許した。

三民主義の東亞新秩序への發展

- 六、言論の自由を剝奪した。
- 七、吾人の承認を経ずして不規則に巨額の地稅を徵收した。
- 八、裁判の懸案未定の者に野蠻なる極刑を加へて罰の告白を通つた。
- 九、法を犯さざるに不合法規上の權利を剝奪した。
- 十、管轄下の人民の生命財産を保護するの職を盡さなかつた。

等十ヶ條の罰科狀を擧げて、米國人に強く滿清政府の罪を訴へてゐる。されば「この辛じて殘喘を保ちつゝある滿清の君主政體を、一度變じて民主政となすに於ては、人民の悉くは欣んで新政府の命令に服従する」のであつて、「吾人の中國革命の大志願は、唯に我等の燦爛たる世界に新紀元の曙光を招來せんとするものであるばかりでなく、同種民族をして悉く光明ある生活を享受せしめんとするものであつて、中國の大なる進歩と、之に伴ふ宇宙の平和を求め、未だ曾つて夢想だにしなかつたこの廣土に於ける近代文化による交通經濟の發達を計らんとするものである」と述べてゐる。まことに理想主義革命家孫文の面目躍如たるものと共、やがて彼が説く三民主義思想へ連なる階梯として「中國問題の眞の解決」の内容は注目すべきものがある。

さてかくの如く「扶清滅洋」の滿清政府擁護の保守黨に激しく對立して、滅滿興漢の革命思想を明白に抱懐して來た孫文は、義和團事件（一九〇〇年）を利用して前述の如く惠州に第二回の擧兵を敢行した。勿論これにも失敗したけれども義和團事件の和議條件たる九億萬兩に上る團匪賠償金の支拂の爲、孫文の言葉を以てすれば「清朝の威信は地を拂ふて餘りなく、人民の生計は之より日に盛まり岌々として救はるべくも見えず、有志の士は多く救國の思を起し、革命の風潮は次第に萌芽するに至つた。」のである。

當時清朝の各省は留學生を日本に派遣する流行があつたため、當時日本の東京に集つた留學生は革命の理想に敏感であつて、東京留學生界の思想言論は皆革命問題に集中され、孫文が日本滞在中に廖仲愷夫婦、馬君武、胡毅生等が多數集り會して、革命に賛意を表し、これら留學生の識者有志が團體を結んで國事に任ずることを約した。これが後の中國革命同盟會の母胎であつたと孫文は「自傳」中に述べてゐる。

この中國革命同盟會が具體的に實を結んだのは、一九〇五年東京坂本金彌邸の「革命同盟會成立大會」に於てであるが、それ以前孫文は世界漫遊の途次、在歐留學生に呼びかけて革命團體組織を勧め、第一回は白耳義ブラツセルに、第二回は伯林に、第三回は巴里に、而して東京大會は實に第四回に該當するわけである。

當時東京には、支那各地で反清朝政府の運動に失敗して日本に逃れて來た亡命者の群が集つてきた。その主なるものは黃興、宋教仁の「華興會」、章炳麟、蔡元培等の「光復會」、張繼等の直隸派であつた。これら亡命者連と留日學生が合同して、世界漫遊より歸つて來た孫文を迎へて、一九〇五年八月十三日麹町富士見樓に孫文歡迎會を開き、續いて前記坂本邸に「革命同盟會成立大會」を開いたのである。成立大會に於ては黨議六條が左の如く發表された。

- 一、現在の惡劣政府を推翻する。
- 二、共和政體を建設する。
- 三、世界の和平を維持する。
- 四、土地國有を主張する。
- 五、中日兩國の國民的聯合を主張する。
- 六、世界列邦に中國の革新事業に賛成することを要求する。

そして會員入會の誓詞としては「聯盟人、〇者〇縣〇〇〇當天發誓驅除鞑虜、恢復中華、建立中國、平均地權、失信矢忠、有始有卒、如或渝此、任衆處罰、天運〇年〇月〇日〇〇〇」といふのが採擇されたのである。

この誓詞の要旨は更に「同盟會革命方略」の中に敷衍されてゐるので、長きをいとはずこれを引照するならば、該方略第一章軍政府宣言に曰く、

「天運歲次〇年〇月中華國民軍總督は軍政府の命を奉じ、軍政府の宗旨及び條理を以て國民に布告す。今や國民軍起りて軍政府を立つ、二百六十年の醜醒を激ぎ四千餘年の祖國を復し、四億人民の禮社を謀るは、之れ獨り軍政府の責、勞貨すべきなきのみならず、凡そ我國民の皆應に引いて己れの責となすべきものなり。惟ふに我が中國は開國以來中國人を以て中國を治めたり。間々異族の篡據せることありしと雖も、我が祖、我が宗、皆よく驅除光復し以て後人に胎せり。今漢人義師を唱率し、胡虜を除せんとす。之れ上、先人の遺烈を繼ぐがためにして大義の在るところ、凡そ我が漢人常に驕然たらざるはなるべし。只だ前代の革命は有明(明朝)及び太平天國の如く、單に驅除光復を以て自任し、此の外轉移するところなかりき。我等の今日は前代と異なり、鞑虜を驅除し、中華を恢復するの外、國體民生も尚ほまさに變更すべし、經緯萬端なりと雖も、要するにその一貫の精神は、則ち自由平等博愛なり。故に前代は英雄革命にして今日は國民革命なり。所謂國民革命とは、一國の人皆自由平等博愛の精神ありて革命の責任を負ふものにして、軍政府は只だその機關たるのみ。自今以て國民の責任は即ち軍政府の責任にして、軍政府の功は即ち國民の功なり。故に軍政府と國民とは同心戮力以て責任を盡すべきなり。茲に腹心を披露して今日の革命の大經と將來治國の大本とを天下に布告す。

かくて鞑虜驅除、恢復中國、建立民國、平和地權の四大綱を宣明してゐるが、この中鞑虜驅除に關しては

「今日の滿洲はもと塞外の東胡なり。昔明朝に在りて屢々邊患をなし、後中國多事なるや長驅入關して我が中國を滅ぼし、我が漢入をその奴隸となし、從はざる者は殺戮せしむ。我が漢人は亡國の民となること茲に二百六十年なり。滿洲政府の窮凶極惡は既往に貫盈せり。義師の措すところ、彼の政府を覆へし、我が主權を還さしめん。其滿漢軍人等にして若し悔悟來降せばその罪を免れしめんも、敢て抵抗するものあらば殺して赦すなからん。漢人にして滿奴漢奸となるもの亦斯の如からん。」と。

以て如何に彼等中國同盟會人が滿清支配の舊秩序に憎惡を寄せ、これを顛覆することを中國革命の第一義諦としたかは知られるであらう。

こゝには未だ孫文の三民主義は宣明されてはゐない。しかし鞑虜驅除と中華恢復は三民主義の民族主義であり、民國建立はその民權主義であり、地權平均はその民生主義であつて、民族主義が鞑虜驅除といふ滿清政權打倒の一點に強く力が注がれてゐる點に、三民主義の初期的性格、言ひ換へれば三民主義の種族主義的性格を窺ふことができる。もとよりその滅滿興漢が傾清復明を樞軸とする會黨や洪門會の徒のごとき保守復古に終始せず、國體民生の變更といふ進歩的側面があつたことは事實であるけれども一國內に於ける一種族(滿洲族)に代ふるに他の一種族(漢族)を以てする點に於ては軌を一にしてゐるのであつて、この意味に於ける民族主義は後に孫文が提唱した五族同化の中華民族主義とは非常にその性格を異にするのである。

孫文が何時の頃から三民主義を提唱し始めたのか、その時期は明かでない。建國方略の孫文自傳にすれば、倫敦遭難事件(一八九六年)後暫く歐洲に留つて、政治風俗を視察し、朝野の賢豪と交つて二年見聞に據つて教へられる所頗る多く、初めて國家の富強は民權の發達によるべきものであり、彼地にも猶志士の社會運動の存在するを知つた所から「茲に於て余は一勞永逸の計をなさんとし、民生主義に準據して民族、民權の兩問題をも同時に解決せんとした。之が余の主張たる三民主義の由つて完成された所以である。」と述べてゐる。また第二回の世界漫遊の途次在歐の支那留學生に對し「余は茲に於て平素抱懐せる三民主義、五權憲法を掲げて彼等に號召し云々」とあるので、この頃より三民主義的思想を天下に宣揚し始めたのであらうことは推察し得られるが、具體的に孫文が三民主義を表明し

たのは中國同盟會の機關誌として東京に發刊された「民報」の發刊の辭に於てであつたやうで、その時孫文は三大主義の文字を用ひて三民主義の文字を使用してはゐなかつたのである。「曰く余惟ふに歐米の進化は凡そ三大主義を以てせり。曰く民族、曰く民權、曰く民生、之れなり。羅馬亡ぶるや民族主義起る。而して歐米各國は獨立し、專制の威行はれて庶民其苦に堪へず、則ち民權主義は起れり。十八世紀の末十九世紀の初、專制仆れ、立憲政體樹てり。世界の開化に人智益々進み、物質發舒し、百年は千載に鋭く、經濟問題は政治問題の後を繼げり、則ち民生主義躍然として動き、二十世紀は民生主義の獨擅時代となれり。斯くて三大主義は孰れも、民を基本として推移變遷せるなり。而して歐米の人は種はみな治化する。今や中國は千年の專制の毒を以て解けず、異種之を殘し、外邦之に逼り、民族主義、民權主義は須臾も緩むべからず。而して民生主義は歐米に於ては弊害の積重を盛り返し難きを慮る所なるも、中國は獨り病を受くるも未だ深からずして之を去り易し。云々」と。孫文に於て始めて三民主義が三大主義の名を冠して一九〇五年日本の東京に於て述べられたといふことは意義深しとしなければならぬ。この三民主義中の民族主義が、その初期に於ては中國同盟會の綱領の「排滿驅除」と等しく、排滿思想の種族主義であつたことは、その翌年（一九〇六年）民報創刊一周年記念祝賀會に於て講演した「三民主義と中國の前途」の中に明瞭である。曰く「民族主義を理解するには如何なる研究を必要とするか。果してそんな研究を必要とするものであるか。この點今之を一個の人に譬へて見れば、誰でもその父母は一見明瞭に之を知ることが出来るし、兩親を行路の人と同一視することはできない。又通りかゝりの人を自分と考へることもできないが、民族主義も之と同様のものであつて、元來種族性から出發したものである。滿洲人は入關以來今日迄已に二百六十餘年になるが、我々漢人は子供でも滿洲人を見れば、それが

滿人であることが判り、漢人と間違ふやうなことはない。之が即ち民族主義の根本である」と。そして民族革命について述べて「民族革命の主因は滿洲人に滅亡されることに甘んぜず、又彼等が我々の政治に主となることを欲せず、之がために必ず彼等の政府を撲滅し我等漢民族の國家を復興せんとするに在る。」ともいつてゐる。

民族主義が元來種族性より出發するといひ、民族革命の主因が漢民族の國家の復興に在るとする主張は、まぎれもなく三民主義の民族主義が種族主義に立脚し、その民族革命が實は種族革命に過ぎなかつたことを物語るものである。

まことに實踐的革命家としての孫文が、當時として滿清政府打倒に精力を傾注することは當然であつて、その目標とする民族革命が滅滿興漢にあつたことも當然といはねばならぬ。しかしまたこのことが初期三民主義の種族的制約をまぬがれないのであつて、それは未だ國民革命の名に値しなかつたのである。滿清政府を倒して漢民族の國家をつくるといつてもそれは種族國家であつて、眞に、國民國家の創生とはならないからである。孫文は中國革命同盟會の成立を喜んで、「革命同盟會成立後に於ける余の希望は、之を以て一新紀元を開かんとするに在つた。蓋し之より以前に於ては身は百難の衝に當り、世を擧げて非笑唾罵する所となり、一敗再敗し尙險を冒して猛進し乍ら、未だ敢て革命排滿の事業が余の生存中に成就すべしとは思はなかつた。然も百折不撓なりし所以は人心を奮醒せしめ、愛國の情を振起し、かくて余の志を繼いで奮起する者によつて之を成就せしめんとしたのである。然るに、乙巳の秋全國の俊英を集合し、東京に於て革命同盟會成立するや、余は初めて革命の大業が余の生涯に成るべきを信するに至つたのである。」（孫文自傳）と述べてゐるが、その革命事業が排滿の種族革命の域を脱しなかつたのは當時の孫文としては止む

を得なかつたとはいへ、眞に國民革命を意味するに至つてゐなかつたのである。

したがつて民族主義が種族性に立脚する限り、滿清政府打倒の業が完結すれば、三民主義中の民族主義は達成されたことにもなる。そして確かに滿洲政府の打倒が辛亥革命によつて遂行された時、孫文は民族革命が成功したかの如く一時思つてゐたやうにも思はれる。

しかし三民主義の一つが若し辛亥革命によつて達成したのであるとすれば、最早今日の三民主義の名に値せず、それは民権、民生の二民主義に成り終つてゐるわけである。したがつて、我々が今日の三民主義を批判検討しやうとするならば、その後には、三民主義が歴史の経過と共に、如何なる變貌過程を経て今日に至つたのであるかを孫文の志趣に即して、つぶさに之を検討する必要があるわけである。

第六章 三民主義の變遷

第一節 三民主義と五族共和

一九一一年の辛亥革命は、清朝政府の川漢鐵道敷設の案に對する四川民衆の憤激が導火線となつて、武漢革命軍の蜂起に始まつたのである。しかるに多年の衰運に弱り果ててゐた清朝政府は、強弩の末魯縞にも入る能はざる窮狀を呈してもろくも崩壊してしまつたので、急遽歐洲より歸國した孫文は一九二二年一月一日擧げられて臨時大總統に就任した。その就任の宣言に曰ふ。

「中華締造の始め不才を以て臨時大總統の任を膺く、夙に戒懼、以て國民の望に副ふなきを慮る。(中略)國民の本

は人民に在り。漢滿蒙回藏の諸地を合して一國となし、漢滿蒙回藏の諸地を合して一人の如からんとす。是をいふ民族の統一と。武漢の義を首に十數行省光復して獨立せり。所謂獨立とは滿清に對する離脱にして、各省に對しては聯合を以てすべきなり。蒙古、西藏の意も亦これを同じふす。行動既に一。斷じて歧趨するところなし。樞機中央に成り、經緯四周に至る。是を曰ふ領土の統一と、云々。」

我々が辛亥革命當時の孫文の三民主義を見るためにその臨時大總統就任の宣言を引照した所以は、滿清政府が打倒された後の孫文の三民主義が中國革命同盟會當時の三民主義と著しく相貌を異にしてゐることを見やうとするためである。まことに孫文は滿清政府が崩壊し、中國に共和政治が實施されるに至つたのを見て、三民主義の一部は既に成就したといふ錯覺に陥つたやうである。彼が民國元年四月臨時大總統辭職後同盟會の送別會席上述べた講演(「民生主義と社會革命」)によると、「八九年前少數の同志が日本に於て同盟會を發起して三民主義を定めた。一、民族主義、二、民権主義、三、民生主義の三である。今日已に滿清は退位し中華民國は成立したから、民族、民権の兩主義は俱にその目的を達した譯であるが、只民生主義に至つては尙未だ著手されてゐない。故に今後我々が力を致さなければならぬのは此事でなくてはならない」と民族、民権兩主義の完成を明かに物語つてゐる。

同年五月廣州東關の新聞界の歡迎會席上に於ても、「二十年來我黨は三民主義を持って海外に奔走し、以て中國の大革新を謀らんとしたが、幸ひ今日時機既に熟し、人心死せず、武漢の起義より三ヶ月ならずして全國定まり、已に五族共和と民族民権の目的とを達するに至つた。故に今後國利民福を計らんとすれば、其の進行方法は民生主義提唱の實行でなければならぬ。」と、前の講演と同様な見解を述べてゐる。同年九月北京共和黨歡迎會に於ても「余が此度

北來した目的は政黨との關係を絶つて社會事業に従事せんがためであつて、余は今後専心實業方面に盡力する考へである。」と語つて、今後の方向を開陳してゐる。革命家孫文が共和政治敷かれたと見て忽ち社會事業家として一生を遂げんとした當時の孫文の心理、殊に多年育成した中國同盟會と絶縁して政治運動から一切手を引かうと決意した孫文の心理は、孫文傳の研究者には興味ある當時の孫文の心的狀況であるが、それだけにその當時孫文の三民主義に関する主張を求めるには困難なものがあつた。初めに述べた臨時大總統宣言中の「漢滿蒙回藏の諸地を合して一國となし、漢滿蒙回藏の諸族を合して一人の如からんとす。是をいふ民族の統一」との五族共和の思想こそ當時の孫文の思想を端的に物語つてゐるものではなからうか。

五族共和については當時の孫文には二つの講演がある。一は民國元年九月北京の蒙藏統一政治改良會議の席上行つた「五族共和の眞義」と、今一つは同月五族合進會西北協進會席上に於ける「五族聯合の效力」とである。

この二つの講演に於て特徴的のことはそこに於ては最早三民主義のことが語られず、これに代るに自由、博愛、平等の三主義——これはいふ迄もなくフランス革命の標語である——が語られてゐることである。曰く、

「我が國民は自由平等博愛の三主義を以て共和國家を建設したのであるから、蒙藏の同胞も須く共和國家が專制國家と異なる所以の要點を知らなければならぬ。則ち專制國家に於てはその利益は全部君主に屬するが、共和國家に於ては、利益は盡く國民に歸するのであつて、之が共和と專制の特に異なる點である。

前清の極盛時代には蒙古、西藏、青海、新疆を合併し、その領域は亞細亞洲の東部の一大部分を占めてゐたのであるが、國民はその實絲毫の利益をも享有せずして、利益は悉く皇帝一人の占有となつてゐた(中略)蓋し專制國の通例

として、國愈、強くして人民の苦痛は愈、甚しくなるものである。然るに共和國に於ては之に反し、國民の利益の増減は國家の強弱と正比例し、國家が強盛になれば、國民の利益も日に増加し、國家が衰弱すれば國民の利益は日に減少するのである。之れ共和國は國民を以て國家の主體となすからである。

今我國には共和政體が成立し、蒙古、西藏、青海、新疆等往昔壓制を受けてゐた地方の同胞も同様國家の主體となり、共和國の主人公となることを得た。換言すれば國家の參政權を取得し得たのである。則ち方今共和が成立して日が淺いため、各種の政治は未だ整理が發生するに至らないが、將來に於ては國家の立法に對し、我が同胞は皆自己に有利なれば贊同し、不利なれば反對し得る譯である。」

專制政府を倒して、中國に共和政治が形式的にもせよ敷かれた當時の孫文は、その嘗ての旗標であつた三民主義を降して、自由・平等・博愛の三主義を以てし、漢・滿・蒙・回・藏の五族が一舉に一家となり得ると信じ、これによつて、人民による人民のための政治が敷かれるものと信じてゐた。従つて、嘗ての民族主義の標語は最早解決されて不用なものとなつたやうに考へてゐたのである。「五族聯合の效力」の内に於ても曰ふ、

「吾人が大いに革命の擧を興したのは、種族・政治の兩問題に起因し、之が目的とする所は、自由・平等・博愛の三者に外ならなかつたのである。之を歴史に徴するも、世界に於ける革命は概ね種族問題に起因するか、然らざれば政治問題に起因するものである。

我國の革命も同じく種族革命であり、政治革命であつた。何となれば漢・滿・蒙・回・藏の五大種族中、從來は滿族のみ獨り優勝の地位を占め、無上の權力を握つて、他の四族を壓迫し、滿族は主人であり、他の四族は皆奴隸であつ

て、種族の不平等は極點に達してゐたのである。随つて種族の不平等は自然政治的不平等となり、之が竟に革命に迄進展していつたのである。昨年の我國に於ける革命の影響は全般に及び、僅か數ヶ月の短時日を以てして大功成就するに至つたのであるが、その成功の速かなりしことは實に天幸といふべきである。今既に五族一家となり、平等の地位に立つたのであるから、自然種族不平等の問題は解決し、政治的不平等も同時に解除され、この點永久に紛争を起す理由は存在しない譯である。今後五大民族は同心協力し、共に國家の發展を策して中國を世界第一の文明大國としなければならぬ。之れ吾が五大民族共同の大責任である。」と。

かくて孫文は人類の生存する所必ず團體あり、蒙昧の世には千萬の小國が林立してゐたが、現在世界の強國は僅かに六七ヶ國に過ぎない状態であるから、この六七ヶ國の大國から世界が唯一の大國に總合統一され、所謂大同の世を現前することも不可能でないとし、「由來我が五大民族は平和を愛し、人道を重んずる種族であるから、若しその抱懐する自由・平等・博愛の主義を世界人類に迄擴充するに於ては、大同の軌も敢て致し難くはないであらう。」と五族協和より大同主義への途を示唆してゐる。辛亥革命以前あれほど熾烈であつた孫文の民族主義は影を潜めて、四滿平和な五族共和の思想、五族聯合國家のいはば一種のフェデリリズムの思想が中華民國誕生當時の孫文を支配してゐた民族觀であつたのである。

ところがこの五族協和の思想は、やがて後に至つて孫文自身によつて、打倒されたことは注目すべきことである。歐洲大戰後に述べた「三民主義の具體的方策」の講演に於てはこの五族協和の思想が孫文自身によつて否定され、これに代るに民族同化の思想が立ち現れたことは注目すべき變貌である。曰く、「漢族復活後、その内部に在つた世襲的

官僚や頑固な舊黨、復辟を計る宗社黨が一齐に口を揃へて「五族共和」を叫んだが、焉んぞ知らん根本的錯誤が其處に存してゐた。即ち五族の人口を調査すると西藏人は四五萬に過ぎず、蒙古人は百萬に滿たず、滿洲人は僅かに數百萬であり、回教教徒は多數あるけれども、その大部分は漢人である。五族の地位を述べれば、滿洲は日本の勢力範圍内に在り、蒙古は以前より露國の圈内にあり、西藏は英國にとつて殆んど囊中のものである。之によつて彼等が盡く自衛能力を有せず、我が漢民族が應に彼等を補助せねばならぬことを知る。漢民族は從來四億と號してゐるが、或は之れに止らぬかもしれない。かゝる多數の民族を以て、なほ眞個の獨立をなし完全なる漢民族の國家を組織し得ぬのは實に我が漢民族の恥辱として之より大なるはない。されば本黨の民族主義がなほ徹底的大成功を見ないのである。之によつて本黨は今後なほ民族主義について努力するを要し、必ず滿蒙回藏を我が漢民族に同化せしめ一つの大民族主義國家を形成せねばならぬのである。」と。五族協和の思想は、孫文自らの手によつて見事に否定し去られたのである。

このことは何れ後に述べるとしても、中華民國成立當時の孫文の思想が五族協和であつたことは疑ひを容れない。したがつて、民族主義は前に述べたやうに既に最早孫文の胸中になく、それ故に、一九一三年孫文が討袁革命の失敗後東京に亡命して信頼し得る自己の同志のみを集めて結成した秘密結社「中華革命黨」の「革命方略」の總章の要點は、

- 一、本黨は民權、民生兩主義を實行するを以て宗旨とする。
- 二、本黨は專制政治を排除し、完全なる民國を建設するを以て目的とする。
- 三、本黨進行の程序を分つて、軍政時期、訓政時期、憲政時期の三時期とする。

(波多野乾一「中國國民黨成立史」—「アジア問題講座」)

と。その革命方略には三民主義中の民權。民生は採り擧げられてをりながら、民族の文字は脱落せしめられてゐたのである。孫文が民族主義が完成したと考へたのはこのことから知られるであらう。かゝる民族主義が何故に孫文に於て再び後に採り擧げられたかは、疑ふまでもなく歐洲大戰のためであつたのである。この變貌については、次に述べよう。

第二節 三民主義と民族自決

歐洲大戰が開かれて後、支那が協商國に加入したことは既に明かなことであるが、この支那の協商國加入に終始反對したのは孫文であつた。その反對意見は一九一七年に發表した「中國存亡問題」に詳説されてゐる。この論文に於ける孫文の英國及び日本に對する認識は今讀んでもまことに正鵠を極めたものであつて、英國百年來の外交政策を顧みれば、「百年の間に英國は佛蘭西を敵とすること二度、友とすること二度、露國を友とすること一度、敵とすること一度、獨逸を敵とすること一度、友とすること之れ亦一度であつた。之を要するに最強の國に當る際には英國は必ず他國と聯合して之に敵對し、他に更に強大なる國家が出現すれば、又之と結んで共同の敵に當るのであつて、之が過去二世紀の間に於ける英國の一貫不變の外交政策である。だから或る時代に或る一國を友としても、それは決して誠意からする結合ではなく、他國の攻撃に利用し、友國の軍隊をして自國の傭兵と同様の役目を演ぜしめんとするに過ぎない。従つて既に強敵を挫き、會つての友邦が強大となれば、又轉じてその友邦を敵とするのであつて、英國は終始

使喚する立場に居り、戰は他國に任せて置いて、勝てば英國はその利を取らうとするのであつて、之は數百年來未だ曾つて變らざる彼等の政策である。」といつてゐる認識は、終始英國に苦益を喫した理想主義者孫文の身を以て獲た深い現實的認識であると共に、今次第二次歐洲戰爭に於ける英國の態度に照合して見ても、まことに肯綮に當つた見解である。

重慶政權の識者は何故にこの祖師の嘗ての言を顧みないのであらうか。また英國の友邦に對する態度を論じて、「英國が友邦を求むるに當つては、能く自國のために盡力し得るものを以て貴しとするのであつて、一度び無力となれば、自己の犠牲とすること、譬へば蠶を飼ふ者と同様である。即ち三眠以前には葉を束ね桑を伐り朝夕覗ひ見て唯違はざるを恐るゝこと、恰も孝子の父母を養ふに似てゐるが、一旦繭を造り終つて蛹となるや、之を熱湯に投じ、煮殺して遺骸を魚の餌にするやうなものである。従つて今日の英國の友邦は皆蠶に等しく、彼等が猶能く英國に迎合し得る所以はその絲の未だ盡きないからである。」と。老獪な英國の外交を洞觀して餘りないものといふべきである。今日重慶政權が英國に頼つて抗日の愚を敢へてする所以が、やがて熱湯に煮殺されて遺骸を魚の餌とされる結果となることまで洞察の眼を働かしてゐるものが何人あるであらうか。

また日本に對する認識として特筆すべきことは中國の聯米論者の中に「協商に加入することによつて日本に抵抗し、日本を排斥せんとする者も尠くない。惟ふに少數を除き、その加入を主張する者は皆共通の考を持つてゐるやうに思はれる。即ち彼等は日本は東洋に於ける權力を自國のみで掌握しようと思つてゐるから、戰爭に加入することによつて中國の國際的地位を争回し、米國と聯合して日本の勢力を驅逐しやうと思つてゐる。」しかし「彼等(聯米論

者)は中日關係の密接なること、決して單なる同文同種云々の言葉を以てしては説明し得ないものである事を知らない。國際上の眞の結合は必ず共通の利害の上に立つて行はれるものである。中國は日本と同利同害の立場に在る。蓋し中國は一旦戰爭に加入すれば、如何にしてもその結果は英國の犠牲となるだらうし、中國が英國の犠牲となれば、その利益を享けるのは獨逸か然らざれば露國で、獨逸が中國の利權を占むれば、日本は更に發展の途なく、自衛の法が無くなるからである。之れは日本の損であるが、日本が損を受ける所以は、中國がまづその損を受けるからである。故に日本のために計ると夫々の出發點は異なるが、結論は必ず一に歸する。日本が我國の利益を計つて忠言を呈するのは、元々我國のためを考へるのではないが、而も吾人はその故を以てその忠言を棄つることは出来ない。故に方今聯米をいふ徒輩は東亞の形勢を知らないのである」と。これが孫文の英國に勸誘された協商加入に反對の論據であつたのである。しかもこの對日認識が二十一ヶ條問題を惹き起して後の孫文の日本に對する認識であることを思へば、孫文が如何に日本と中國の關係を知ること深く、日本と聯携して東亞の興隆を計らうといふ意圖の烈々たるものあるを看せざるを得ない。孫文は當時日本が中國の協商加入を願はない主要原因は「友情を本位として中國の危急を救ひ、その安定を圖らんとしたのであつて、論者はそれが中國を支配せんが爲めであるといひ、中國外交の獨立を奪ふものであるといふが、それは東亞聯合發展の機會を失し、白人をして乘ぜしむるものである」と、歐洲大戰を契機としての東亞聯合を示唆してゐる。もしかゝる對白人認識または東亞認識が現在の重慶の識者にあるのであれば、第二次歐洲大戰の始まつた現在に於て、何故に抗日の愚を続け、東亞聯合の機會を失するのであらうか。第一次歐洲大戰當時の祖師孫文の東亞認識にまで想を致すならば、重慶の識者は英雄的轉向を計つて、日本と共に興亞の大

業を圖るべきではなからうか。

それは兎に角として歐洲大戰終結してより孫文は久しく捨てて顧みなかつた民族主義を採り上げて、再び三民主義の提唱を始めたのである。これはまことに興味あることである。五族協和によつて民族主義は解決したと考へた孫文が、再びこれを採り上げて激しく唱へ始めたといふことは何に據るのであらうか。想ふに中華民國の成立してより十年に垂んとするに、孫文の理想とする民國の共和政體の實現を見ず、民國二年國民黨が解散されてからは、同志は亡命して中國革命黨をつくり、或は廣東に臨時政府をつくつて北洋軍閥と抗争し続けてゐたといふことも一つの大きい事由であらう。しかし根本的原因としては歐洲大戰後世界秩序の標語となつた「民族自決」のスローガンが孫文を刺戟して再びこれを強く高唱するに至らしめたのではなからうか。そして既に述べたやうに、この標語は歐洲大戰中米國大統領ウィルソンによつて提唱され、やがてヴェルサイユ平和會議と國際聯盟の指導原理となり、形式的ではあつたけれども「如何なる地域の個々人と雖も自分達の治めらるべき政府、更には自分達の屬すべき國家さへも、自ら決定する權利を有つ」とするこの原則は、やがて戦後ヨーロッパ各地に於ける獨立國家の誕生や人民投票となつて現れたのであつた。

さてこの歐洲大戰後の世界的風潮であつた民族自決主義に刺戟されて孫文は再びその三民主義を活潑に提唱し始めた。民國十年の「三民主義の具體的方策」といふ講演はその意味では孫文のかゝる轉機を知る上に注目すべき文獻の一つである。

この講演に於て、孫文等の主張する革命が三民主義と五權憲法の革命であることを明かにした。これはやがて、民

國十三年制定された國民政府建國大綱「國民政府は革命の三民主義及五權憲法に基きて中華民國を建設す」に脈絡して中國建設の基本方針となつたものであるが、この講演に於て、何故に民族主義が未だ完全に目的を達してゐないかの事由を説明して、「現在滿洲の虜敵は傾覆して漢民族が復活したとはいへ、我が民族は尙完全なる自由を有してゐない。その原因は本黨がただ消極的政策を行つて積極的政策を遂行することのなかつたに由るのである。」とし、しかるに「歐洲大戰が終局を告げてより世界の局面は一變し、大勢の赴く所各民族は總て民族自決を重視するに至つた。我が中國は世界民族中の最大民族であるに不拘ただ半獨立國と稱し得るに過ぎない。東亞に於ける完全な獨立國は暹羅と日本のみである。この理由は如何にといふに、漢族復活後世襲官僚や頑固な舊黨や宗社黨は口を揃へて「五族共和」を叫んだが、これは根本的錯誤であつて、五族の人口を調査するに、西藏人は四五萬、蒙古人は百萬に満たず、滿洲人は僅か數百萬である。しかるに漢民族は從來四億を號してゐるが、或は之れに止まらぬかもしれぬ。かゝる多數の民族を以て、なほ眞個の獨立をなし、完全なる漢民族の國家を組織し得ぬのは實に我が漢民族の耻辱としてこれより大なるはない。されば本黨の民族主義がなほ徹底的大成功を見ないのである。之によつて本黨は今後なほ民族主義に就き努力を要し、必ず滿蒙回藏を我が漢民族に同化せしめ、一つの大民族國家を形成せねばならぬ事を知る。」と。嘗ての五族協和の民族政策はこゝに放棄されて、漢民族による五族同化の一大民族國家の建設が聲高く提唱されたのである。孫文はこれを「積極的民族主義」と稱してゐるが、これは孫文の民族觀に於ける著しき變貌と飛躍でなければならぬ。

何故に彼がかゝる積極的民族主義を唱へるかといふに、孫文はその事例を米國に求めたのであつて、今日米國は世界最強最富の民族國家であるが、その民族人種の複雑さは驚くべきものがある。黒人種・白人種・銅色印度人種があり、その他幾十種の民族がある。國別に見ると、最も多數を占める英國人・和蘭人・獨逸人・佛蘭西人・露西亞人があり、その他數十ヶ國の民族が包含されてゐる。まことに「世界國家中最多數の民族集合體」である。しかるにかゝる複雑な米國民族を稱して、何故に「英・和・佛・獨・露・米各國人と稱することなく、單にアメリカ人と稱するのか。英・和・佛・獨・露等の數民族が同化して米國と稱する一名詞をなすのは、かゝる多數の國人がアメリカに到るや、總て一爐に投じ、熾きなほされて、一民族となるからである。即ち英・和・佛・獨・露の米國人と稱せず、専らアメリカ民族と稱してゐるのは、只一組の「アメリカ民族」あるのみだからである。これが今日光輝燦爛たる米國のある所以である。諸君、民族の作用の偉大さを思ひ給へ。米國のかゝる民族主義こそ積極的民族主義であり、かゝる積極的民族主義こそ我黨の主張する所の民族主義の好標本である。我等は今日中國の民族主義を講ずるに當り、五族の民族主義は之を包含し得ない。當然それは漢民族の民族主義を講ずべきである。」したがつて、孫文の考へてゐる五族調和方法は「漢民族を以て中心となし、滿・蒙・回・藏四族を全部我等に同化せしむると共に、彼等四族に讓歩せしめて我等に加入せしめ、建國の機會にはアメリカ民族の規模に倣つて、漢・滿・蒙・回・藏の五族の同化を以て一個の中華民族を形成し、一の民族國家を組織し、米國と東西兩半球に在つて二個の大民族主義的國家をなして相照映するにある。」したがつて、繰返していふならば、「我等は辛亥の年、滿清を顛覆し、漢民族を復活せしめ、消極的方面に於ては民族主義の目的を一部分實現したといひ得るが、併し積極的方面については、何等の努力も拂はれなかつた。今後はまさに漢族の光輝を發揚し、我等と彼等との共同建國のために、各民族を一切一つの熔爐に投じて冶金し、漢族に同化せしめ、東亞の大

陸に中華民族の國家を建設し、漢族の威名を以て全世界を震動せしめねばならない。」のである。まことに世界大戰後澎湃たる民族自決の風潮に刺戟された孫文の民族主義の轉回はおどろくべき積極性を示し、排滿興漢や五族協和時代の消極性を一掃して、漢民族第一主義・漢民族同化主義へと轉向し來つたのである。「歐洲戰爭終了後米國のウィルソン大統領は世界各民族の大勢に鑑み、彼の「民族自決」論を主唱した。かゝる「民族自決」論が乃ち我黨の民族主義である。その後巴里平和會議完了後歐洲中部には早速多數の新しく獨立した民族國家が成立し、チエツコスロバキヤの如きは其の著名なるものである。諸君は之に由つて現代民族思潮を察し得るであらう。」と、黨員に民族主義、滔々たる現代思潮について警告し、以て三民主義が國民黨同志に於ける信念であり、實の指針であることを明示してゐる。世界大戰は敏感な孫文に、再び民族主義の焰を燃え上らしめ、しばらく旗幟を收めてゐた民族主義が三民主義の首頭に高く掲げられた。この孫文の心理的轉換には興味深いものがあるではないか。

思ふに孫文の三民主義は、その名稱は一貫して三民主義であつたにしても、その内容に於ては必しも一定不變のものではない。その歴史的状況に應じ、世界事情に即し、また支那の國內事情によつて、種々の變貌を遂げ、その語られる面が時と所によつて異つて來てゐるのである。始め三大主義として孫文によつて提唱された當時の民族主義は、鞭撻を驅除するといふ滅滿興漢の種族革命の思想を盛られてゐたのであるが、今やそれは民族自決の論理に換骨され、しかもその民族自決たるや、滿蒙回藏の諸種族の意志にしたがつて、各々その欲する國家に従ふといふのではなく、むしろ四億の漢民族によつて、之等諸種族を同化し、これら四族に讓步せしめて我等に加入せしめ、凡て一爐に投じて熾きなほさんとするのであるから、民族自決は決して文字通り民族自決ではないのである。むしろ孫文の庶幾する所は、

アメリカ式の民族國家であつて、米國が諸種族をアメリカナイズするやうに、支那の諸種族を漢化して中華民族として形成しやうとするのが、いふ所の積極的民族主義であつたのである。したがつて、精緻な合理主義を以て一貫してゐる孫文が、積極的民族主義を説く際は頗る非合理的獨斷であつて、「或は五族共和の旗を掲げて既に久しい今日、單に漢民族の民族主義のみを講ずれば、滿・蒙・回・藏四族人の不満を招くといふ人もあらう。余はこの一事に到つては顧慮する必要はないと思ふ。現在滿洲人は日本・蒙古人は露・西藏人は英の後に附して自衛能力の發現がなく、將來彼等が列國から分離しても尙我々漢民族に依頼するを要するだらう」と、獨斷的に漢民族第一主義・漢族による四族の支配を説いてゐる。一體民族自決を言葉通り解するならば、滿蒙回藏の諸種族が何れの國家に屬すべきかは、それら諸種族の自決の判斷——人民投票——によつて決すべきものであつて、決して漢民族の意向によつて決定すべきものではない。將來彼等が列國から分離するかどうかは漢人の關するところではなく、假に分離したとしても、漢民族に依頼するとは限らないのである。この點積極的民族主義はそれが積極的であることによつて民族自決の原理に背反することになる。民族自決の原理がウィルソンによつて唱へられたからといつても、そのウィルソンの屬してゐる米國のアメリカ民族主義が直ちに民族自決主義とは一致しないにも不拘、孫文はウィルソンが民族自決を提唱したから直ちにそれが米國の民族主義と一致するかのやうな獨斷に陥つてゐるのである。支那國內の小數民族の問題は積極的民族主義だけでは解決できないであらう。

それはともかくも、三民主義は以上の如く時勢に應じてそれぞれの變化を遂げて來てゐるのである。このことに注意して置くことは、三民主義批判に於てもつとも必要なことでなければならぬ。我々は次に孫文による三民主義の

第七章 帝國主義と三民主義

阿片戰爭以來百年この方、支那が歐米帝國主義の侵略の修羅場であつたことはまぎれもない歴史的事實であつて、太平天國も團匪事件も辛亥革命も、かゝる半殖民地化されて行く支那に對しての中國民衆の民族的反撃であつたことは偽らざる事實であり、孫文等の革命運動自體が外夷に侵略され、泥土にさらされて行く支那を救はんための一片秋の志に發してゐたのであつた。それにも不拘、この歐米帝國主義の支那侵略をはつきり意識に上せ、言葉に現はして、これに對して抗争の膽を固めたのは、それはそれほど古いことではなかつたやうである。試みに、中國革命同盟會の革命方略に現れた對外宣言を見れば、「中華民國軍は命を奉じ異族の專制政府を驅除し、民國を建立し、同時に益友邦各國との睦誼を敦うし、以て世界の平和を維持し、人類の福利を増進せんとするものなり。」として、國民軍の對外行動は、一、中國以前に各國との間に取極められた條約・賠償金・外債は凡て有效と認め、二、外國の既得權利は凡て之を保護し、三、外國人の生命財産を保護する等極めて穩健平和なる態度であつた。これを一九二三年一月一日に發表された「中國國民黨政綱」の對外政策と比較するに、國民黨政綱にあつては

- 一、外人租借地・領事裁判權・外人關稅管理權ヲ初メトシ、凡ソ外人ヲシテ中國疆域内ニ於テ一切ノ政治的權力ヲ行使セシメ、中國ノ主權ヲ侵害セシメル如キ、一切ノ不平等條約ハ皆當サニ之ヲ取消シ、改メテ双方平等ニシテ相互ニ主權ヲ尊重スルノ條約ヲ締結スベシ。

二、凡ソ自ら進ンデ一切ノ特權ヲ拋棄セントスル國家及中國ノ主權ヲ破壞スルノ條約ヲ廢止セントスル國家ハ、中國ニ於テ總テ之ヲ最惠國ト爲スヲ承認セントス。

三、中國ト列國トノ間ニ締結セル其他ノ條約ニシテ中國ノ利益ヲ損傷スルモノアラバ、須ラク重テ新ニ之ヲ審査シ、務メテ双方ノ主權ヲ害セザルヲ以テ原則トナスベシ。

等、その對外強硬態度は、前者と較べれば雲泥の相違があるのである。

かくの如く、孫文等の國民黨に於ける對外政策の激變は、もとより孫文等の帝國主義的侵略に對する明確な自覺、半殖民地支那の自意識に基くものであつて、孫文が支那に於ける帝國主義侵略を云々し始めたのは、一九二一年頃からのやうである。

前章の民族自決の方針に基く積極的民族主義による三民主義を開陳して後、孫文は一九二一年十一月に、廣西省桂林に於てコミンテルン特派員マーリンと會見してゐるが、この年五月中國共產黨創立され、同七月には上海に於て中國共產黨創立大會が開かれ、更に翌年五月には廣東に第一回全國労働會議が開催される等、歐洲大戰以後、世界を覆ふ社會改造の思潮、特に、蘇聯邦成立の影響は浸々と中國に滲透し來り、それ故に孫文は一九二三年一月労働政府代表ヨツフェと會見、孫文ヨツフェ共同宣言を作成し、十月にはボロヂンを國民黨顧問に迎へる等、聯露容共の思想、國共合作の政策は晩年の孫文を激しく震撼させたのであつた。一九二四年十月孫文が軍官學校に於て連續講演した「三民主義」はかゝる支那の歴史的社會的状況、また孫文自體の心的状況の裡に行はれたものである。したがつて講演「三民主義」を貫ぬく反帝國主義的思想の色彩は否まるべくもない。こゝに至つて三民主義は激しく帝國主義と對立してゐるのである。勿論孫文が晩年に説いた三民主義が帝國主義と激しく對立してゐる、即ち反帝國主義的色彩

が濃厚であるからといって、直ちに、それがマルクスレーニン主義を基調としてゐるものであると性急に断定してはならない。このことは「三民主義」を審に檢察することによつて自ら明かになるであらう。

さて孫文は講演「三民主義」の劈頭に於て、三民主義を定義して、救國主義であるといつてゐる。そして「三民主義にして既に救國主義なりとすれば、試みに問はん、我等今日の中國は救済を要すべきものなりや否や。若し果して救済を要すべきものとするならば、即ち當に三民主義を信仰すべきである。三民主義を信仰すれば、即ち其處によく極大なる勢力を生み出すことが出来、この極大なる勢力こそはよく中國を救ふことができるであらう。」とも述べてゐる。救國については既にそれ以前、民國八年（一九一九年）十月上海寰球中國學生會の席上「救國の急務」なる講演に於て述べてゐるが、そこに於ては救國の唯一の途が革命を行ふことである所以を力説してゐる。それはともかくも三民主義が救國主義であるといふ規定には孫文の激しいナショナリズムを感じるのであつて、マルクスレーニン主義の世界主義を基調とする階級理論とは凡そ對蹠的なものを見出すであらう。孫文もその講演中世界主義を批難して、「余は日頃多數の新青年が國民黨の三民主義は現在の世界の新潮流には適應しない。今日世界で最新であり且つ最良の主義は世界主義であると説くのを聴く。果して世界主義は是か非か。若し果してこの主義にして是ならば、中國は一度び國亡びて忽ちその民族主義が消滅したのは何故であるか。世界主義は即ち二千年前中國に於て唱へられた天下主義である。我等は今この主義が果して是であるかを研究して見やう云々」と、世界主義を激しく檢討批判してゐるのである。したがつてこれによつても孫文が世界主義の徒でなく一貫したナショナリストであることは知られるのであつて、それ故にこそ三民主義の劈頭に民族主義を掲げてゐるのである。

ところでこの民族主義は孫文の言を以てすれば國族主義である。從來中國人の最も崇拜する所のものは、家族主義と宗族主義とである。「従つて中國に於ては、たゞ家族主義と宗族主義あるのみにして國族主義がない。だから外國の傍觀者達は中國人は一片の散沙であるといふ。」その理由は中國の人民には家族主義と宗族主義のみあつて、國族主義がないからであつて、それ故に「中國人の團結力は宗族に止まり、未だ國族にまで擴張せられてゐないのである」と。孫文が國族主義といつて國家主義といはなかつた所以のものは何か。孫文の解釋にしたがへば「民族は天然力によつて造成せられ、國家は武力を用ひて達成せられたもの」であるからである。孫文はいふ「中國の政治歴史を以て之を證明すれば、中國人は王道は自然に順ふものなりと説く。これを換言すれば自然力即ち王道であるが、この王道を以て達成せられた團體が民族であり、次に武力は即ち霸道であるが、この霸道を以て達成せられた團體が國家である。」この民族と國家の區別が妥當であるかどうか、孫文自身も民族と國家とを時に混同してゐる點があることなど、をこゝに穿鑿する必要はないであらう。孫文にしたがへば民族は血統、生活、言語、宗教、風俗習慣の五種の力によつて自然天然に進化形成されるものである。ところでかゝる民族主義を何故に中國に於て提唱せねばならぬかの理由は、中國が列強の壓迫下に呻吟してゐるためであつて、「歐洲列強はその帝國主義と經濟力とを以て中國を壓迫し、中國の領土は逐次漸く縮少し、本部十八省さへも幾多の地を失ふたといふのが今日の狀態である」からである。列強壓迫下の支那の姿を「次殖民地」と名付けて、半殖民地或は殖民地以下のものだとしてゐる。それは次亞細亞が隣に屬しながら隣よりも、又隣より劣れる亞細亞よりも一層劣れる藥品の名稱であるのと同じであつて、半殖民地といふ名稱は自慰的にすぎなく、殖民地ならば一國限りの奴隷であればよいのであるが、中國は各國共通の奴隷であるから、「その實

際的地位は安南の如き眞の殖民地よりも一段と低いもの、それ故に次殖民地と呼ばなければならぬとしてゐる。かゝる次殖民地的支那の姿が如何にして出来たかといふに、それは歐洲列強の帝國主義によるもので、帝國主義とは「政治力を用ひて他國を侵略する主義で、中國の所謂動遠略である。この種侵略政策を現在名付けて帝國主義といふ」。歐洲に於ける各民族は何れもこの主義に染つてゐるために戦争が絶えない。第一次世界大戦はまぎれもない帝國主義的戦争である。この結果獨逸は敗れ去つたけれども、戦争當時最も世人の歓迎を受けた言論に、「民族自決」の主張がある。これは米國のウイルソンによつて主張され、ウイルソンは獨逸の強權を打滅して世界各弱少民族に自主の機會を與へんと主張したのであるから全世界到る所歓迎され、英國に滅された印度も、佛蘭西に滅された安南も、歐洲弱少民族たる波蘭土、チエツコスロバキヤ、ルーマニアも、協商國側に参加したのである。ところが、孫文によれば、「戦争の逆路し難い時には英、佛共に大賛成であつたものの一旦戦後講和會議の開かるゝや、英佛は勿論伊太利もウイルソンの民族解放の主義が帝國主義の利益と衝突することの極めて大なるを覺り、講和會議に當つて種々なる手段を弄してウイルソンの主義を敷削し去つた。結局講和會議に於て定められた條件は、最も不公平なものとなり、世界弱少民族は自決することも出来ず、自由を得ることも出来なかつたばかりか、更にその後を受くることの壓迫は従前に比し一段と激しくなつた」のである。したがつて、「數年に亘る歐洲大戦の結果もやはり帝國主義を消滅せしむることは出来なかつた。何故ならば當時の戦争は一國の帝國主義と他國の帝國主義と相衝突せしものにして、野蠻と文明との戦争に非ず、強權と公理との戦争にもあらず、從てその戦争の結果は依然として一帝國主義が他帝國主義を打倒せしに止まり、残るは矢張り帝國主義であつたからである。」

こゝに孫文の三民主義が帝國主義と激しく對質する所以が生れるのである。

嘗てウイルソンが「民族自決」を主張した時、孫文はこれに深く刺戟されて積極的民族主義を唱へたと私は前章に述べて置いた。そこに於ける民族主義はアメリカ式民族主義であつて、米國がそこに複雑な各人種を抱擁しながら、しかもその各國人を同化してアメリカ民族を形成するやうに、中國も五族を同化して一大中華民族を形成すべきことを主張してゐたのである。その一大中華民族の主張と民族自決論との間に深い罅隙があることはその時指摘して置いた通りであるが、ともかく民族自決論は三民主義を彩る華やかな色彩であつたのであつて、それ故にこそ、孫文がしばらく捨てて顧みなかつた民族主義を三民主義の劈頭に再び掲げ始めたこと前に述べた通りである。

しかるにこのウイルソンの民族自決論は孫文の述べる通りにパリ講和會議に於ては歐洲の帝國主義列強によつて、一片の道具の如く翻弄しさられてしまつたのである。おそらく理想主義者孫文の心は洞然として蒼ざめるものがあつたであらう。したがつて、最早、ウイルソンの民族自決論を以て三民主義の内容とはしなくなつた。

むしろ却つてこの民族自決論の主張を狡猾に翻弄し去つた各國の帝國主義自體に燈目長嘆して、かゝる列強帝國主義の爪牙にかゝつて永く苦しめられて來た中國民族自體の姿が深く孫文の心を打つたのである。こゝに孫文の三民主義が、反帝國主義的色彩を帯びて、又變貌して來た理由があるのである。文獻的に穿鑿するならば、孫文が帝國主義云々を發言しはじめたのは、民國十年（一九二一年）九月の「北伐宣言」に始まるのではないかと思ふ。該宣言に於て孫文は北部に「反革命の惡勢力の存在する所以は實に帝國主義の庇護の由て然らしむる所とす。」とし、また、中國の「十三年來の戰禍は直接には軍閥より受くるも、間接的には帝國主義より受けたるものなること明々白々にして疑

ふべき餘地無きを知るべし云々」と述べてゐるのである。この意味に於て「北伐宣言」は注目すべき文獻である。孫文はこの宣言に於て明白に國民黨の北伐戦争の目的を明かにして、「即ち此次の戦争の目的は僅かに軍閥を推倒するに非ず軍閥が其生存を托せる所の帝國主義を推倒するにあるなり。然る後反革命の根株は永絶せん。かくて中國は殖民地の地位を脱離し、以て自由獨立の國家を造成し得るなり。國民黨の最終目的は、三民主義に在り。本黨の職任は即ち主義を實現せんがために奮闘するに在るなり。」といつてゐる。そしてその戦勝の後の職責としては「革命政府の權力を以て反革命の惡勢力を掃蕩し、人民をして解放を得せしめて、而して自治を謀らしむるに首まる。尤も外に對しては國家の利益を代表し、新しき立場に基き一切の不平等條約の審訂を要求し、これら條約中に訂結されたる所の一切の特權を取消し、而して雙方平等、主權至尊の條約を重訂し、以て帝國主義の中國に於ける勢力を消滅すべし。蓋し必ず先づ中國をしてこの不平等の國際地位より脱せしめよ。然る後下列の具體的目的は方に實現の可能を有する也云々」と。この北伐宣言に盛られた精神こそやがて後に「中國國民黨政綱」の對外政策の中に具體的形を採つて現れた對外硬の精神であつて、列強帝國主義に對する激しき闘争の精神は既にこの時に現れてゐたのである。

勿論孫文をして、ウイリソン式の民族論を一抛せしめて、反帝國主義的の民族主義に立ち至らしめたる原因は、ロシアに於ける勞農革命の成功に據ることであらう。そしてその後マールリンやポロヂン、ヨツフェ等の蘇聯共產主義者との交渉、中國共產黨の創立、中國勞働組合會議の開催等が孫文の反帝國主義への轉換に深い關係を有つてゐるのであらう。しかしそれだからといつて、孫文の三民主義が、マルクスレーニン主義をその軸心とするに至つたか、孫文がマルクスレーニンの徒に回宗したとかいふことにはならないのであつて、孫文の三民主義が晩年に至つ

て、急激な反帝國主義的色彩を採るに至つたとはいへ、孫文主義の軸心をなすものは飽くまで東洋流の精神主義であり、孫文の一生を貫ぬいて變らなかつたものは、東洋人的本能、東洋的道義の精神であつたのである。その一生がたかも外國政治思潮の中國への紹介者、それ故に根本的に折衷主義者であつた感を呈し、その結果その政治思想—三民主義が保守的な中國政治思想界に於て際立つた進歩性と幾分の浮薄性とを醸してゐる點、まことに特異な存在であつたのにも不拘、しかもその眞底を貫ぬくものは生眞面目な東洋流の精神主義者であつて、時に應じ、所に從つて、敏感に外國思潮を吸収して、自己の三民主義の内容に採り入れながら、しかもその眞骨頂に於ては東洋人としての立場、東洋人の道義的感覚を失つてはゐないのである。彼が三民主義を高らかに力調しながらもその民族的地位恢復の方策の結論として歸結するものは、中國固有の道徳精神であり、具體的には忠孝であり、仁愛であり、信義であり、和平であつたのである。この種良道徳こそ我等の民族精神であらねばならない。今後我等はこの精神を保存するの必要ある許りでなく、更に之を發揚擴大しなければならぬ。然る後始めて我等の民族的地位を恢復することが出来るであらう。」と孫文はいつてゐる。そしてかゝる固有の道徳を恢復せねばならないと共に、また固有の智能も亦まさに恢復せねばならないのであつて、中國固有の最も系統立ちたる一つの政治哲學、即ち大學の「格物致知誠意正心修身齊家治國平天下」の政治哲學は單に道徳の範疇にのみ止めず、これを知識の範圍に於ても語らなければならぬ。かくて舊い中國が、外國に先んじて磁石を發明し、印刷術を起し、火藥を發明したやうに、中國固有の智能を發揚して、「外國人のなす所を直ちに取つて一歩づつ先きに進むやうに心懸け、彼等に追隨してはならぬ」のである。かくて我等は將來よく國を治めて天下を平にせんとするならば、先づ民族主義と民族地位とを恢復し、固有の道徳を以て平和

の基礎となし、世界を統一して一個の大國の治を成さねばならない。これ即ち我等四億人の大責任である。諸君は皆四億人の中の一人である。すべてこの責任を負擔しなければならぬ。これ我等が民族の眞精神であらねばならぬ。」と孫文は中國國民黨員に呼びかけ、支那四億の民衆に訴へてゐる。説き盡して遂に中國固有の道德論に立ち遣へる所、革命兒孫文も結局一人のまぎれもない東洋人であつて、決して彼がマルクスレーニン主義の唯物史觀に加擔し得ないものを本質的にその精神に藏してゐたのである。東洋思潮の本質がそれが善きにつけ、悪しきにつけ、その最後に至つて固有の道德論に歸することを、我々は何れの文化領域に於ても、見ることができるのであるが、孫文の三民主義に於ても、東洋的文化類型の固有な姿をそこに見出すことができるのである。

毛澤東は最近、新民主主義を唱へて、舊三民主義から發展した新三民主義は、聯露、聯共、勞農の三大政策に立脚すべきであると説くけれども、孫文の三民主義が結局、東洋固有の道德に立脚してゐる限り、三民主義を揚棄するならば、ともかく、三民主義の範域に止まる限りそれが如何に新三民主義の形體に發展したとしても、聯共、勞農の唯物史觀、或は階級理論に發展することはないのである。その意味では戴季陶が孫文主義の哲學的基礎を明かにし、孫文思想の全體を數句に要約して「天下の達道は三。民族なり、民權なり、民生なり。之を行ふ所以の者三。智なり、仁なり、勇なり。智仁勇は天下の達徳なり。之を行ふ所以のものは一なり。一とは何ぞ、誠なるものは善を擇つて固執するものなり」と述べてゐるのは、孫文主義の中核を突いた意見と見なければならぬ。戴季陶が政治的に國民黨右派に屬するかどうかの政治的穿鑿はこゝでは問題ではない。また戴季陶が孫文主義の中心が民生主義にあるとするその民生哲學の所論についてはまだ議論の餘地があらう。しかしながら、「民生主義は共產主義とその哲學的基礎に於て完

全に相違する。共產主義は極めて單純にマルクスの唯物史觀を以て理論的基礎となす。民生主義は中國固有の倫理哲學及び政治哲學の思想を以て基礎とする。それ故に範圍からしても亦極めて大なる差異がある。」(孫文主義の哲學的基礎)といふ認識はその限りに於ては完全に正常なものといはねばならないのである。思想的に戴季陶と同一派に屬すといはれてゐる周佛海に於ても、中國固有の道德は中國民族の生命であり、固有の道德が民族的自信力の基礎をなしてゐると考へてゐる。そして「この基礎を失へば民族的自信力の恢復も不可能であるし、民族に自信力がなければ民族的地位の恢復も不可能である。」と考へる。彼は曰ふ、「吾々は唯心論者ではないが、物質生活が人類生活のすべてであるとか、人類相互の間には物質的利害關係以外に何の感情的聯繫もないとは認めることはできぬ。精神生活は勿論物質生活を基礎としてゐるが、だからといつて精神生活を完全に抹殺することはできない。共產主義者は人と人との關係を繋ぐものは物質上の利害關係だけであり、又それだけであらねばならぬと考へる。彼等の考へに従ふと、感情や道德はすべて假相のものであつて、彼等にとつては道德は必要でない。彼等は道德を封建時代の遺物であると考へ、それに對しては徹底的粉砕を加へる必要がある、人と人との關係は赤裸々な利害關係をもつて示さなければならぬとする。彼等のかういふ社會が實現されたならば、人類相互の空氣は冷たい残酷なものであるし、そこでは人間は互に入り亂れて疑忌猜視し、自分の利益のみを維持せんとするであらう。かういふ社會は鬭争の社會であつて平和の社會ではない。かゝる社會は一切の人間を物質の奴隷となし、一切の人間を互に敵對せしめるのである。民族獨立の後でかかる社會に到達するのであれば、民族獨立に何の意義があらうか。」と述べてゐる。(三民主義之理論的體系)

若き理想主義者周佛海の左翼理論に對するこの敢然たるプロテストは、三民主義を抗日統一戰線の理論的手段とし

か評價しない毛澤東等とは激しく對立するものであり、また祖師孫文を正しく受け継ぐものであるといへよう。まことに東洋の文化類型のヨーロッパのそれと異なる特質は、政治、經濟、社會運動及びその他の文化領野に於て、その中核をなすもの、又その歸結する最後が、遂に道德の問題、道義の理論に到達する點であつて、孫文の三民主義も決してこの東洋的文化類型を逸脱するものではなかつたのである。

さて孫文の三民主義が完全に中國固有の倫理哲學、政治哲學に立脚するが故に、換言すれば東洋道德を軸心として貫かれてゐるが故に、それはやがて彼の大亞細亞主義の思想と連なるものがあるのであつて、民國十三年十一月神戸高等女學校に於て述べた孫文最後の講演「大亞細亞主義」は孫文思想の最後の發展として注目しなければならぬものがある。

第八章 大亞細亞主義

孫文の神戸に於ける「大亞細亞主義」の講演は彼の死に先立つ僅か四ヶ月以前の發展であつて、その意味では彼の晩年の、しかも、衷心の偽らない叫びであつたと見ることが出来るであらう。彼が革命運動を開始して以來、日本の民間政治家との莫逆の交りやその援護、特に、彼と一身同體の中國國民黨の母胎「中國革命同盟會」の發祥地が日本の東京であり、彼の終身變らず把持してゐた三民主義の最初の第一聲が同じく日本の東京であつて見れば、彼の一生と日本との關係は、切つても切れぬ關係にあつたといへるであらう。その意味では孫文は中國に於ける最も眞摯な知識派の一人であり、日本と提携して中國の獨立を計らうとする念願は利害の打算を超えても彼の念頭を終始徂徠して

ゐたものであらう。

その孫文は、この講演に於て、全亞細亞民族の聯合と、それによる亞細亞全民族の獨立を説いて「この亞細亞東部と西部との民族が相互に提携しやうとする趨勢をつくらんとする所以は實に亞細亞民族の獨立を實現せんがためであり、吾々亞細亞が從來持つてゐた地位を恢復せんがためであります。」といつてゐる。かゝる全亞細亞民族の提携、全亞細亞民族の獨立の志向が如何にして生じたかといへば、いふまでもなく、極東に於ける日本のめざましい復興と興隆に基くものであつた。數千年前既にアジア人は非常に高い文化の持主であり、我亞細亞は最も古い文化の發祥地であつたにも不拘、最近數百年來我亞細亞の民族は漸次萎靡し、國家は衰微して來た。しかし物極まれば必ず通ずるやうに「亞細亞は一度衰微しましたが、三十年前に再び復興し來つたのであります。然らばこの復興の起點は一體何處に在りましたかといふに、夫れは即ち日本が三十年前に外國と締結しました一切の不平等條約を撤廢したことであります。日本の不平等條約撤廢のその日こそ、我亞細亞全民族復興の日で」あつたのである。この日本が不平等條約を撤廢して亞細亞に於ける最初の完全な獨立國家となつたといふ事實が、日本と非常に接近してゐる民族と國家に大きい影響と勇氣を與へ、特に日露戦争によつて、日本が露國に勝つたことは、東方民族が西方民族に打勝つたことを意味するのであつて、これ以來亞細亞全體の民族は歐洲を打破らうと考へ、盛に獨立運動を起した。即ち埃及、波斯、土耳其、アフガニスタン、アラビヤ等は相繼いで獨立運動を起し、纏て印度人も獨立運動を起すやうになつた。即ち日本が露西亞に勝つた結果亞細亞諸民族が獨立に對する希望を抱くに至つたのである。「この思想の進歩が極點に達した時、亞細亞全民族は容易に聯合して起つことができ、其時こそ亞細亞全民族の獨立運動は成功するのであります。」

ところでこの大亞細亞主義の實現するには何を基礎條件とすべきであるか。孫文はこれを亞細亞固有の王道文化、即ち仁義道德の王道文化に求めてゐる。「我大亞細亞主義を實現するには吾々は何を以て基礎としなければならないかといひますと、夫れは我固有の文化を基礎としなければならないのであります。固有の文化とは即ち道德であり仁義であります。仁義道德こそは我大亞細亞主義の好個の基礎であります。孫文によれば東方の文化は王道であり、西方の文化は霸道である。「歐洲の文化は武力を以て人を壓迫する所の文化でありまして、この武力を以て人を壓迫することを中國の古語では霸道を行ふといひます。歐洲人が最近専らこの武力の文化即ち霸道を以て我亞細亞を壓迫してゐるために我亞細亞は進歩出来ない。しかるに王道は仁義道德を主張するものであり、霸道は功利強權を主張するものである。仁義道德は正義公理を以て人を感化するものであり、功利強權は洋銃大砲を以て人を壓迫するものである。壓迫によるならば、ネパールも英國を輕蔑するが、感化によるならばネパールも宗主國として中國を尊崇する。したがつて「吾々が我大亞細亞主義を説き、亞細亞民族の地位を恢復しやうとするには、仁義道德を基礎として各地の民族を糾合し亞細亞全體の民族が非常なる勢力を有するやうにしなければならぬ」のである。ところが、日本民族は既に一面歐米の霸道の文化を取入れると共に、他面亞細亞の王道文化の本質を持つてゐる。「今後日本が世界の文化に對し西洋霸道の犬となるか、或は東洋王道の干城となるか。夫れは日本國民の慎重に考慮すべきこと」であると孫文はこの講演を結んでゐる。

以上が孫文の大亞細亞主義の主旨である。彼が仁義道德を以て大亞細亞主義の基礎條件とすること、三民主義に於て忠孝、仁愛、信義、和平の固有道徳を説くのと變りがないのであつて、戴季陶が三民主義を、智仁勇の天下の達徳に歸し、やがて一つの誠に歸してゐると全く軌を一にしてゐるのである。孫文が一個の精神主義者であつて、彼が唯物史觀の徒でないことはこのことから知られるであらう。

それはとにかくとして、孫文のこの大亞細亞主義は、決して一席の講演に於ける一片のゼスチユアを示したものである。偶然神戸に立寄つて發した思ひつきの言ではない。既に一九一七年の「中國存亡問題」の論文の中にもこの思想の萌芽は見えてゐる。日本と中國との結合提携に關心を持つものは、「中國存亡問題」に現れてゐる孫文の思想に深い留意を拂ふべきである。この一生を中國革命に捧げた理想主義者孫文が、英國百年來の外交方針が、如何に狡猾極まるものであるかを鋭く洞察してゐることは、現在の日本及び中國の人士への強い警告であり、このことは既に私に述べて置いた所であるが、(第六章第一節參看) 該論文に於て孫文は、日本と支那との關係を説いて、「日本と中國との關係は實に存亡安危兩つながら相關するものであつて、日本が無ければ中國もなく、中國が無ければ日本も無い。故に兩國のために百年の安きを謀らうと思へば、其の間少しの確執をも存在せしめないことが必要である。」としてゐる。そして中國開發のために日本と米國とに開發の人材、資本、材料を求むべきを論じて、「その上日本は我國と同文同種であり、最も多く我國の開發を助け得る力を有する譯である。」「ともいひ、又「中國と日本とは種族的に見て兄弟の國であり米國とは政治的に見て師弟の邦である。故に中國は實によく日米と調和し得る地位に在るものであり、さうすることこそ中國の義務である。決して妄人の妄言を信じてはならない。中國と日本とは亞細亞主義を以て太平洋以西の富源を開發し、米國はそのモンロー主義を以て太平洋以東の勢力を統合し、かくて各々その生長を遂ぐるに於ては百年衝突の虞れがない。」と述べてゐる。亞細亞主義は單に全亞細亞民族の獨立の問題のみでなく、それは中

國の存亡の問題でもあつたのである。

まことに孫文が日本によつて刺戟され、日本によつて鼓舞されたことは、彼の言を聴くまでもなく、彼の行動が如實に示してゐるのであつて、彼が革命を志したのは日清戦争直後のことであり、彼の革命運動が中國革命同盟會として組織的になつたのは日露戦争直後のことであつた。日本の興隆がこの隣國の革命家に鮮かに映つたことは、我々日本人の想像以上であつたらうと思ふ。されば孫文は日本の明治維新を深く研究すべきことを講演「三民主義」その他に於て隨所隨時に黨員に警告してゐる。

孫文は日本の頼るべきを知ると共にまた日本の恐るべきことも熟知してゐた。日本が武力を用ひて中國と戦ふならば、何時にても中國の國防を破り、中國の死命を制することのできることを知つてゐた。

されば日本の存在、日本との提携は善惡何れの方面から見ても中國の存亡の問題であつたのである。しかも日本が東亞に於て、敢然と獨立を持してゐるといふことが、歐米帝國主義の東洋への侵略をはゞむものであり、白色人種に對する黄色人種の對抗を示す鮮かな指標であり、やがてアジア民族の獨立運動に輝かしい希望を投げ與へてゐるものであるとするならば、日本との提携は全アジア民族の、特に中華民族の根本的な方針でなければならぬ筈であり、聰明なる中國の人士が之に想到せぬ筈はなく、さればこそ孫文の大亞細亞主義の提唱ともなつたわけである。かくて今日亞細亞は強盛なる日本を有するがために、世界の白人種は敢て日本人を輕視せざるのみならず亞細亞人も輕視しない。故に日本が強盛となつてからは、大和民族が一等民族の尊榮を享けることが出來たのみならず、その他一般の亞細亞人も亦その國際的地位を擡高することが出來たのである。〔三民主義〕とは孫文が日本人に向つて述べた言葉で

なく、却つて、支那國民、國民黨員に對して深い警告を與へた言葉であることを想起すべきである。

かゝる中國が我國を相手に抗日戦線を形成した過誤は今更いふ迄もないことであるが、汪精衛以下の中國及びアジアを眞に愛する人士が、一命を賭して抗日陣營を脱退し、和平建國の標語を上海、南京の地に掲げたことは周知の如くであり、純正國民黨の第六次全國代表大會(昭和十四年八月二十八日三十日)の大會宣言は、

「夫レ中日兩國ノ關係ハ、總理ノ遺教中大亞細亞主義ニ關スル講演ニ於テ既ニソノ正鵠ヲ示シ、中日兩國ハ如何ナル方面ヨリ觀ルモ提携協力シテ事ニ當リ、共ニ兩國前途ノ發展ヲ圖ラザルベカラズ、中日兩國ハ亞細亞民族獨立運動ノ原動力タルベシ、ト説キ、其ノ意義ノ深ク且ツ明カナル夙ニ吾人ノ服膺スル所ナリ」

と述べてゐる。このことは何れ後に述べるとして、孫文が單に三民主義の使徒たるのみでなく、また復興亞細亞の使徒たることはその大亞細亞主義の提唱によつても知られるところである。この復興亞細亞の諸問題を如何に解決すべきか、この問題處理に當つて、孫文の三民主義が如何なる位置を占むべきかは、本論文の終局的問題でなければならぬ。

第九章 結論 三民主義と東亞新秩序

さて久しきに涉つて我々は孫文の三民主義を、特にその民族主義に即して、復興支那の歴史的推移と共に見て來たのであるが、そこに於て、三民主義が幾度かの變貌を遂げて今日に至つてゐることを知つたのである。

はじめ種族驅除の素朴な種族革命の原理として出發した三民主義が、辛亥革命を経て五族協和の提唱となり、第一次世界大戦の直後にはウイilson式の民族自決をその内容に持ち、露西亞革命の影響を受けては、遂に反帝國主義的

性質を帯びるに至つたのである。かくの如く三民主義はその歴史的變轉に伴つてその内容を異にしてゐるのであつて、名稱は等しく三民主義—その始めは三大主義—であつても、世界狀勢の變化と共に幾度も變轉してゐるのである。かくの如く三民主義の内容が變化したといふことは何に依存するものであらうか。一つには孫文自身の個性に基くものであつて、よくいへば孫文の個性の流動性、悪くいへばその個性の折衷主義的なるに基くものといふことが出来やう。まことに孫文の思想を覆ふ折衷主義的要素は否まれ難い。彼は實行家的要素が多いだけに、それだけ折衷的であつたといへやう。その點戊戌の變を起した、今文公羊學派の康有爲の思想の方が遙かに獨創力に富み、思想家的要素に富むといふことができるであらう。蔡尙志もその著「三十年來の中國思想界」に於て、この兩者の相違點を比較して、

- 1 康有爲は民族革命と民主主義に反對して漸進を主張したが、孫文は民族革命と民主主義を主張して比較的急進的であつた。
- 2 康有爲は創造に富み學術的理論を偏重したが、孫文は多く集大成したもので、實際的な社會科學を偏重した。
- 3 康有爲には思想家的要素が多く、「復辟黨」と大同書が兩極端をなしてゐるが影響は比較的少なかつた。孫文は實行家的要素多く比較的折衷的で影響も大きい。

と述べてゐる。(神谷正男譯編「現代支那思想の諸問題」)

まことに哲學者として、また思想家として孫文を觀る限り、彼の思想が木理の粗い蕪雜なものであつたといふ批評はまぬかれ難いであらう。これは孫文が一生を革命家として、政治革命に捧げたものであつて見れば、その思想その主張を理論的に系統立て、述べることに劣つてゐたことも蓋し止むを得なかつたことである。むしろ我々は孫文が革命事業の困難な中に在つても、絶えず新しき思想に著目してそれを吸収し思想の前進を圖つてゐたことに高い評價を拂ふべきであらう。

此の如き思想の前進は一つには彼が青年時代醫學に志して、實驗科學的訓練を経たことにも依存し、彼が歴史的環境に在つて、身を以て思想實驗を試みて來た結果であるともいへるであらうが、それだけにまた一定不變の三民主義といふものはなく、三民主義は歴史的狀況の變化に従つて、自由に流動變化し得るもの、新しき時代にはつねに新しき三民主義が可能であることを示してゐるのである。(第一章—第四章参照)

さればこそ孫文の歿後三民主義についての種々の視角よりの様々な論争がなされ、毛澤東を主班とする左翼理論家の陣營にあつては、孫文の反帝國主義的思想を發展せしめて聯露、聯共、勞農の三大政策を持つ新三民主義が提唱され、戴季陶によつては、これら共產主義理論家に反對しての民生哲學の提唱がなされ、陳立夫によつては唯生主義が、而して周佛海によつては三民主義の基調は平等主義にあるといふ主張がなされてゐる。

いまこゝにその一々の論者の見解に立入つてこれを批評する暇を持たないのであるが、民族革命を絶えず念頭に置いてきた孫文の思想が勞働者に祖國なしとして世界革命を主張する共產主義理論と連がりがある筈はなく、「中國には大貧か小貧かあるのみ」として階級を否定してゐた孫文の三民主義が階級闘争を基調とする共產主義理論と同一派である筈はない。そして、中國固有の道德の發輝顯彰を絶えず説いてきた孫文が、固有道德の憎惡破壊を叫んでゐる唯物史觀の徒と同一陣營に屬するとは考へられない。その意味では毛澤東等の新三民主義—新民主主義の主張は、孫文思想の發展としては成立しないものである。それは、抗日民族統一戦線の道具に三民主義を使ふまでのことであつて、その眞實の意圖は三民主義の目指す方向とは全く別のもの、別の陣營より出てゐると見なければならぬ。

さて三民主義が上に述べたやうに歴史的狀勢によつて變化するものであるとするならば、我々は、現代の世界的狀

勢の變化、まことに變換期の言葉が文字通り適合する現代的狀況に於て、新しき視角によつて、三民主義の發展を計る必要があるのである。恐らく孫文が存命したとするならば、必ずこのことは孫文自身の手によつて仕遂げられたであらう。それならば、如何なる發展が現代的狀況に於て爲さるべきであらうか。

我々は再びこゝに前に述べた世界の概念、民族自決についての批判、近代民族主義の運命、それから技術の問題、基礎社會擴大の法則等々のことを想ひ浮ぶべきである。(第一章——第四章参照)

始めに述べたやうに、十九世紀的に考へられた世界及び世界史の概念、換言すれば、ヨーロッパ史即ち世界史であるといふ概念は、二十世紀の今日に於ては既に妥當性を持たぬもの、それは新しい世界史の概念によつて置き換へらるべきもの、世界といふことが人間と時代の組み合されたものである限り、人間と時代の變化によつて世界も變化するもの、それが十九世紀的な原子論的個人主義に立脚する限り、最早抽象的なものとしてその眞體を曝露し、現代に於てはかくの如き抽象的原子論的な個人主義は成立しないもの、具體的には個人は社會的個人としてのみ存立するもの、従つて民族も孤立的原子論的民族としては成立しないもの、必ず他の民族との連帶に於てのみ成立するもの、その原因としては近代及び現代に於ける凄じい技術の發達があることは既述の如くである。併しながら技術は此の如く合理的意志の所産として、超民族的、それ故に世界的に發展進化するが、民族は共同社會として、家族、氏族、部族の線に沿うて發展するものであるが故に、それはかゝる合理的意志とは面を異にし非合理的意志や感情の所産であり、技術に媒介されながらもそれに對立するものであることも述べた。かくの如くして、世界再編成の原理として基礎的

社會の擴大の方向があることを我々はそこに於て指摘して置いた。これらのことは再びこゝに想起さるべきである。

我々は三民主義が孫文の四十年に渉る革命の歴史と共に絶えざる變更と發展をつづけて來たことを検討したのであるが、現代の歴史の變革期に於て、嘗て孫文の唱へた三民主義の内容はそのまゝでは通用しなくなつてゐるのを見出すのである。たとへばその民族自決論にしても、それが十九世紀的な原子論的個人主義に立脚する限り、最早現代に於てはその抽象性を曝露しないでは措かないであらう。それはヴェルサイユ體制の崩壊と共に現代では最早通用しない貨幣に等しいのである。民族自決の論は米國大統領ウィルソンによつて輝しく提唱された理論であつたが、そのウィルソンの米國に於てその民族自決論が果して遺憾なく、適用され解決されたであらうか。米國に於けるインディアンの問題、ニグロの問題はどうであつたか。それらの民族に米國は民族自決論を適用したであらうか。それともインディアンやニグロは米國人と異つた民族ではないとでもいふのであらうか。又フィリッピンの獨立を許容したことは民族自決論から出發したこととなく、米國自身の國內經濟問題が主たる原因たることは、いふ迄もなからう。

一步譲つて、ウィルソン式の民族自決論でなく反帝國主義的な民族自決論を内容とするのであると主張して見ても、蘇聯邦に於ける民族はその自己決定力に従つて動いてゐるのであらうか。スターリン政權による大露西亞主義の傾向はしばらく措くとしても、そのスターリン政權は、ウクライナ民族の獨立を歓迎したであらうか。ウクライナの民族主義者が如何にスターリン政府によつて不常な壓迫を加へられて來たかといふことは、反帝國主義をスローガンとする蘇聯邦に於ても民族自決論は適用されてゐないことを示してゐるのである。三民主義を平等主義であると理解してゐる周佛海は、民族問題について民族自決を強く主張して「民族自決はどれ程野蠻な、どれほど後れた民族であつて

も、民族内部の一切の政治的經濟的社會的問題はその民族自身の決定と主持によるべきであり、如何なる民族といへども他民族の内政に干渉し、他民族の獨立を妨げてはならぬことを主張する。民族自決は民族の平等を實現し世界の平和を保障する唯一の方法である。三民主義之理論的體系と述べてゐるけれども、一體、どれ程野蠻な、どれ程後れた民族に對しても一律に、形式的に民族自決の理論を適用して見た所で、實質的にそれらの後れた野蠻な民族が、どれ程文化的に向上し、その後れと野蠻とを取り返へすことができるであらうか。周佛海は「民族自決の原則が確立されなければ、弱小民族が強大民族の壓迫と併呑を受けてそこに不平等が生れるのは當然である。」とし、民族自決の原則を、弱小民族を強大民族の壓迫と併呑より防衛するための唯一絶対の原則のやうに過信してゐるけれども、假に民族自決の原則が適用されて一弱小民族が一強大民族より獨立したとしても、それで果して弱小民族の壓迫と併呑とが永久に終熄するであらうか。ポーランド、リトアニア、ラトヴィア、エストニア等の目前の事實を見れば、思ひ半ばに過ぐるであらう。

技術が發達し、それ故に基礎社會擴大の方向を必然的に辿る現代的狀況に於ては、かゝる原子論的的民族個人主義に基く民族自決論よりも一層現實的な理論こそ採らるべきではなからうか。

我々はヴェルサイユ體制の崩壊以後、國際聯盟に代つて、新しい世界編成の原理が世界歴史の上に隱微に、或はあらはに動きはじめてゐるのを看取する。それは理論としては、ブリアンやクレーデンホッフ、カレルギによつて唱へられた汎ヨーロッパ聯盟の主張であり、現實の動きとしては、西半球に音もなく進行してゐる汎アメリカ主義であり、英國によつてオックスワ會議以後採られた大英帝國ブロックの方向である。これらの主張なり、現實の動きなりは、第

一次世界大戰後の破局を救ふために或は世界恐慌を切抜けるために、案出されたものであるだけに、それらの主張やブロック經濟の方向には、消極的な防衛の意味が濃厚であつて、積極的に世界史に奉公しようといふ意志の乏しい恨みがある。特にブロック經濟の方向には、十九世紀的な帝國主義の自己防衛といふ面が強いのであつて、各國がその經濟圏を現状維持的に再武装しようとする消極的な切抜策に過ぎず、その限りでは、新しい世界編成の秩序原理としては考へられない。それは國際聯盟に失敗した各帝國主義國家の現代的改訂版にすぎないのである。

しかしながら、これらの汎ヨーロッパ聯盟とか、汎アメリカ主義とか、大英帝國ブロックとかいふやうに、國際聯盟の世界主義的傾向とは反對に、世界を地域的に再編成しようとする傾向が、世界史的に動きはじめてゐる現象に著目しながら、我々の住む東洋の世界史的役割を考へることは、まことにアジアに住む者にとつての現代的課題であるのである。

想へば東洋は十七八世紀以來共同の運命の下に置かれて來た。そして現にその大部分が同じ運命の桎梏の下に呻吟してゐる。それはヨーロッパ帝國主義のアジアへの侵入である。嘗てアジアがヨーロッパと同一平面に拮抗、對立してその雄を誇つてゐたことは、世界史の古代に於てこれを見たのであり、時にはアジアはヨーロッパへ政治的經濟的に侵入したことさへあつた。中央亞細亞を通じて陸路ローマに連つてゐた「絹の路」はその一つであり、成吉思汗のヨーロッパ侵入もその一つである。ところが近世に於てアジアはヨーロッパの下風に立つを餘儀なくされ、世界史はヨーロッパ人によるアジア、アフリカの制覇といふ貌に於て、しばらく轉廻してゐたのである。孫文の三民主義も、かゝるヨーロッパ勢力中國侵入の霸道的行爲に憤激した祖國愛の發露に他ならなかつたのである。

同盟會宣言(辛亥紀元前一年)の「惟ふに黄河の水源は崑崙山に發し、渾々萬里流れて東海に入る中に偉大なる民族有り。代々英傑を産んで其邦國を繼ぐ。我黨義烈の士にして、若し斯の山河に對して雄心鬱勃、力めて大難に任んじ祖國を光復してその種性を發輝せしめんか、銅像巍々として高く雲際に出で、令德聲聞亦無窮に流れん」の高邁なる民族精神の昂揚と、民國十三年國民黨第一次全國代表宣言の「故に民族解放の闘争は多數の民衆に對するものにして、その目標は悉く反帝國主義なり。帝國主義が民族運動の打撃を受けてその勢力を減少するに従ひ、多數の民衆はその組織を發展するを得、且つ進んでその組織を鞏固にし、以て來るべき闘争の準備となすべきことは已に國民黨のよく證明し得る所なり。吾人が民族主義の健全なる反帝國主義なることを證明せんがためには國內に於ける各種平民階級の組織を贊助し、以て國民の能力を發揚するに努力せざべからず」との發言には、その時代、その環境の相違に隨ふその認識及び戰略の相違は見られるけれども、等しくヨーロッパ帝國主義勢力への闘争の精神に於ては軌を一にしてゐるのである。我々はかくの如きヨーロッパ勢力の東洋への侵略、その下に置かれたるアジア諸民族の共同の運命を深く認識することが、東亞解放の第一の前提である。共同の運命に置かれたるものは、共通の解決すべき課題を用意するからである。

第二の前提としては十九世紀的な孤立的原子論的民族個人主義の止揚であり、それに代ふるに民族の結合、民族の連帯を以てすることである。それは抽象的個人主義が社會的個人主義に代へられたのと同様に、一民族の獨立も、唯その民族の個的力を以てせず、他民族との協力に於て遂ぐべきであるとの要請である。勿論かくいへば、重慶政權の陣營では「我々は抗日といふ民族獨立運動を英米民族との協力に於て行つてゐる」と抗辯するかも知れないけれども、

それはおどろくべき誤謬である。英米勢力はもととアジア諸民族がこれと戦つて東洋の解放を計るべき共同の對抗勢力であつたこと、第一の前提に於て明かである。この共通の敵と協力するならば、如何にして東洋の解放が爲し遂げられるであらうか。現に重慶が抗日の愚擧を遂行するため英米の借款を無難作に敢へてし、そのため西南地域の諸權益に英米勢力の滲透を見てゐるといふことは、おどろくべき錯誤的行動ではないか。そもそも民族運動はかかる半殖民地現狀打破を目標として起つたものであるにも不拘、しかもその民族運動を遂行するために益々その半殖民地性を濃厚にするといふことは、たとへそれが苦肉の策より出た行爲であるとしてもおどろくべき誤謬である。共通の目標を見失つた行動に幾何の意義があるであらうか。その意味では汪精衛が曾仲鳴を失つた直後、河内に於て重慶政權に發した第二聲明書に憫々とした東洋人の言葉がある。

「余が誠心誠意を以て求むるところは東亞百年の大計である。余は日支兩國相戦へば即ち兩者共に傷つき、兩國相和すれば即ち共存することは明々白々であることは斷定して疑はない。兩國が和平のために努力すれば、必ずや東亞百年の安定を得るであらうが、然らずんば兩者共に傷つき等しく滅亡するであらう。」と。この文章は汪精衛が「余のこの文章を發表した後何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いで兇手に倒れるやも知れぬが、それは余の望むところである。余の死後國民諸君はよくこれら余の殘した文字を熟讀敬味して余の主張を明確に會得してもらひたい」といふ死を覺悟して發したる言であるだけに、我々東洋人の胸奥に素直に共鳴するものがある。東亞百年の大計を夢寐にも忘れぬことがヨーロッパに侵略された東洋人の共通の本能ではないであらうか。東亞百年の大計は、その東亞に於ける最も文化的にすぐれたる日本支那兩民族の提携結合なくして、如何にしてなし遂げられるであらうか。

カールトン・ヘイズはその著「近代民族主義の歴史的進化」の結尾近くで歐米人に深い警告を發し「平和主義者や人道主義者達は、今支那及び印度の民族主義的努力に深甚の同情を寄せてゐるけれども、右の努力の結果、あつばれ志を遂げた印度や支那に於ける民族諸國家が、徹底的民族主義の鼻息も荒く未回収地に關し互に相憎み相闘ひ、またヨーロッパ及アメリカの諸々の植民帝國の上に、明々白々たる民族必至の運命として若しくは黄色人種の使命として、威を振ふに至るべきは必定であつて、それに對して平和主義者や人道主義者達が憤りを感ずるであらうことは想像に難くないではないか。」と述べてゐるが、このアメリカの歴史家の警告の後半は、如何にも白人優越主義に無條件的に立脚して、我々東洋人は聞くべき耳を持たないのであるけれども、前半の部分は我々アジア人の深く考ふべきことである。まことに「五大大陸中最小なるヨーロッパの政治地圖を塗りかへるために若し一世紀半を、而して幾多の大戦争を要したとするならば、諸大陸中最大なるアジアの地圖を描きかへるには如何に長い年月を、そして如何に多くの世界戦争を同様に必要とするであらう」といふヘイズの豫見には耳を傾くべきものがある。アジアは白人帝國に對してはともかくアジア民族同志で相争ふことは決して東亞百年の計に沿ふ所以ではない。我々はアジアの諸領域に民族獨立運動の起る必然性を認識しながらも、之をアジア諸民族相争つ方向に持つて行く愚學をしてはならない。それはヨーロッパに於ける永き民族闘争の歴史がよき教訓であつて、我々はヨーロッパの民族闘争の歴史を反省して東洋の百年の計を樹てねばならないのである。

而して原理的に考へてもこのことは可能である。民族的個人主義に出發した近代民族運動は、技術の發達その他を媒介として、民族を超えた大地域社會の方向に動きつゝある。それはもとより、民族を揚棄して之に代つて大地域社

會が現れることを意味しないのであつて、近代民族共同體が樹立されても、その内に家族共同社會が依然として鞏固に存立してゐると同様に、大地域社會が現れても、そこに鞏固な民族共同體の存立は充分可能にして且つ當然であるのである。しかもかゝる民族共同體の存立がありながらも、歴史は、民族を超えて、かゝる大地域社會形成の方向に進んでゐるのである。基礎社會の擴大とは實にかくの如き方向を指すものである。それは一舉に世界大の共同社會が生れるといふやうな空想的な社會發展の方向ではなくして、家族、氏族、部族、民族の發展の方向が、かゝる隣接大地域社會を形成するのである。これは善隣主義といつてもよく、國際的隣組制といつてもよい。米大陸は既にこの方向を辿りつゝあり、ヨーロッパも今次大戰の結果この方向に進むことは必然である。ポーランド、リトアニア、ラトヴィア、エストニアの如き諸小國が、大強國の間に立つて如何に無力であつたかは既に知られる如くである。それら諸小國がヴェルサイユ體制によつて生じた國々であつて見れば、ヴェルサイユ體制はこの一點からも激しく批判されるべきであり、それは最早今後の世界秩序の方式とはなり得ないことは明かである。隣接大地域社會或は善隣社會こそ今後採らるべき方式であらう。東洋も決してこの方向を逸脱してはならない。東洋が世界史に強くその存在を主張するためにはこの方式を早く聰明に確立することである。孫文も現在まで存命してゐればこの方式を強調したであらう。といふのは、孫文は「中國に於てはたゞ家族主義、宗族主義あるのみにして國族主義がなす。」(三民主義と、家族主義、宗族主義を揚棄して國家主義、即ち民族主義の樹立を喫緊の事としてゐるが、これは反面家族、宗族、民族の社會進化過程を認めたものであつて、ダーウインの進化論を信奉すること厚い孫文としてはまことに當然のことである。して見れば民族社會から更に發展擴大した隣接大地域社會への途もこの線に沿つて充分豫見し得られるのである。

る。そしてまた一方孫文は世界主義に對しては、「余は日頃多數新青年が國民黨の三民主義は現在の世界の新潮流には適應しない、今世界で最新であり、且つ最良の主義は世界主義であると説くのを聽く。果して世界主義は是か非か？」(三民主義)と問題を提起して、これを二千年前中國に於て唱へられた天下主義であるとして世界主義を排斥してゐる。世界主義を排斥する限りインターナショナルイズムは彼の採らざるところであり、しかも單なる民族主義が現代の歴史的狀況に於てその抽象性を曝露してしまつてゐるのであつて見れば、その赴く所隣接大地域社會の方向を採らざるを得ないであらう。しかもそれが三民主義の民族主義を捨棄することではなく、むしろそれを具體的に生かす方向であるとするならば、流動性に富んだ孫文は必ずやこの方向を敏感に攝取したであらう。彼の大亞細亞主義の主張には明かにこの方向への手懸りが内在してゐるのである。

その意味では周佛海の「民族國際」の主張即ち被壓迫民族の世界的團結の主張は、一種のインターナショナルイズムの主張であつて、それは孫文主義を逸脱してゐるものと批判されるべきではなからうか。(三民主義之理論的體系)さて我々が隣接大地域社會或は善隣主義を主張するに於て、三民主義の陣營から、今一つの有力にして傾聴すべき反論が提起されるであらう。

その傾聴すべき反論とは次ぎの如き立論である。即ち日本は既に民族主義の段階を超越し、民族國家として完成されてゐるが故に、その民族國家を超えた新しい段階への展望と視野が開け、それが大地域社會或は善隣社會の提唱となるであらうが、中國はまだ民族國家の段階に到達せず、民族主義はその段階へ到達するための途上に於ける信念であり、熱情である。したがつて大地域社會といひ善隣主義といつても、民族主義途上に於ける支那にとつては全く風

馬牛の理念であると。確にこの立論は一應傾聴するに値する。一方が既に與へられたものとして民族國家を持ち、したがつて課題としての大地域社會をその上に遙かに大きく展望してゐるに對して他方が民族國家の理念を課題として持ち、未だそれが與へられたものとしての域に達しないのであるから、それ以上の展望や視野は不可能であるといふ主張は、社會發展の段階論を堅持してゐる限り、一應妥當な主張のやうに思はれる。しかし果してさうであらうか。我々はこのことを孫文自身の言葉に即して追究して見やう。孫文が一九〇四年布哇の隆記報に掲げた「保皇報を駁す」の一論は、布哇保皇黨の機關紙保皇報に載せられた該新聞主筆陳儀侃の論文「敬んで保皇會の同志に告ぐ」の一文中に對する痛烈な反駁であつた。孫文はこの論文に於て、陳儀侃が立憲君主制を経て然る後に始めて立憲民主制が成立し得るとする立論を擲論して次の如くいつてゐる。

「彼(陳儀侃)の言葉を推論すれば、必ず先づ立憲君主制を経て、然る後始めて立憲民主制が成立し得ることになり、斯くすることが有り、行つて大效を收めてゐるならば、我々も模範としたいものである。試みに觀よ。中國には以前汽車は無かつたが、此の頃始めて鐵道を敷設するに當つて採用したのは最新式のものであつた。之を彼の理論に従へば、今日の中國は汽車の「萌芽時代」であるから、先づ英米で數十年前以前に使用した舊式の汽車を用ふべきで、然る後漸次新しいものに換へ、最後に今日の如き新式のものを用ひなければ、進化の階梯に合しないといふわけになる。世の中にこんな理屈があるだらうか。こんな事をするやうな愚かな人間があるだらうか。」

「彼は又君主立憲制を過渡時代のものとし、民主立憲制を最終の結果なりとしてゐるが、斯くては民主制に到達するに

は二度の破壊を経なければならぬ。然し破壊は二度やるよりも一度で済む方が上乘である。惟ふに破壊は已むを得ざる場合に行ふべき事、一度でも多きに過ぎる嫌ひがある位であるから、何も故意に二度行ふ必要はない。現在は專制時代であるから、必ず先づこの專制を破壊するを要し、然る後始めて君主立憲又は民主立憲を行ふことが出来る。既に破壊の力を有する以上、君主立憲何れかの選擇は我々の自由である。然しこの過渡時代に於ては、何時までも中流に停滞してゐるより、一氣に掉して彼岸に登る方が一勞永逸の計である。若し該主策が民主制が最終の結果であることを知らないならば、君主立憲を説いても不可ないが、既に其の美政なることを知り、且つ最終の結果なりと認めてゐながら、何のために斯くも詭辯を弄するのであらうか。」と。

我々は長きに涉つて孫文の言葉を引用したかも知れない。しかし三民主義と隣接大地域社會、いはゞ東亞新秩序との關係を考へる場合に、この嘗ての孫文の論理を想起することが意義深いことのやうに思はれる。

孫文は陳儀侃の愚劣なる進化主義を駁するに中國が汽車の「萌芽時代」であるからといつて、最新式の汽車設備を採用するに毫も遠慮する必要はないと説き、また專制主義から立憲民主制に到達するに何も過渡期中流に停滞してゐる必要は毫もなく「一氣に掉して彼岸に登る方が一勞永逸の計である。」とも説いてゐる。この論理は直ちに以て、三民主義と隣接大地域社會との關係に適合されることではなからうか。三民主義が現在中國の信念であり、熱情であるからといつて、この三民主義の完成を俟つて、然る後に隣接大地域社會、いはゞ東亞の新秩序を考へるといふ論理は保皇黨の立憲君主制を経て然る後に立憲民主制に到達するといふ論理と等しく「一氣に掉して彼岸に登る一勞永逸の計」ではないのである。汽車を採用するに、舊式汽車から始めて最新式の汽車に到る必要が毫もないと同様に課せ

られた問題が民族主義の完成にあるからといつて、更に大きな課題である東亞新秩序の問題、隣接大地域社會の問題に風馬牛である必要はない。むしろこの東亞新秩序の問題を考慮に入れてこそ、却つて民族主義の問題も自ら解決する途が開かれるのである。それは歴史といふものが、科學實驗室の操作と異なり、必ずしも豫定された過程を追つて進むものでなく、他の社會狀勢との深い連關に於て、時には飛躍し、時には淀み、時には急潮となつて流れ、時には漸進の路程を辿るといふ複雑な構造、連關をとつて、しかも自らなる法則を辿る性質のものであるからである。その意味では歴史は進化論の法則では律しきれないものをその内に含み、歴史は進化(Evolution)でも、發展(Entwicklung)でもなく、それは構成(Aufbau)であると最近の歴史哲學の主張はこの際深く顧みるべきものがある。

まことに東亞新秩序といふことは、新しい東亞社會の構成であり、東洋社會の創造である。久しく歐米勢力に蹂躪されてゐた我々の父母の土を、東洋人の東洋に還へして、これを我々自身の手によつて新しく構成し、創造することである。そしてそのことがヨーロッパ史即ち世界史とする従来の世界歴史の迷妄を破つて、世界歴史をその正しき意味に立ち還へらせることであつて見れば、新しい東洋社會の創造はまた新しい世界歴史の創造でもあるわけである。我々は、新しく東亞社會を構成することによつて、また新しく世界歴史を構成することにもなるのである。換言すれば新しく東洋社會を構成することによつて、これを持ちかゝへて世界歴史の中に割り込むこと、それはアジアの復興であると共に世界史の創造でもある。構成は復古であると共に創造でもあるのである。東洋人の我々はこの聖業に参加することを躊躇してはならない。我々が東洋社會といふ領域に於て使命的職責を果すといふことが、同時に世界史の大業に參することであると思へば、東亞新秩序の創造、構成といふことは、男子一生の本懐ではないか。東亞

新秩序を構成するといふことは、單に一族一國家のこのみでなく、廣く世界に奉公することでもある。三民主義は東亞新秩序の内に包括されることによつて、單なる民族的個我の主張を離れて世界史的意義を持つてくるのである。

さて東洋社會の創造が東亞新秩序の構成にあるといつたが、創造といふことは人間の主體的立場を無視しては考へられない。創造も構成も、人間が創造し、人間が構成するのであるからである。そして歴史を進化と見ず發展とも見ずに構成であるとする見解は歴史に於ける主體の復活であるのである。そして世界といふことが人間と時間との組み合わせられたものであるとするならば、それは單に客觀的に進化したり、發展したりするものでなく、それは正しく主體的に創造し構成するものでなくてはならない。

ところでそれならば、東亞新秩序の構成、東洋社會の創造の主體的根據を何處に認むべきであらうか。孫文は三民主義の基礎條件を忠孝、仁愛、信義、和平の中國固有の道德に求めることによつて、彼が反帝國主義を唱へながらも本質的に東洋人であることを我々は前に指摘して置いた。彼が大亞細亞主義を唱へたその基礎條件にも仁義、道德の東洋固有の道義が横はつてゐたのである。我々はいま東亞新秩序の構成の主體的條件、換言すれば實踐的基準を考へる場合にこのことを再び想起すべきである。東洋の政治や法律、經濟、藝術等を審に検討して行くと、遂に一個の道德問題に歸結する。これはまことに不思議なる東洋の特殊性であり、東洋文化の個性である。政治は徳を以て導くといはれ、政治の大道に「修齊治平」が唱へられることは我々の知る所である。藝術も、單に藝術ではなく、それは藝道であること、書道とか畫道、茶道の言葉がそれを暗示してゐる。スポーツさへそれは單なる娛樂ではなく劍道、柔道、

角道であり、最近は野球道といふやうな言葉さへある。このやうに、一切の文化の根底に道德、道義を横たへ、またすべての文化は究極にはそれを目指すといふことは、東洋文化の本質である。(別稿「東洋思想の本質」参照)

それはともかくも、東洋固有の文化の本質にかゝる道義性が横はつてゐるものであるとするならば、東亞新秩序の主體的條件としては、我々はかゝる道義を顯揚することに吝かであつてはならない。まことに近衛首相もいふやうに「道義文化の發揚」といふことが、今次事變の目的であり、東亞新秩序の道なのである。勿論道義を高揚することは、決して科學、技術を無視するといふことではなく、新しい道義は科學、技術を通じて、これを媒介として發揚されるものであり、さうしなければ、單なる道義性のみでは、歐米人に蹂躪された東亞を解放することもできず、したがつて世界史の構成も成し遂げ得られないのであるが、それらの手續はともかく、根本に於て、その主體的條件として、道義を軸心として考へることが東亞社會の建設に必須な事柄である。

ところで道義を東亞新秩序の主體的條件とするといふことは、自ら東亞的社會をして、テンニースのいはゆるゲゼルシャフトの方向を辿らしめず、ゲマインシャフトの方向を辿らせることになる。道義がその本質を發揮するのは決して利益社會に於てではないからである。

勿論東亞社會がゲマインシャフトの性格を持つといふことを、極り文句の「同文同種」といふ言葉で簡單に片附けやうとするのではない。同文同種については、孫文は「大亞細亞主義」の講演の直後、神戸東方飯店に於ける神戸各團體歡迎會の席上「日本は廢約運動に援助すべし」の講演に於て、未だ口頭禪の域であるとしてゐる。曰く「我が兩國々民は從來から口頭禪で皆中國と日本とは同文同種の國家である、兄弟の邦である、兩國々民は當然手を携へて行

かねばならぬといつてゐる。嘗て日本の維新の元老は維新の成功以前に於て中日兩國の提携を提唱したが現在日本の維新は既に成功したのに不拘、中日兩國の口頭禪は未だ目的を達成しない」と。この理由は中國が未だ覺醒しないからであつて、その根本原因は中國が嘗て外國と結んだ不平等條約にあるのであるから、日本が中國の不平等條約撤廢に協力してこそはじめて中日の眞の親善提携があるといふのがこの講演の主旨である。我々は口頭禪の「同文同種」が不平等條約撤廢に協力してこそ達成されるとする政治家的言辭をこゝに問題とするのではないが、口頭禪の「同文同種」にも科學的根據が皆無であるとは思はないのである。同文とは文字の上のみでなく、言語學のいはゆる言語の性格に於て類似點を有してゐるといふことであると思ふ。勿論日本語と支那語とは言葉の構造に於ては非常な相違がある。しかしその文章語には全體として「國漢文」と一口にいへるだけのものがあるのは事實である。ラテン語とギリシヤ語はその構造上一般の人々の豫想以上に背馳する點があるにも不拘、我々は普通この二つを「希臘拉丁語」と一續きに呼んで怪しまない。これは言語の性格に於て一類であるからである。何故に構造上にかゝる相違があるにも不拘、性格に類似性を持つてゐるかは、これは言語といふものが同一文化圏の精神的指向の表現であるからであつて、構造に於て相違する言語も同一文化圏に於て同化作用が營まれることによつて次第に言語の性格、色彩を同じくする。いはゞ歴史的文化的の契機が日本語と支那語を「同文」の方向へと導くのである。同種に到つては、皮膚の色、其他の人類學的特徴から「蒙古人種」に屬するといへるのである。

しかしかゝる極り文句はともかく、同一文化圏に住むものが、ゲマインシャフトの方向を迎るといふことは極めて考へ得られることであつて、特に歐米人の侵略の歴史を共通に持つ東亞社會が、運命を共通にするといふ點から運帶

の方向に進むことは極めて妥當である。

ところで第二の主體的條件はこの東亞をヨーロッパ人の手から解放するには如何なる實踐的手段を把持すべきかの問題である。

こゝに東亞に屹立する日本の存在が鮮かに登場するのである。從來歐米人の擄取の對象であり、「東方の肥肉」であつた東亞社會に於て日本の存在は確かに客觀的に見て一つの驚異である。豆粒太の島嶼に過ぎなかつた日本が早くも明治の改革を遂げて、近代國家の形貌を呈へ、日露戦争によつて北歐の雄國ロシアを破り、軍備に經濟に科學、文化に躍進を遂げて今日に至つてゐることは、冷靜に考へても歐米人の驚きであるのみならず東洋人の羨望の的であつたやうである。孫文も日露戦争に刺戟されて東洋諸民族に獨立の機運が高まつたことを率直に認めてゐる。支那の三民主義も日本を模範とすべきであることを再三黨員に警告してゐる。

そこで、どう割引して考へても、東亞の天地に日本が存立してゐるといふことは、歐米にとつて一つの懼るべき對抗勢力の存在であることは事實である。したがつて東亞の社會に新秩序を建設し、東亞の解放を遂げることが世界の歴史に奉公する聖業であるとするならば、この計畫を遂行するには、特定の民族の指導的、中心的地位を認めて、他の諸民族はこの民族の教導する方向に馬首を揃へるといふことが最も實際的能率的な手段であるわけである。すべての計畫に中樞部位がなければ、一步も前進しないやうに、東亞新秩序の構成にはその中核體を必要とする。それは別段自負と思ひ上りからする主觀的展望ではなく、大業を計畫しようとする者にとつての冷靜な客觀的事實である。歐米人の「東方の肥肉」に止まるならばともかく、東亞の解放を志向し、新しい秩序を構成するためには、かゝる中核

體の存在は不可缺のことである。日本が東亞社會の中核體たることは日本の主觀的要請といふよりも、東亞の歴史的狀況が、かかる本質的條件を必要とするわけである。日本はそのことに遠慮と躊躇を要しないであらう。道義とは退いて獨りを慎しむことではなくて、積極的に善を成すことである。東亞の新秩序は世界史的聖業である。この聖業完遂の中核體となることは天下に恥ぢざる日本の使命である。これは日本の民族的個我の主張ではない。十九世紀的民族原子論が現代的狀況に於て立ち行かなくなつたとするならば、そして隣接大地域社會の傾向がそれに代つて現れつゝあるとするならば、その傾向を明確に把握して、速かに實踐に移すためには中核體の存在は喫緊の事柄である。そして東亞の社會に於ては、どう考へて見ても日本がそれに當るべき義務がある。これは光榮なことであると共に苦難なことである。光榮のみを考へて苦難に想ひを致さぬものは中核體たる資格はない。日本が中核體たることは晴れがましい海路のみを豫想してのみその使命に當るのであつてはならない。實踐の路はむしろ苦難の連鎖であると考へた方が一層現實的であらう。「すべて偉大なるものは嵐の中に立つ」とは希臘の哲人の言である。歴史は陣痛より始まるといふことは個人の場合でも國家の場合でも同様である。

今や世界は凄じい轉換期に直面してゐる。三民主義がフェニックス的勇氣を以て再生するためには、從來のコースから百八十度の轉廻が必要とされてゐる。三民主義は基礎的社會の擴大といふ、この新しい人類の課題を目標とし、この課せられた全體の問題につゝまれて、新しいコースを發見しないならば、それは世紀の殘敗者となり終るであらう。東亞新秩序の途は新しく東亞諸民族に課せられた理念である。この歴史の論理に堪へること、換言すれば適合することが三民主義の新しい再生でなくてはならないのである。

蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

はしがき

- 一、本報告書は昭和十七年度厚生關係調査計畫に基き、張家口大使館事務所屬託、蒙古聯合自治政府後正豐田武、同按佐竹内正典の兩名をして調査せしめたるものなり。
- 二、本報告書は昭和十八年二月、在張家口帝國大使館事務所より、「蒙疆調査資料第七六號」として送付されたるものなり。

緒言

本調査報告書は、蒙疆地域に於ける藥材資源並に醫療資材等の實體に就き、在張家口大使館事務所より調査依頼あり、昭和十七年七月下旬より同十一月末に至る間、鐵道沿線、各市縣及蒙族地帯の主要地を實地調査し、之が調査資料を纏めたるものなり。

疆内の治安漸く確立し、施政亦愈々浸透したりと雖も、土匪化せる共匪の蠢動は我々の行動に少なからず支障を來し、特に藥用植物の實地踏査は、之等共匪の温床たる山岳地帯を主とするを以て、正確且充分なる資料を得るに至らざりしは、甚だ遺憾とする所なれ共、各地駐屯軍、各市縣公署並に民間有志の懇切なる援助により、資料を綜合し、概ね所期の成果を擧ぐるを得たるものと信ず。

地域外に仰ぐ醫療資材の需給に關しては、自由經濟より統制への過渡期に際して、一時極端に惡化、前途樂觀を許さざるに至りたるも、關係當局は極力其の善後策に奔走し、輸入配給組合の設立を見て、機構の一元的強化を計りたるにより、物價統制と相俟つて最近は參戰體制下の需給を官民一致の下に、更に效果的に行ひ得る如く努力しつゝあり。

今回の調査は資料の忠實なる紹介にして、平面的なる記述なり。従つて立體的なる指導理論は今後の研究指導に俟つ。

蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

内 容

- 概 要
- 第一章 蒙 疆
- 一、各地の状況
 - 二、蒙疆地区内薬材生産量
 - 三、鐵道沿線輸出量
 - 四、地区外よりの要轉移入量
 - 五、對共榮國供給状況
 - 六、蒙疆地区外への轉移出量
 - 七、翌年度への繰越見込量
 - 八、將來の改良増産に就て
- 第二章 蒙疆産主要薬用植物の所見
- 一、蒙疆産主要薬用植物の所見
 - 二、蒙疆産主要薬用植物の所見
 - 三、蒙疆産主要薬用植物の所見
 - 四、蒙疆産主要薬用植物の所見
 - 五、蒙疆産主要薬用植物の所見
- 第三章 西北貿易現況 (印刷省略)
- 第四章 結 言

概 要

支那事變を契機として、北方防共廻廊の重要な地理的位置に在る蒙疆地域は、施政躍進運動も成功裡に第三次を終り、治安は愈々肅正され、既に大東亞共榮國の一翼として健全なる發展を遂げつゝあり。

然れ共事變以來對外貿易の杜絶と生産制限のため、日本内地若くは華北に全般的依存の狀態に在る蒙疆の醫療資材の供給は、次第に困難となり、其の制限は日を追ひて益々加重せらるゝに至れり。

此處に於て、關係當局は其の善後策に就き懸命の努力をなしたる結果、醫療資材の輸入配給機構を整備すると共

に、之を強化擴充し、嚴重なる消費規正を實施せり。一方地域内生産事業を可能な範圍に於て奨励し、物價統制の基準を華北に置き、地域外貿易の振興を計りつゝあるを以て、物動による輸入資材の對日本直接導入圓滑となれば、蒙疆に於ける醫療資材の供給は、自給經濟政策による生産の確保と相俟つて、將來の保健衛生上の要望に對して充分なる補給をなし得るものと思料す。

蒙疆の資源開發に就ては官民一致不斷の努力により、堅實なる發達をなしつゝあり、左に昭和十四年より昭和十六年に至る間の蒙疆輸出入の比率統計を參考のため記載す。

年度別貿易比率統計表 (蒙疆調査課資料による)

類 別	輸 出			輸 入		
	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年
特用作物	二七	一三	四二	二七	二六	一八
穀 類	三七	一〇	一一	一三	一五	二五
藥 材	六	五	二〇	二〇	二〇	二〇
獸 皮	五	六	三	四	五	四
其 他	二五	五四	二二	不明	六	四
備 考	本表の數字は百分率(年間)なり。					
類 別	開 發 資 材	紡 織 品	食 料 品	燃 料	藥 品 材 料	其 他
	二七	一三	二〇	四	六	二八
	二六	一五	二〇	五	四	三二

之を藥材、醫療資材の輸出入部門より考ふるに、昭和十六年度の貿易輸出總額一億八千三百七十七萬圓中、藥材三千六百萬圓(内西北貿易による見返輸出五十七萬一千圓)を輸出せり。即ち總輸出額の約二〇%に相當す。之を昭和十四十五年度の輸出額に比較すれば正に驚異的成績にして、蒙疆の天然資源たる藥材の商品價値が如何に重要なかを認

蒙疆に於ける薬材薬品供給に関する調査



蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査
識せしむ。

昭和十六年度の醫療資材輸入額は八百四十五萬五千圓（内西北貿易による輸入藥材五百十三萬八千圓）にして同年總輸入額の5%に相當す。従つて藥材及醫療資材の輸出入部門に於ては昭和十六年度に於て輸入の四倍の輸出をなしたることとなる。各年度の輸出入金額（藥材及醫療資材）は左の如き關係にあり。（單位千圓）

輸出金額		輸入金額	
昭和十四年度	五、七九八	昭和十四年度	三、四六五
昭和十五年度	六、〇三四	昭和十五年度	九、五六五
昭和十六年度	三、七、二六二	昭和十六年度	八、四五五

今回蒙疆各地域毎に藥草統制組合の設立を見て、華北生藥協會との密接なる連絡の下に藥材の輸出振興が愈々表面化し來りたることは、醫療上より又蒙疆の自給經濟上より誠に時宜を得たる對策にして、蒙疆に豊富に野生する藥用植物も、今後は嚴重なる價格品質を備へた商品として、共榮圏に供出せらるゝこととならん。

第一章 藥材

一、各地の狀況

(イ) 厚和、包頭地區

當地區に野生する藥草にして利用されつゝありと思はるるものに、防風、黃耆、甘草、知母、柴胡、苦參、藜蘆、

豆根、杏仁、赤芍、蒼朮、車前子、黃芪、茵陳、麻黃、枸杞、牛蒡子、地丁、蒲公英等十九種を擧げることを得。左に成紀七三五年産生産狀況並に賣買價格を示す。

品名	單位	一斤に對する單價	輸出値段	年産額
防風	斤	一・一〇	一・四四	三九〇〇〇
黃耆	斤	一・四〇	一・六四	二九〇〇〇
甘草	斤	一・二〇	一・六〇	四〇〇〇〇
知母	斤	一・四〇	一・五六	一〇〇〇〇
柴胡	斤	一・三三	一・四八	三〇〇〇〇
苦參	斤	一・二〇	一・六〇	三〇〇〇〇
藜蘆	斤	一・二〇	一・六〇	三〇〇〇〇
豆根	斤	一・四〇	一・六四	三〇〇〇〇
杏仁	斤	一・七〇	一・九六	二〇〇〇〇
赤芍	斤	一・六〇	一・七二	二〇〇〇〇
蒼朮	斤	一・四〇	一・五六	二〇〇〇〇
車前子	斤	一・二〇	一・六〇	二〇〇〇〇
黃芪	斤	一・四〇	一・五六	二〇〇〇〇
茵陳	斤	一・四〇	一・五六	二〇〇〇〇
麻黃	斤	一・四〇	一・五六	二〇〇〇〇
枸杞	斤	一・二〇	一・八〇	一〇〇〇〇
牛蒡子	斤	一・六〇	一・八〇	一〇〇〇〇
地丁	斤	一・四〇	一・五六	五〇〇〇〇

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

蒲公英 姑姑英 麥丁

五〇

六四

七一

六〇

收買方法は野生地區より土着人採掘し、厚和若くは包頭に至り、市内各藥莊に任意に時價を以て販賣す。收買したる藥莊は、自家用に供するもののみ壓切藥研等を用ひて一定し藥材とするも、多くは其の質極めて粗惡にして、漢方醫藥としての商品價値を疑はる。又其の調製法の如何により、酒炒黃芩、蜜製黃芩、酒沙知母、炒炒蒼朮、酒漆大黃、蒸製黃精、蜜製甘草等の名稱を附し販賣す。之等藥材を取扱ふ藥莊を鐵道沿線につき調査したる結果左の如し。

地名 藥莊名

陶下 齊 李福增
旗下 營 和泰興、永興堂、同和慶、德全堂
卓資 山 和泰祥、德生堂、永和盛、復和堂

厚和地區に集荷さる藥材は、蒙疆生産藥材の主位を占め、其の著名なる藥草は黃芪、甘草、黃芩、豆根、蒼朮、赤芍、黨參にして、其の中赤芍、黨參の二藥材は世界の名産として數千年の歴史を有し、史籍にも記述せられ、又人口に膾炙さる。然れ共、黨參の如何なる成分なりやに就ては今尙不明なり。舊曆十月に毎年開催さる、河北省忻州(安國縣)藥市には、此の二藥材の出品を缺きたることなしと言ふ。

厚和附近に野生する藥用植物左の左し。

防風、黃芩、赤芍、益母草、蒼朮、柴胡、甘草、王不留、知母、苦參、狼毒、牛蒡子、秦艽、蒼耳、蒲公英、扁蓄、地丁、石菖、通經草、麻黃、茵陳、枸杞、車前子、杏仁、豆根、斤麻、柴芎、地骨皮、沙參、威靈仙、杏仁、艾葉、薄荷、五味子、青葙子、薄荷、木賊、麻仁、紅花、茴香、馬兜、牛子、萊菔子、甜瓜、麥芽、葛蒲、黨參、大黃

動物藥材に雞内金、牛黃、刺楸皮等少量生産さるゝと言はるゝも不明なり。

包頭附近に野生する藥用植物左の如し。

甘草、斤麻、知母、茴香、茵陳、桑皮、麥芽、蘆根、薊芥、地骨皮、柴胡、黃芪、蒼朮、馬蘭、黃芩、薄荷、透骨草、秦艽、麻黃、益母草、蒲公英、通經草、車前子、地丁、赤芍、豆根、青葙子、防風、羅麥咀

武川、百靈廟方面は純蒙古地帯なるを以て、一般に見るべき藥草なし。僅かに防風、大黃、麝香草、秦艽等あり。

(口) 大同地區

當地區は、事變前より閻錫山の産業開發政策により藥草栽培を奨励したる關係上、二三の栽培品は今尙輸出品として大宗をなせり。即ち晉北南部渾源縣管内に於ては、年産額七五、〇〇〇公斤の黃芪あり、現在尙匪化地帯に屬するも、想定七千町歩の作付をなしたる報告あり。又應縣管下に於ては小茴香を栽培し、多くは食料品の附香料として輸出す、懷仁縣附近には甘草の作付をなすものあり。

蒙疆の南の關門をなす朝縣は、事變前より西北地方よりの物資輸送ルートとなし、河曲、偏關、平魯を經由する藥材は河北省忻州に向けられたるも、事變後經濟封鎖作戰により全く杜絶せり。土産の藥草は大行山脈系に相當量あれ共、治安惡きため生産殆んどなし。土人の運び來る藥材は、少量乍ら柴胡、知母、秦艽、地骨皮、蒼朮、益母草、秦黃、麻黃、苦參、防風、枸杞あり。陽高縣に産する藥材は麻黃を主とするも、近時治安良好となりたるを以て、將來相當量の收穫あるものと思料せらる。

(ハ) 張北、多倫地區

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

七三

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

當地區は蒙古草原を主とし、藥草は稀少なり。一帶に見らるゝは地榆の集落なり。附近の陰山脈系より黃芩、赤芍、防風、黃芩、黃芪、麻黃、知母、柴胡を土人が採集し、張家口地區藥材商の求めに應じて土付の儘搬送するものに止まる。

(三) 龍關、赤城地區

陰山脈系の分支脈多く、兩縣共山岳地帯に位す。縣内に群立する山地には、他縣に見ざる藥草の豊富さを有し、事變前より鐵道沿線の沙城、宣化方面より地域外に輸出しつゝあり。然れ共近時治安の關係より以前の如き集荷を見ず。輸出品として防風、麻黃、赤芍、黃芩、柴胡、知母あり。

(ホ) 河北省安國地區

本地區は蒙疆地區外なれ共、支那に於ける屈指の藥材集産地なるを以て特に本項に追記せり。安國縣に於ける藥草栽培は、古來住民の重要な職務にして、現在でも大約三百餘戸あり。其の最も盛なる村落は常壓、瓦子里、霍壓、東西諸里等なり。栽培品の主なるもの一ヶ年平均生産高左の如し。

品目	單位	數量	收買單價	摘	要
葱	公斤	二〇,〇〇〇	一斤に付	二〇	
薄荷	公斤	二〇,〇〇〇	一斤に付	二〇	
大黃	公斤	一〇〇,〇〇〇	一斤に付	二五	
青木香	公斤	三〇,〇〇〇	一斤に付	八〇	新黃と稱し品質粗悪なり
蘇子	公斤	三,〇〇〇	一斤に付	一四	
蘇子	公斤	三,〇〇〇	一斤に付	一八	

草	明	三,〇〇〇	二〇
白	芷	二〇,〇〇〇	六〇
紫	苑	一〇,〇〇〇	一五

安國縣集荷藥材の昭和十六年度に於ける取引高は約百萬圓にして、之等は主として香港經由、南方方面に輸出せられるも、大東亞戦争により輸出社絶し、出廻りは漸次不良となり、昭和十七年度に於ては六〇萬圓に満たざる状態なり。然れ共今回設立せられたる華北生藥協會の支部として新發足し、日華一體となり、大東亞共榮圈の供給に全面的努力をなすことなれり。

天津方面より安國に集荷さるゝ藥材にして、蒙疆地區より輸出されたるものを擧ぐれば大約左の如し。

品目	單位	數量	品目	單位	數量
甘草	公斤	三〇,〇〇〇	黃芩	公斤	五〇,〇〇〇
遠志	公斤	二〇,〇〇〇	馬兜鈴	公斤	一〇,〇〇〇
柴胡	公斤	三〇,〇〇〇	赤芍	公斤	三〇,〇〇〇
枸杞	公斤	五,〇〇〇	桔梗	公斤	三,〇〇〇
			黃芪	公斤	五,〇〇〇

備考、本表は昭和十七年度集荷量なり。

二、蒙疆地域内藥材生産量 (昭和十六年度)

區分	單位	察南地區	晉北地區	巴盟地區	察哈爾盟地區	合計
甘草	斤	三五,〇〇〇	八〇,一〇〇〇	一,六六九,〇〇〇	一三,〇〇〇	二,五二八,〇〇〇
麻黃	斤	五〇〇,〇〇〇	七五九,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	三四,〇〇〇	一,七四三,〇〇〇

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

藥材名	單位	數量	金額(千圓)
狼毒	斤	1,000	10,000
茵陳	斤	1,000	10,000
扁蓄	斤	1,000	10,000
車前	斤	1,000	10,000
小香	斤	1,000	10,000
杏仁	斤	1,000	10,000
大黃	斤	1,000	10,000
獨活	斤	1,000	10,000
羌活	斤	1,000	10,000
款冬	斤	1,000	10,000
秦艽	斤	1,000	10,000
黃芩	斤	1,000	10,000
益母	斤	1,000	10,000
枸橼	斤	1,000	10,000
猪骨	斤	1,000	10,000
地骨	斤	1,000	10,000
防風	斤	1,000	10,000
遠志	斤	1,000	10,000
赤芍	斤	1,000	10,000
柴胡	斤	1,000	10,000
蒼朮	斤	1,000	10,000
黃芩	斤	1,000	10,000
知母	斤	1,000	10,000

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

三、鐵道沿線出廻量

集荷驛に於ける藥材の種類並に數量は確實なる統計なきため、昭和十六年度に集荷されたる總數量を、蒙疆銀行調査より轉載す。(單位應)

集荷地	數量	仕向地	數量
南口	179	天津	464
康莊	28	北京	204
懷柔	199	通遼	6
沙城	14	太原	2
下花園	347		
宣化	354		
張家口	72		
孔家莊	45		
郭家莊	83		
柴溝	12		
天鎮	1		

集荷地	數量	仕向地	數量
集荷地	40	集荷地	40
羅文	42	羅文	42
陽高	60	陽高	60
聚樂	12	聚樂	12
大興	67	大興	67
豐鎮	2	豐鎮	2
旗營	5	旗營	5
厚和	28	厚和	28
畢齊	1	畢齊	1
薩克	2	薩克	2
薩拉	3	薩拉	3
公積	3	公積	3
包頭	17	包頭	17

右の出廻量の内、實際に蒙疆地區外に輸出せられたる藥材左の如し。

藥材名	單位	數量	金額(千圓)
甘草	斤	1,300	1,083
麻黃	斤	272	53

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

蒙疆に於ける藥材藥品供給に関する調査

品目	單位	數量	金額
防風	斤	2,765	54
杏仁	斤	285	129
薯蕷	斤	74	144
芍藥	斤	20	54

七八

四、地區外よりの要轉移入量 (主要品目別)

品目	單位	數量	金額
防風	斤	2,765	54
杏仁	斤	285	129
薯蕷	斤	74	144
芍藥	斤	20	54
...

五、對共榮圈供給狀況

品目	單位	數量	金額
官山紅菊銀青細	斤
桂查花	斤
...

現華北生藥協會設立前、十商社を以て組織せられたる對日輸出統制組合の取扱ひたる藥材の内、蒙疆生産藥材と考へらるるものにして、對共榮圈に輸出せるもの左の如し。

(イ) 對日本

品目	區分	單位	數量	百斤單價	金額
黄芩(中條)	胡	公斤	11,000
甘草(皮付)	胡	公斤	11,000
...

(ロ) 對廈門

品目	區分	單位	數量	百斤單價	金額
黄芩(中條)	母
...

七九

蒙疆に於ける藥材藥品供給に関する調査

備考 本表は昭和十六年十一月より昭和十七年十月の一ケ年間の統計なり。

蒙疆に於ける藥材藥品供給に関する調査

蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

(ハ) 對西貢

品目	區分	單位	數量	應單價	金額
柴胡	鹿	一石		五、五三	
甘草	鹿	一石		一、六六八	
黃芩	鹿	一石		五、八〇〇	
知母	鹿	一石		一、四四〇	
赤芍	鹿	一石		一、七〇〇	
合計					三、七七一

(ニ) 對盤谷

品目	區分	單位	數量	應單價	金額
甘草	鹿	一石		五、〇〇〇	
桔梗	鹿	一石		五、〇〇〇	
柴胡	鹿	一石		五、〇〇〇	
知母	鹿	一石		五、〇〇〇	
合計					二〇、〇〇〇

備考 甘草、桔梗は西北貿易により蒙疆より輸出せるものと考へらる。

前(ロ)(ハ)(ニ)各項共、昭和十七年六月以降の統計にして、對日本一ヶ年間の輸出入比較して甚しく輸出を速進せられたることを知り得べし。天津の輸出入機關を通じ對日滿輸出の行はれる華中、華北、蒙疆土産の藥材に就ては、現地收買價格と日本、滿洲の物價水準との開きあるため、甚しく輸出を障碍されたるも、關係當局並に業者間で之が對策として現在實施されて居る輸出補償制度を再検討し、輸出商社の自由買付統制問題、收買時期、收買資金等につき慎重なる研究を遂げ、收買より輸出に至る一元的統制により輸物資の價格差を縮小し得る結論に達し、收買仲繼卸業者對日滿輸出業者を一丸とする出資金二百萬圓の前記華北生藥協會の設立を見たり。

本協會は藥材の輸移出入のみならず、集貨配給の一元的統制も併せ行ひ、對共榮圈内藥材の需給に積極的努力を拂ひつゝあり。然して本部を北京に、支部を天津、安國、青島、開封に設置しあり。

蒙疆土産の藥材の買付に就ては、現在のところ何等の制限を加へず、自由貿易をなしあるため、價格品質等區々で對外輸出貿易品としての聲價を維持するに困難な狀況なれ共、今回(昭和十八年度一月)政府の指令に基き、各地區毎に藥草統制組合の成立を見て、今後の疆外輸出は組合のみにより取扱はるゝこととなれり。

尙参考のため華北生藥協會の昭和十八年度對共榮圈供給計畫を附記す。(印刷省略)

六、蒙疆地區外轉移出量 (蒙疆銀行調査課調査)

輸出地	數量(担)			仕向地
	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	
南口	三八	三六	二	天津
康莊	五五七	四一五	一七九	北京
懷柔	一	一一	二八	天津
沙城	七〇五	一、〇六三	三九九	天津
下花園	二二二	八一	一四	保定
宣化	三六七	一、一八二	三四七	保定
張家口	一三七	一〇六	三五四	保定
孔家莊	一六	一一〇	七二	保定
郭家莊	一	一三五	四五	保定
柴溝	九〇	四一一	八三	太原
天鎮	三九	三〇七	一一	太原
羅文	九〇	三八三	四二	太原
陽高	六五	二二七	六〇	太原



蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

平	懷	沙	西	永	卓	麥	岱	綏	朔	周	土	包	公	薩	畢	厚	旗	豐	大	聚
地	仁	子	堡	莊	山	召	岳	口	縣	莊	木	頭	積	齊	齊	和	營	鎮	同	堡
計																				
四、七六九	一	一	一	二	三	七	八	一	一	四	一、二八五	一、三三八	三	三	一	一、三七一	一、五	五	九	一、〇三三
八、六四五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、八五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

七、翌年度への繰越見込量

近時對共榮圈パーター盛んとなりしため、各集荷地に運ばるゝ藥材は日系業者により迅速に輸出せらるゝを以て、繰越藥材殆んどなし。特に天津方面に於ては、藥材と綿布との效用を考ふる時、藥材の需要遙かに大にして、中國人の一年間に使用する藥材は平均四斤と稱せらるゝを考ふるも、如何に重要な物資なるかを知り得べし。

八、將來の改良増産に就て

蒙疆地區に生産する藥材は、既述の如く相當高額にして頗る有望なる資源として注目さるゝ所なるも、今後愈々統制強化せられんとする化學製品其他の拂底時代に對處するの見地より、藥材の増産を企及せざる可からざること勿論なるも、現在の處、食料確保のための糧穀類の増産に更に拍車を掛くるの要あると、又罌粟栽培を相當確保せざるべからざるの現状なるを以て、之に要する耕地勞力を、例へば僅少なりとも藥材生産に振り向けるは實際的に困難なり。故に究極の處、之に對する農民の餘剩勞力を徒勞消耗に費やすことなく、有効に利用する如く指導し、特に積年の壓政に極度の疲弊を來せる匪化地帯の更生策として、野生藥材の採取に、或は荒蕪地開墾に依る藥草根の作付等を、獎勵するを良策と思考せらる。

附 記

一、甘草の規格

甘草取引上の規格は從來の習慣上約四十種に區分せられ、天津市場の間屋間に行はる。

蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

1 箱裝大草口

太さ一寸以上長さ一尺二寸以上の良質なるものにして原包の儘天津に着荷後選別の上一定の木箱に詰める。之を更に拔蓋物即ち梁内物と玉節地物即ち梁外物に區分するも、概して梁外物を佳良とす。又哈米物即ち新羅物と、鎮香物即ち西羅附近産物とに區分され、概して哈米物を優秀とす。現地に於ては箱詰大草口の規格無し。

2 箱裝中草口

天津に於て同前に選別の上箱詰されるものにして、大草口同様産地により四區分さる。中草は普通太さ七分以上長さ一尺二寸以上のものを呼稱す。「口」なる語は選別されたる意なり。(以下同之)

3 原包大草口

現地の規格中最高のものなり、太さ平均一寸長さ平均一尺にして、共に非常なる差數無きものを謂ふ。

4 原包中草口

太さ平均七分、長さ平均一尺二寸にして、中草口に比し稍疏なるものを謂ふ。太さ一寸を有するも中間草より細くなりたるもの、節あるもの及び曲りたるものは全て中草と見做す。此の意味より現地にて大草と稱するものの中四割は中草なり、尙大草には「全面」と「常行」の兩種あり。前者は大草の根元即ち太き部分を云ひ後者は普通の走莖を指す「全面」は大草百斤に對し一〇斤の割合を以て採摘さる。

5 箱裝大草口

「寸草」とは折れたもの謂なり、之は大草の内折れたるもの即ち長さ五寸程度の太草を天津にて選別の上箱詰にせるものなり、尙大草には「全面」と「常行」の兩種あり。前者は大草の根元即ち太き部分を云ひ後者は普通の走莖を指す「全面」は大草百斤に對し一〇斤の割合を以て採摘さる。

6 箱裝中草口

中草口より稍太きものを特に選別したるものなり、鑑別し難し。現地にて規格無く市場に於ても取引頻なり。

7 箱裝粉草口

中草口より稍細きもの特に選別の上箱詰せるものなり。即ち前記粉中草口と後記双天紅粉牛より選別されたる稍細きものにして、素人には鑑別容易ならず。現地にて規格無し。此の外、粉草口面なるものあり、之は粉草口を更に精裁よく太さ長さ共丁寧に揃へたるものなり。

以上粉中草口、粉草口及粉草口面の三種類は、買主の要求により、特に問屋に於て之が選別を行ひ、上海方面に輸出されるものなり。

8 箱裝三草口

前記粉草口より稍細きもの即ち後記の超奎紅粉牛と、細條紅粉牛より選別する稍太きものにして、之亦顧客の注文により、特に規格付ける場合の外用ひられることなし。

9 原包大草口

中草口、粉中草口、粉草口三種を選別する際に規格洩れとなりし主として折れたるものを指す。現場にて買付し得るも、毛草と異り、相當太物なるを以て注意を要す。「節」とは折れたるもの、及び箱詰に選別する際長さ不同にして取残されたる半端物の謂なり。(以下同之)

10 原包双天紅粉牛

粉草口より稍太きもの即ち太さ三分、長さ一尺五寸乃至二尺あり、後記天奎、超奎各紅粉牛と共に蒙疆産甘草の代表的なるものなり。この三者は最も多く取引される故特に研究を要す「紅粉」とは皮付きの謂なり、之に對し皮去り甘草は全て「白粉」と稱す。(以下同之)

11 原包天奎紅粉牛

双天紅粉牛より稍細く超奎紅粉牛より稍太き中間物にして、太さ三分前後長さ一尺五寸乃至二尺のもの指す。

12 原包超奎紅粉牛

太さ一分五厘以上長さ一尺五寸乃至二尺のものを謂ふ。

13 原包細條紅粉牛

双天、天奎、超奎紅粉牛より特に細きものを選び一つの規格とす。現地にてはこの規格不要なり。

14 原包粗三草牛

原包細三草牛

15 原包細三草牛

右兩者は事變後に於ては規格付けて取引さるゝこと無し。

16 原包天奎草

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

蒙疆に於ける薬材薬品供給に関する調査

- 17 原包超通草
18 原包通草
19 通草とは極めて修長きもの即ち平均二尺五寸以上のものを謂ひ右三種は包頭方面には出廻稀小なり。
20 原包天奎紅粉節
21 原包細紅粉節
22 原包超奎紅粉節
23 右三種は前記天奎紅粉牛、超奎紅粉牛、細條紅粉牛の夫々折れたるものなり。
24 後記荒草より稍長く走莖の稍堅固なるものなり、即ち細條紅粉牛より細く包頭方面に於ける最下級規格なり。
25 原包荒草
26 所謂毛草にして邊草よりも短く甚だしく折れたるものを謂ふ。沙城方面に産するもの大半之に屬す。
27 原包大草肚
28 原包三草肚
29 「肚」とは極めて短きもの即ち二寸より五寸程度に折れたるものを謂ふ。大草肚は細條紅粉牛の折れたるものにして又三草肚は邊草の短く折れたるものなり。右二種は全て荒草として取扱ひて差支へなし。
30 原包大草坩遠
31 原包中草坩遠
32 原包小草坩遠
33 「坩遠」とは根部と莖部(葉の部分)との中間を謂ふ。現地での買付は大草坩遠のみに止めること肝要なり。
34 原包双天白粉草
35 原包天奎白粉草
36 原包超奎白粉草
37 原包細白粉草
38 以上十種は全て前記名紅粉草に對し夫々表皮を削除せるものにして、太さ及長さの規格は同一なり。但し荒白粉草は荒草の皮去りに非ず、天奎白粉草より稍細きものを謂ふ。
39 以上により取引状態は大體諒知し得るも、現地に於て收買する場合、かゝる複雑多岐なる規格にて、全體的取引をなすことは、却而收買の悪條件となること明かなり。

- 33 原包通草
34 原包白粉草
35 原包双天白粉草
36 原包天奎白粉草
37 原包超奎白粉草
38 原包細白粉草
- 二、蒙疆産主要薬用植物の所見
- 滿洲國に産する植物は約二、五〇〇種と稱せらる。蒙疆地帯に分布野生する植物も、地理上より又實際に共通するもの少なしとせず。之を日本内地の約六、〇〇〇種(外來植物を併せて約二二、〇〇〇種)並に朝鮮の約三、〇〇〇種に比較すれば、尙及ばざる所なるも、將來更に調査を進め、研究すれば新植物の發見は自ら可能なりと信ず。
- 調査區域に於て集蒐せる植物は約八〇〇種にして、其の中藥用に供し得るもの約二〇〇種なり。就中大黃、甘草、麻黃、遠志、黃芩、柴胡、知母、地榆、赤芍は蒙疆の特産として周知の薬材にして疆内何れの地區にも野生せり。近年之等薬材を原料とする製薬事業勃興し、厚和に於ては蒙疆甘草工業股份有限公司の設立を見、又大同に於て麻黃よりエフェドリンの製造を興すため關係者は目下計畫中なり。蒙疆がアルカリ地帯なる證差として、菊科植物、豆科植物、アカザ科植物の繁茂良好なり。蒙疆に野生する薬用植物の主なるもの、原植物に就き調査せる所によれば左の如し。

防 疾 名	和 名	科 名	原 植 物 名
風 和	バウヤフウ	セリ科	Ledebouria seseloides
胡 和	タフリヤサイコ はイワサイコ	セリ科	Eupatorium scorzonae folium Eupatorium dohrtcum

蒙疆に於ける薬材薬品供給に関する調査

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

九。

内に廣く生産さるる畜産原料、穀物原料、藥草類等の利用に依り、政府の企業保護獎勵策と相俟つて、本格的操業及其の經營改善に努力する事態に立至るものと思料せらる。

(イ) 晉北化學工業股份有限公司

所在地 大同北關街

資本金 壹百萬圓(全額拂込)

製造品目 酒精

年産額 貳千五百萬石

逆産興農酒精廠を借受け、地域内産出の物資を原料として製造し、地域内の需要を充たすと共に、北支方面の不足を補はんとし設立されたものにして、酒精よりエーテルの製造を計畫中なり。

(ロ) 協和畜産加工股份有限公司

所在地 張家口市元寶山

資本金 五萬圓(全額拂込)

製造品目 獸腸腺縫合絲

年産額 六〇〇〇打

疆内の豊富なる畜産原料品を加工精製して有要なる商品となし、外貨獲得の資に供せんとし設立されたもの

にして、縫合絲は獸腸の大小によりNo.8よりNo.14までを製造し、華北方面の需要を充しつゝあり。

(ハ) 東亞製藥廠

所在地 張家口市元寶山

資本金 參萬五千圓(全額拂込)

製造品目 賣藥アスピリン錠

年産額 賣藥卸原價として約二十四萬圓、アスピリン錠四萬五千錠

地域内に豊富なる藥草を合理的處理により加工して、醫藥品自給自足を目標とし、更に外地へも供給せんとする意圖を以て設立せられたるものなれ共、治安狀況よりして藥材の出廻り悪しく、日本製藥品の加工をも併せ行ひつつある現況なり。

(ニ) 察南葡萄酒釀造有限公司

所在地 懷來縣城内

資本金 參萬圓(全額拂込)

製造品目 葡萄酒

年産額 五拾石

地域内より産出する葡萄を以て醫服用葡萄酒の釀造をなさんとして設立されたれ共、操法極めて幼稚にして、今蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

九一

尙藥用品の製造販賣をなすことを得ず。

其の他蒙古政府に於て認可せる蒙疆法人製藥業に左の三社あれ共、諸種の經濟事情により活潑なる運営を認め得ず。

- (一)蒙疆製藥股份有限公司、(二)蒙疆理化學工業股份有限公司、(三)蒙疆甘草工業股份有限公司

二、醫療資材供給に對する統制事情

(イ) 輸入機構並に配給機構

蒙疆地域の貿易は現在三ルートにより行はる。即ち京津、滿洲貿易及山西貿易なり。支那事變前蒙疆の貿易動脈たる西北ルートは、京津貿易に占むる役割極めて重大にして、京津貿易は輸出共大部分西北貿易にリンクセリ。然して京津地方より輸入せる諸物資の約四〇%は西北地方へ再輸出せらる。然れ共、事變後の貿易は治安の不良と邊境軍閥の壓迫により殆んど中絶し、後述の西北貿易のみが現在行はる。

従つて蒙疆貿易の主宰をなすは京津貿易にして、滿洲山西貿易之に次ぐ。成紀七三五年(昭和十五年)以前の蒙疆地域に於ける醫藥品取引は、天津若くは北京卸賣業者より第一次卸賣價格を以て疆内小賣業者に渡り、又小賣業者にして卸賣業者間に特約ある者は第一次價格を以て輸入し、地域内を潤はし、官廳需要の醫療資材に就ては卸賣業者(在華北)直接納入セリ。

然れ共成紀七三四年度の圓ブロック一般的物價騰貴の波は、事變による特殊事情に關聯して必然的に擴大し、華

北に於ては事變前の六〇%の騰貴を示すに到れり。續いて成紀七三五年春の法幣暴落に追隨して更に暴騰し、爾後關係當局の懸命の努力の結果、漸く法幣の影響より聯銀券の離脱に成功し、暫く物價の安定を見たれ共、成紀七三六年七月米英の對日資産凍結により、此の安定は破れ、物價は更に急騰し、續いて大東亞戰爭の勃發は之に拍車をかけるに至り、一般庶民の生活は窮迫し、前途樂觀を許さざるに至れり。而も大東亞戰爭勃發以來、皇軍の壓迫的勝利により、米英勢力は悉く東亞より追放され、東亞建設の劃期的段階に入り、東亞諸民族は精神的に未だ會て見ざる勇氣を振興さるゝに至り、此の機會を促へて物價對策並に物資供給對策は斷行され、大東亞の兵站基地としての使命は完成され、民生の安定を招來するに至れり。

右の諸對策の目標は、物價を資産凍結前の水準にまで引下げることに重點を置き、特に從來日本人のみに行はれた對策を、人的には華人に、地域的には物價高の根源をなす天津、北京、青島に向けて行はれ、物價統制機構、物價價格設定、配給組合整備、物價供給關係、金融通貨關係、生産費及中間費引下げ、生活必需品生産工業の保護の七項目を中心として、日本側は中央に軍、興亞院、大使館により組織せられた中央物價對策委員會有り、中國側では華北政務委員會に中央物價委員會を設置し、日華相互の物價政策、其の他關係事項に關する連絡機關として日華連絡會議が設置され、地方にはそれ〴〵之に準ずる地方機關あり。

右の如く華北の諸對策は合理的に二應決定せり。蒙疆地區に於ては成紀七三四年九月一日、察南、晉北、冀北三自治政府統合され、蒙古聯合自治政府成立と共に疆内の經濟政策は着々堅實なる發展を遂げ、大東亞戰爭勃發後日本

本の戰時諸政策に呼應して、經濟方面に於ても大々たる機構改革を斷行せり。

蒙疆に於ける藥材藥品供給に關する調査

然れ共内外の經濟事情の急激なる變動により、醫療資材の需給に就ても日を追つて困難を招來し、放置する能はざるを以て、在張各指導機關關係者之が對策に努力したる結果、有力なる卸賣業者及メーカーを日本内地又は華北方面より進出せしめ、蒙疆醫藥品需給の圓滑を期すると共に、更に疆内資源を有利に活用して生産業を起さしむべく關係業者との間に意見の一致を見て、成紀七三六年三月大阪武田長兵衛商店張家口に營業所を置き、直ちに業務を開始し、續いて天津松本盛大堂藥房進出し、同年七月四日右の二商社を以て蒙疆醫藥品醫理化器輸入組合を日系商社として結成せしむ。之に引續き、參天堂株式會社、若素製藥公司、大連洋行(醫藥器械商)の加入となり、輸入組合規定に依り圓滑なる業務の運営をなすつゝあり。成紀七三六年九月醫藥品を統制品目に追加するの件經濟部令により發令、同月十五日實施せらるゝに及び、政府の經濟機構の整備期に當り輸入殆んど途絶となりたれ共、同年十二月より略、正常に復し、成紀七三七年三月より組合の實際的活動期に入り、輸入承認書による輸入の適正を期すると共に、輸入手数料千分の二により組合の維持費として納付せしむ。又蒙古政府の貿易計畫により、一年を四半期に分ち、各期毎に醫療資材導入資金枠を組合員は輸入實績其他により資金枠の分配をなし、不要不急物資の輸入を極力防止すると共に、政府に於ても嚴重なる査定をなすつゝあり。

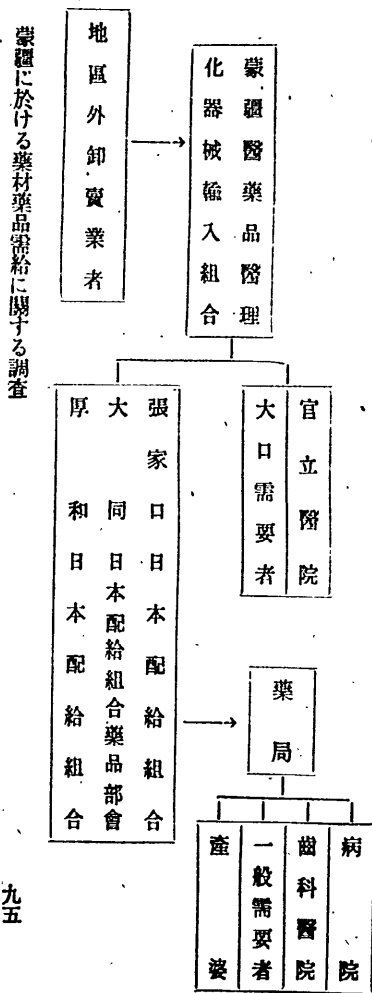
一方成紀七三七年三月より經濟部令により各地財務局(前經濟監視廳)に一定の生必物資導入資金枠を具へ、醫療資材に就ても眞に危急を要する物資又は特殊な需要により早急に補充を要する場合のみ限り、醫藥品部門に割當てられたる資金枠にて當該地區の事業組合は別途に華北方面より輸入しあり、但し此の場合の輸入許可は便宜上、當該地區財務局長の權限にあり。現在の輸入許可経路左の如し。

但し醫療資材個々の品目査定は便宜上内政部衛生科に於て行ふ。

經濟部長——貿易科長——財務監督署長——申請書

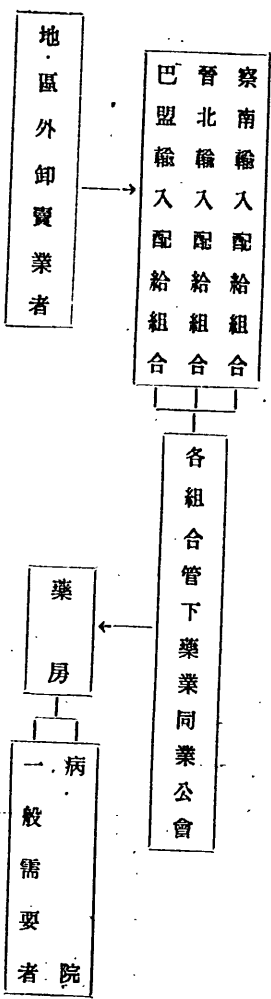
成紀七三六年七月四日張家口市に設立せる蒙疆醫藥品醫理化器輸入組合の運営、進捗し、成紀七三七年三月十日張家口市に配給の綜合機關として張家口日本配給組合成立し、藥品部會を設く。然して輸入業者間に一定の關連性を生じたれ共、實質的には醫藥品の特殊性に鑑み、兩組合の意見の交換をなすに止まり、輸入組合は直ちに配給組合たるの現狀にあり。右藥品部會の組合員は小宮藥業者を主とす。各地區配給組合も同様にして設立す。蒙疆に於ける醫療資材輸入配給機構は概ね左の關係にあり。

(一) 日系輸入配給



蒙疆に於ける藥材藥品需給に関する調査

(三) 蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査
現地藥輸入配給



以上を要するに、蒙疆には完成品としての藥品生産殆んど無く、從て他の資本主義生産國の如く、單に公定價格の設定、暴利取締令の公布、其他の所謂經濟警察的方法のみにより、統制することは物資輸入を障害し、物資缺乏、物價の昂騰を促し、惡結果を誘發することとなるを以て、前述の華北に於ける諸對策に準じて地域内生産工業と並し、可及的輸入の抑制を計り、輸出入に就ては、更に機構の一元的強化配給機構の整備をすると共に、物價調整の基準は華北を標準として定め、地域内物價の安定を圖り、初めて圓滑なる藥材需給を効果的に行ひ得ると思料す。

(四) 輸入業者並に配給業者
更に低物價政策の根本對策として、日本製品の對日本直接導入の方途を講じ得れば、蒙疆醫藥品需給は益々圓滑なるべしと考へらる。

- (一) 輸入業者
 武田長兵衛商店張家口出張所 松本盛大堂張家口出張所 若素製藥公司蒙疆營業所 參天堂株式會社張家口出張所
 大通洋行張家口出張所

- (二) 配給業者
 張家口地區 張家口藥局 大町日進堂藥房 協和藥局 華陽貿易公司 本田商會 白木屋張家口出張所 福興洋行
 日蒙洋行 高島屋張家口出張所 太極洋行
 大同地區 東京堂藥房 三和藥房 大同藥局
 厚和地區 厚和藥房 日の丸藥房 九州洋行
 包頭地區 平和堂藥房

(六) 價格の決定方法

華北に於ける適正價格の決定方法に就ては、日本人側は原則として取締當局の認可によるものと、既述の中央物價對策委員會の示する基準價格に、運賃諸掛り適正利益を加へた價格で販賣し、現地製品に就ては、需要が一般的に重要物資については、中央物價對策委員會の指示する基準價格を標準として前項に準じ適正價格を定め、華人側適正價格の設定は、中國側行政機關の指導の下に華人同業公會、組合等の自肅協定價格を決定し、該價格の遵守に就ては、當該公會、組合が連帶責任を負ふこととせり。

蒙疆に於ては輸入業者が天津第一次卸賣價格を以て輸入し、概ね左の諸掛りを加算して輸入組合の蒙疆に於ける卸賣價格とす。
 天津着渡し原價+運賃諸掛+税金(四%) + 連絡費+金利(一・二%) + 破損(三%) + 口錢(七%) + 組合統制料(千分の二) + 輸入組合卸價格

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査

右の卸價格を以て購入せる地區内小賣業者は、所轄領事館の許可を得て概ね二割の口錢を取り販賣しあり。華人側の輸入品は大半漢藥なるも、日本製品は蒙疆に於ける日系輸入組合を利用しあり。然して洋漢藥共華北に於ける華人側業者と同様、組合・同業公會等の自肅協定價格を決定し、各地區取締官廳の許可を得て販賣しあり。

三、疆内に於ける醫療資材大口需要者別一ヶ年間診療延人員（昭和十六年度）

(イ) 會社		(ロ) 法人		(ハ) 民國並に個人病院	
華北交通株式會社	延人員 三三四、八八六	蒙古善隣協會	延人員 三五、三六六	關谷醫院	延人員 一九、三五〇
大同炭礦株式會社	延人員 七〇、三六四			大同同濟醫院	延人員 一六、四二五
龍烟鐵礦株式會社	延人員 二二、八六一			ヨナシロ醫院	延人員 七、五〇〇
大青山炭礦株式會社	延人員 一、七五五				
蒙古善隣協會	延人員 三五、三六六				
民國並に個人病院	延人員 一九、三五〇				

蒙疆地區のみ

張家口市個人

包頭

張家口市

厚和

要

要

要

要

十全醫院	延人員 七、三三一	張家口市個人
居村醫院	延人員 六、〇〇〇	包頭
巴貞醫院	延人員 五、四二四	張家口市
武信醫院	延人員 五、四〇〇	張家口市
中條醫院	延人員 一〇、五二〇	張家口市
永通醫院	延人員 一〇、〇〇〇	張家口市
片網醫院	延人員 七、八六二	張家口市
波通醫院	延人員 七、五〇〇	張家口市

(ニ) 政府機關

察南醫院	延人員 四三四、三六四	日采現地系統計
晉北醫院	延人員 三三三、九四五	日采現地系統計
厚和醫院	延人員 五八、七三八	日采現地系統計
張北醫院	延人員 一一、五四〇	日采現地系統計
包頭醫院	延人員 一三、三三三	日采現地系統計

四、疆内に於ける醫療資材年間需要量（最少限量）

蒙疆地區醫療資材の年間需要量に就ては、既に成紀七三七年初旬の調査に於て報告済なるも、今年更めて各地區の報告書を集集し、左の如き統計表を作成せり。然れ共報告の實狀に即せざるもの相當數見受けられたるを以て、成紀七三七年度より現在（成紀七三七年十一月末日）に到る輸入實績消費狀況等を勘案し數量を多少の増減を加へたり。又現

蒙疆に於ける藥材藥品需給に關する調査



薬に於ける薬材薬品供給に関する調査

黄色ワセリン	1100	オキシアン水銀	2000	ホキシンドール	2000	速志ロソブ	4000	海カオ油	3000	カカオ油	3000	芳香ヒマシ	4000	カスカラサラダ洗動エキス	2000	カマエ	2000	過マンガン酸カリ	1000	カマリ石	7000	遠元	7000	甘糖	7000	甘硝	7000	甘糖	7000	含糖ベアスチン	7000	カカオ	7000	カカオ	7000	カカオ	7000	稀アルコール	7000
1100	2000	2000	4000	3000	3000	4000	2000	2000	1000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000	7000										

薬に於ける薬材薬品供給に関する調査

エー	800	化カルシウム	1000	化第二液	1000	酸化アボモルヒネ	1000	酸化エチルモルヒネ	1000	酸化エビレナミン	1000	酸化エフエドリン	1000	酸化エメチン	1000	酸化キニネ	1000	酸化キニネ	1000	酸化キニネ	1000	酸化コカイン	1000	酸化アセチルモルヒネ	1000	酸化トロバコカイン	1000	酸化ピロカルピン	1000	酸化プロカルピン	1000	酸化モルヒネ	1000	酸化ロベリン	1000	黄降	1000	黄降	1000	黄降	1000	黄降	1000
800	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000										

Table with columns for chemical names (e.g., ベキサメナレンテトラミン, ベタナツトール) and numerical values. Includes a vertical note on the left: 薬価に於ける薬材薬品供給に関する調査

Table with columns for chemical names (e.g., 白降, 白降軟膏, 白降油) and numerical values. Includes a vertical note on the right: 薬価に於ける薬材薬品供給に関する調査

品目	区分	単位	数量	合計	摘要
昇降椅子	官需	個	八	八	治療用器
レントゲン発生装置	官需	台	二	二	
水道スピット	官需	個	八	八	
電気エンヂン	官需	台	八	八	
コムプレッサ	官需	台	一〇	一〇	
煮沸消毒器	官需	台	三	三	
三段卓子	官需	台	一〇	一〇	
ドリットハンドピ	官需	台	一〇	一〇	
汚物スタンド	官需	台	二〇	二〇	

K-四スリッパ	丁	五	五	
イント	丁	五	五	
ドリットコントラ	丁	二	二	
スリッパコントラ	丁	二	二	
スリッパハンドピ	丁	二	二	
外科器械	丁	二	二	
抜歯子	丁	二	二	
乳歯子	丁	二	二	
鑷子	丁	二	二	
齒鉗	丁	二	二	
齒鏡	丁	二	二	
熱乾燥器	丁	二	二	
硝子洗滌器	丁	二	二	

(二) 主要器材材料需要調査表 (露古政府調査)

顕微鏡寫眞装置 四
 電気低恒温装置 四
 圧搾器 四
 電気分解装置 四
 熱量計 四
 京大式浮遊選鏡 四
 試験器 四
 電動器 四
 白金皿五〇坩 一〇

白金ルツボ二五瓦 三〇〇
 白金線 5/32mm 一〇〇
 氷枕 五〇〇
 氷管 五〇〇
 手筒 五〇
 手筒用球 五〇
 足筒 五〇

手術室備付品	一	八〇
蒸黄銅	一	一〇
ノールパン	一	一〇
無影照明燈	一	一〇
照明燈	一	一〇
細菌材料消毒車	一	一〇
蒸気消毒車	一	一〇
シンメル消毒器	一	一〇
消毒貯槽各種	一	一〇
煮沸消毒器	一	一〇
殺菌水装置	一	一〇
手洗装置	一	一〇
保温手洗装置	一	一〇
消毒架	一	一〇
消毒液瓶架	一	一〇
ホルマリン消毒器	一	一〇
噴霧器	一	一〇
顕微鏡	一	一〇
化学天秤	一	一〇
エヤーガス発生器	一	一〇
電気定温乾燥器	一	一〇
离心沈殿器	一	一〇

手廻式	一	九〇
真空ポンプ	一	一〇
自動蒸溜器	一	一〇
炭火用蒸溜器	一	一〇
電気解卵器	一	一〇
ミクローーム	一	一〇
パラフィン燐燐器	一	一〇
コソホ消毒器	一	一〇
炭火用	一	一〇
高圧滅菌器	一	一〇
牛乳分離器	一	一〇
乾燥滅菌器	一	一〇
乾燥滅菌器	一	一〇
定置器	一	一〇
血清滅菌器	一	一〇
脂肪抽出装置	一	一〇
血清用凝固器	一	一〇
ミットアクト	一	一〇
動物容器	一	一〇
更固定器	一	一〇
ビュート滅菌器	一	一〇
シャーレ	一	一〇
分光器	一	一〇
内鏡器	一	一〇

露古に於ける器材藥品供給に關する調査

一一六

影 刻 刀 本 七
局 部 咬 合 器 本 七
石 膏 刀 本 七
鐵 鉗 盆 本 七
ベ ン ナ ブ ロ ッ ク 個 本 七
ワ イ ヤー ゲー ジ 個 本 七
メ ロ ッ ト 鋼 丁 本 七
金 プ ロ ー パ イ プ 組 本 七
壓 迫 鑄 造 器 組 本 七
充 填 セ メ ン ト 六 四 箱 本 七
假 封 セ メ ン ト 一 一 箱 本 七
假 封 セ メ ン ト 一 一 箱 本 七
ア マ ル ガ ム 封 度 本 七
ス ト ッ ビ ン グ 封 度 本 七
注 射 液 箱 本 七
亞 砒 酸 糊 個 本 七
オ キ ス パ ラ 個 本 七
キ ャ ン フ エ ャ ッ ク 個 本 七
沃 度 グ リ セ ロール 個 本 七
フ オ ル モ ク レ ソール 個 本 七

蒙 覆 に 於 け る 藥 材 藥 品 需 給 に 関 する 調 査

以下材料

二 五 五 ア
ソ ン プ ル

サ ン ダ ラ ッ ク 封 度 本 七
石 膏 劑 封 度 本 七
埋 没 劑 封 度 本 七
モ ル テ ン 粘 土 封 度 本 七
ア ス ベ ス ト 末 封 度 本 七
パ ラ フ イ ン リ ッ ク ス 箱 本 七
モ デ リ ン グ 箱 本 七
イ ン レ ー ヴ ッ ク ス 箱 本 七
シ ー ト ヴ ッ ク ス 箱 本 七
ス テ ッ キ ヴ ッ ク ス 箱 本 七
礫 箱 本 七
蒸 和 砂 封 度 本 七
カ ッ ター パー ナー 函 本 七
研 磨 材 函 本 七
陶 齒 ア ロ イ ン 函 本 七
陶 齒 有 孔 床 函 本 七
陶 齒 金 床 函 本 七
レ ン テ 義 齒 床 三 床 函 本 七
サ ン プ ラ チ ナ 飯 三 飯 函 本 七
銀 合 金 二 飯 函 本 七
合 金 鐵 一 飯 函 本 七

一一九

蒙 覆 に 於 け る 藥 材 藥 品 需 給 に 関 する 調 査
金 屬 洗 滌 器 本 七
齒 科 用 注 射 器 打 本 七
開 口 器 個 本 七
エ レ ベー ター 本 七
ア キ ス カ ベー ター 本 七
ス ケー ラー 本 七
ナ ゼ 本 七
セ メ ン ト 館 本 七
充 填 器 本 七
マ ン ド リール 打 本 七
カ ー ボ ボ イ シ 打 本 七
カ ー ボ ホ エール 打 本 七
ア プ ラ シ ッ プ チ ャ ス 打 本 七
パ ル カ ボ チ ャ ス 打 本 七
ベ ー パー チ ャ ス 打 本 七
パ ー ビ ン ソ ン プ ラ ッ シ ャ 打 本 七
パ ー エ ナ メ ル 打 本 七
ク レ ン ザー 打 本 七
ブ ロ ー ナー 打 本 七
リ ー マー D A 打 本 七
リ ー マー 手 用 打 本 七

曲 合 紙 鏡 本 七
咬 合 紙 鏡 本 七
ミ ニ コ ー ム シ リ ン チ 打 本 七
バ イ ロ ソ ン 針 打 本 七
電 氣 レ ー ズ 本 七
電 氣 爐 本 七
石 油 瓦 斯 發 生 器 本 七
咬 合 瓦 斯 發 生 器 本 七
フ ラ ン ス コ 本 七
鑄 造 リ ン グ 本 七
金 冠 鐵 子 本 七
金 冠 鐵 子 本 七
成 型 鐵 子 本 七
兩 面 鐵 子 本 七
技 工 用 盆 子 本 七
印 象 用 盆 子 本 七
同 局 部 用 盆 子 本 七
同 局 部 用 盆 子 本 七
キ ー シ ャ ッ パ ー 器 本 七
ス タ ラ ッ パ ー 器 本 七

一一八

蒙疆に於ける薬材薬品需給に関する調査

錫	造	合	金	兩	三〇〇	三〇〇	三〇〇
無錫	金	冠	十	齒	〇	〇	〇
バラ	タル	バー	〇	〇	〇	〇	〇
リン	ガル	バー	〇	〇	〇	〇	〇
ク	ラ	マス	ア	〇	〇	〇	〇
メ	ロ	ツト	メ	タル	〇	〇	〇

水	銀	貳	九	二
ビン	デ	ン	グ	ワ
フ	ィ	ル	ム	(
フ	ィ	ェ	ル	ト
チ	ャ	モ	グ	(

五、將來の消費分配に関する意見

蒙疆に輸入さるる醫療資材に就ては、民需品は現輸入配給機構を強化運営せしむると共に官需特需の資材に就ては監督機關に於て保全倉庫を設け、各地の要望に應じて合理的なる消費分配を行ふを適當とす。

第三章 西北貿易現況 (印刷省略)

第四章 結 言

輸出物資に乏しく貿易港を持たざる蒙疆は、醫療資材の獲得に就ても、總ゆる點に於て不利なる土地的条件に位置し、華北に於ける之等生産事業の擴大に伴ふ供給と、内地期待の物動物資の補給圓滑となれば、現輸入配給機構を通じて、一元的配給統制の下に需給の萬全を期し得ることは既述の如くなり。

又藥材の醫藥品としての眞價を發揮せしむるためには、漢方藥の現代醫藥的見地よりの検討を必要とす。徒らに傳

説的な草根木皮を濫用するのみにては、何等の學問的進歩も經濟的意義もあり得ない。

樞軸諸國に於ても、化學藥品の反動として、近來草根木皮の生藥を研究中と云へ共、生藥相互間の有機化學を高度に研究したる漢方の學理は、未だ究明の域に達せざる由なり。従つて現代醫學、藥學的見地より、検討を加ふれば理論と效用相伴なひ、共榮國醫學としての實際的治療に應用し得る合理性を認めらるることを確信する。



蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

はしがき

一、本篇は在張家口大使館事務所の委嘱に依り、昭和十七年度蒙疆に於ける生活科學調査研究を實施せるものにして、昭和十八年三月同仁會蒙疆防疫處研究業績第一輯「蒙疆調査資料第七八號」として送付されたり。
二、本調査の擔當者は同仁會蒙疆防疫處々々長醫學博士間島春男、同處員岡野和一なり。

目次

第一章 緒言	第四節 痘瘡罹患者の種痘
第二章 觀察方法	第四章 總括並に考察
第一節 術式	第一節 種痘による免疫性の獲得並にその持續
第二節 檢査	第二節 種痘感率に就て
第三章 檢査成績	第三節 痘瘡罹患後及種痘に依る免疫の比較に就て
第一節 在留邦人の種痘成績	第四節 種痘回数と免疫の關係及種痘施行の時期に就て
第二節 中國人の種痘成績	第五節 考按
第三節 種痘回数、年齢と善感率の關係	第五章 結言

第一章 緒言

在張家口大日本帝國大使館の委嘱により、茲に生活科學調査研究の一事項たる防疫上必要な種痘につき調査を行

つた。(一)現行種痘法によると、我が内地では定期的に種痘を受けるべき者は、出生から翌年六月に至る者、及數へ年十歳の者で、此の外痘瘡流行の場合には、臨時種痘を行ふ事に定められて居る。種痘の有効期間に就ては、第二期種痘を十歳としたのは、それ迄免疫が持續せらるべしと云ふ見地からであつたと思はれるが、昭和十四年、十五年度に於ける内地の痘瘡流行に際し、各地で實施された強制種痘の結果は、二回又はそれ以上の既種痘者中相當多くの善感者を認め、又從來幾回も種痘を受けてゐるが、しかも痘瘡に罹患した人も少ない實狀であり、(二)井口乘海氏の報告を見ても、接種後一年後には二五%近くの再善感者を認めてゐる。従つて一部の學者中には、種痘法を改め定期種痘の回数を三回にすべしといふ説も現はれ、種痘の有効期間に就ても一應再吟味の必要がある様に思はれて居る。殊に支那大陸、南方諸地域との關係が極めて密接となり、交通量の激増を見たる今日、痘瘡病毒侵入の機會の多くなつた日本内地は勿論、病毒の巢窟とも云ふべき支那大陸各地で働いて居る人々には、殆ど年中絶えず病毒汚染の機會があると考へらるべきで、従つてその豫防手段たる種痘も、各防疫機關に依り勵行されて居るが、その施行時期に就ては各、見解が異り且又普及徹底の爲考慮された接種證明書の有効期間に就ても、或者は一年有効なりと云ひ、或者は三ヶ月間と唱へ一定せず、その學問的根據も不確實である。
更に又種痘の効果或は有効期間等に就て民族的の差があるが、我々は之等の問題を明らかにしたいと思ひ、以下述べる觀察を行つた。

第二章 觀察方法

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

本研究の觀察は主として張家口、宣化、大同に居住する日本人並に中國人に就て、昭和十七年二月より昭和十八年二月迄の時期を選んで行つた。

種苗は同仁會華中防疫處製造のものを用ひ、總て製造後一ヶ月以内のものを使用した。

第一節 術式

通常市販の種痘針を用ひ、左右何れかの上膊伸側を1%のカルボール水溶液を以て清拭消毒し乾燥せしめ、消毒法記載の如く接種を行ひ、其の後痘苗を種痘針の平面を以てよく皮膚に擦り込み、十文字の交叉部に僅は出血の見られ血液の湧出せざる程度に行つた。尚接種数は五個となし、各類の間隔は二種一四種にて太陽光線直射による乾燥は禁じ自然乾燥を待つたが、瀕帯等の處置は之を施さざらむ。

第二節 検査

接種後一週目に行ひ、一顆以上の定型的痘胞水泡を生じ、又は硬結を觸るゝものを善感とした。前回接種時期及び今迄の接種回数等の聴取には、各人に就き充分試問し、證明書の提示を求める等出来るだけ正確を期した。

第三章 検査成績

第一節 在留邦人の種痘成績

各種の公共團體或は會社に勤務する邦人並に其の家族に就て得た成績を團體別、年齢別及性別に累計すると第一表に示す通である。

第一表 邦人種痘實施成績(其の一)

接種者年齢	大使館事務所		蒙 疆		畜 産		鐵 紡(公大)	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
0-1歳	男	女	男	女	男	女	男	女
1-5歳	3	1	1	1	1	1	3	1
6-10歳	1	1	1	1	1	1	1	1
11-15歳	1	1	1	1	1	1	1	1
16-20歳	1	1	1	1	1	1	1	1
21-25歳	1	1	1	1	1	1	1	1
26-30歳	1	1	1	1	1	1	1	1
31-35歳	1	1	1	1	1	1	1	1
36-40歳	1	1	1	1	1	1	1	1
41-45歳	1	1	1	1	1	1	1	1
46-50歳	1	1	1	1	1	1	1	1
51-60歳	1	1	1	1	1	1	1	1
計	8	4	8	4	8	4	8	4

臺灣地方に於ける種痘に関する一考察

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

第一表 邦人種痘実施成績(其の二)

接種者年齢	同 仁 會		蒙 疆 電 業(一)		蒙 疆 電 業(二)	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
〇—一歳	1	1	1	1	1	1
一—五歳	1	1	1	1	1	1
六—一〇歳	1	1	1	1	1	1
一一—一五歳	1	1	1	1	1	1
一六—二〇歳	1	1	1	1	1	1
二一—二五歳	1	1	1	1	1	1
二六—三〇歳	1	1	1	1	1	1
三一—三五歳	1	1	1	1	1	1
三六—四〇歳	1	1	1	1	1	1
四一—四五歳	1	1	1	1	1	1
四六—五五歳	1	1	1	1	1	1
五六—六〇歳	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10

第一表 邦人種痘実施成績(其の三)

接種者年齢	蒙 疆 銀 行		街 頭 調 査		合 計	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
〇—一歳	1	1	1	1	1	1
一—五歳	1	1	1	1	1	1
六—一〇歳	1	1	1	1	1	1
一一—一五歳	1	1	1	1	1	1
一六—二〇歳	1	1	1	1	1	1
二一—二五歳	1	1	1	1	1	1
二六—三〇歳	1	1	1	1	1	1
三一—三五歳	1	1	1	1	1	1
三六—四〇歳	1	1	1	1	1	1
四一—四五歳	1	1	1	1	1	1
四六—五五歳	1	1	1	1	1	1
五六—六〇歳	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10

平常疾病に又之が豫防対策に留意し、種痘に就ても定期的に之を動行して居る大使館、蒙疆電業等の職員及び其の家族にあつては善感者が少いが、個人商店、小會社を對象とする所謂街頭檢問によつて得た成績では、前者に比し多數の善感者を認めた。

年齢別に見た善感率は第一表の如くである。第二表は善感率と前回種痘施行月日よりの期間との關係を表はしたもので、即ち善感者三ヶ月以内五・七%、三—六ヶ月以内一・八・三%、六—十二ヶ月以内三・六%である。

第二表 邦人種痘実施成績(其の一)

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

(館内診療所) (同仁會)
昭和十七年七月至員種痘
十二月種痘

昭和十七年十一月未種痘
(同仁會)

昭和十七年十月十五日種痘
(同仁會)
昭和十七年十二月二十日種痘
(同仁會)

前同接種期 と今同との 間	大使館事務所		蒙疆電業(一)		蒙疆電業(二)	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
〇一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三六ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
六一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一二年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
二三年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三四年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
四五年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
五一〇年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一〇年以上	男計	女計	男計	女計	男計	女計
計	男計	女計	男計	女計	男計	女計

第二表 邦人種痘實施成績(其の二)
昭和十七年十一月種痘(同仁會)
過去六、七回以上接種済

昭和十七年十月十五日種痘
(同仁會)
昭和十七年十二月二十日種痘
(同仁會)

前同接種期 と今同との 間	同仁會		蒙疆電業(一)		蒙疆電業(二)	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
〇一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三六ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
六一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一二年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
二三年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三四年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
四五年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
五一〇年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一〇年以上	男計	女計	男計	女計	男計	女計
計	男計	女計	男計	女計	男計	女計

前同接種期 と今同との 間	蒙疆銀行		街頭檢問		合	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
三六ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
六一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一二年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
二三年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三四年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
四五年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
五一〇年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一〇年以上	男計	女計	男計	女計	男計	女計
計	男計	女計	男計	女計	男計	女計

第二表 邦人種痘實施成績(其の三)

前同接種期 と今同との 間	蒙疆銀行		街頭檢問		合	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
〇一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三六ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
六一三ヶ月	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一二年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
二三年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
三四年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
四五年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
五一〇年	男計	女計	男計	女計	男計	女計
一〇年以上	男計	女計	男計	女計	男計	女計
計	男計	女計	男計	女計	男計	女計

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

第二節 中國人の種痘成績

張家口各種團體及び龍烟鐵礦の工人、大同炭礦の工人及び之等の家族に種痘を實施し一週後検診を行つた。

第三表が之等の累計を示す。鐘紡、電業、蒙疆畜産等の如く毎年種痘を實施して居る所では、検痘者四七三名中善感者六二名、其の善感率二三・一%で善感者は少いが、農村或は他地域よりの移動頻繁なりと思惟される龍烟鐵礦、大

第三表 其の(一) 中國人種痘實施成績

對 象	蒙疆銀行		鐘紡(公大)		實善街		電業	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
0-1歳	1	1	1	1	1	1	1	1
1-5歳	1	1	1	1	1	1	1	1
6-10歳	1	1	1	1	1	1	1	1
11-15歳	1	1	1	1	1	1	1	1
16-20歳	1	1	1	1	1	1	1	1
21-25歳	1	1	1	1	1	1	1	1
26-30歳	1	1	1	1	1	1	1	1
31-35歳	1	1	1	1	1	1	1	1
36-40歳	1	1	1	1	1	1	1	1
41-45歳	1	1	1	1	1	1	1	1
計	7	7	7	7	7	7	7	7

(昭和十七年十二月接種) (昭和十七年十月十日接種)

第三表 其の(二) 中國人種痘實施成績

對 象	同仁會		龍烟鐵礦		大同炭礦		合 計	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
0-1歳	1	1	1	1	1	1	1	1
1-5歳	1	1	1	1	1	1	1	1
6-10歳	1	1	1	1	1	1	1	1
11-15歳	1	1	1	1	1	1	1	1
16-20歳	1	1	1	1	1	1	1	1
21-25歳	1	1	1	1	1	1	1	1
26-30歳	1	1	1	1	1	1	1	1
31-35歳	1	1	1	1	1	1	1	1
36-40歳	1	1	1	1	1	1	1	1
41-45歳	1	1	1	1	1	1	1	1
五六歳以上	1	1	1	1	1	1	1	1
計	12	12	12	12	12	12	12	12

(昭和十七年十二月接種) (昭和十七年十月十日接種)

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

第三表 其の二 中国人種痘實施成績

區別	被檢診者數	善感者數	善感率
鐘紡・電業蒙疆銀行	四七三	六二	一三・二%
龍烟鐵礦大同炭礦	一、七九四	六九九	三八・九%

同炭礦では善感者が著しく多い。檢痘者一、七九四名中善感者六九九名で三八・九%の善感率を示して居る(第三表其の二)。又前回實施月日よりの期間と善感率との關係を見ると第四表其の一、其の二、其の三に示す如く三ヶ月以内二〇・六%、六ヶ月以内三八・四%、一ヶ年以内三三・八%である。

第四表 其の一(一) 中国人種痘成績

前同接種期 と今同との 間	龍烟鐵礦		鐘紡(公大)		實善街		電業	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
三ヶ月	七五三	一五三	一三三	二〇	九一〇	二二	三六	七三
三ヶ月	八六四	二二二	二二二	二二	一〇一	二二	二二	二二
六ヶ月	二二二	一五	一五	一	一五	一	一五	一
一二年	一五	一	一	一	一	一	一	一
二三年	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、七九四	六九九	一、七九四	六九九	一、七九四	六九九	一、七九四	六九九

第四表 其の一(二) 中国人種痘成績

前同接種期 と今同との 間	同仁會		龍烟鐵礦		大同炭礦		合計	
	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數	接種人員數	善感者數
三ヶ月	三六	一	一	一	一	一	三六	一
三ヶ月	一	一	一	一	一	一	一	一
六ヶ月	一	一	一	一	一	一	一	一
一二年	一	一	一	一	一	一	一	一
二三年	一	一	一	一	一	一	一	一
三四年	一	一	一	一	一	一	一	一
四五年	一	一	一	一	一	一	一	一
五十年	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇年以上	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三六	一	一	一	一	一	三六	一

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

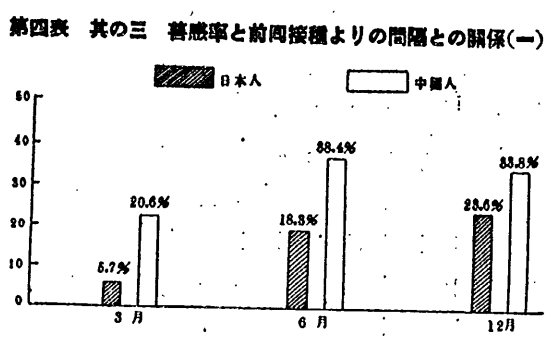
蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

一三四

第四表 其二 種痘善感率

民族	検診人員	善感者数	善感率
日本人	二〇四六	三八八	一八九%
中国人	一七九四	六九九	三八・九%

第四表 其三 善感率と前回接種時よりの間隔との関係(一)



前回接種時と今回との間隔	接種人員	善感者数	善感率%
三月以内	四六〇	二六	五・七
三月六ヶ月	五二五	九六	一八・三
六ヶ月一年	九〇六	二二四	二四・六

第三節 種痘回数、年齢と善感率の関係

各種團體に我々が種痘を實施し三ヶ月後及び一年後の再種痘の善感の有無を診検して得た成績は、第五表其の一、其の二に示す如く種痘回数多きもの程善感率は低く、接種回数少き者に於ては善感者が多数である。

第四節 痘瘡罹患者の種痘

從來痘瘡を經過したものの中共の年度の明らかなもの二〇名に就て種痘を實施し、其の善感の有無を調べた。其の成績は上記の如くである。

第五表 其の一 前回接種後三ヶ月目に於ける再種痘者調査表

團體名	対象年齢	民族	今迄の種痘回数	検診者数	善感者数	善感率
幼稚園	四一六	日	三一四	六六	三五〇	二七〇%
国民学校	七一五	日	三一四	五一	〇	〇%
東洋煙草	一五歳以上	日	七一〇	二八	〇	〇%
善隣協會	一五歳以上	日	七一〇	七二	〇	〇%
蒙疆新聞	一五歳以上	中	一一三	三〇三	九	三〇%

第五表 其二 前回接種後一ヶ月目に於ける再種痘者

集團名	対象年齢	民族	今迄の種痘回数	検診者数	善感者数	善感率
甲	四一六	日	三一四	七〇	八	一一・四%
乙	七一五	日	三一四	六二	九	一四・五%
丙	一五歳以上	日	七一〇	四五	五	一一・一%
丁	一五歳以上	日	三一四	五一	九	一七・六%

第五表 其三 痘瘡罹患者の種痘實施成績

罹患後年数	種痘者数	善感者数
五一年	三	一

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

一三五

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

一五—一五年	五	二二六
一六年以上	一一	
計	二〇	八五二

第四章 總括並に考按

第一節 種痘による免疫性の獲得並に其の持続

③ 村山、阿部兩氏の著「急性傳染病學」の中で、種痘の有効免疫期間は五ヶ年と述べられてゐる。又明治四十年十二月より明治四十一年八月に至る東京市内の流行時の統計を見ると、眞痘假痘合せて一、四七九名の患者中、種痘感後二ヶ月以内で發病したものが實に三四二名を算する。宇都宮氏は駒込病院に收容せられた痘瘡患者四四六名中、四一名の乳兒があり、しかも其の中生後一ヶ月の乳兒が罹病率に於て少數を示してゐないと述べてゐる。④ 内村氏は又その著書中での點に就いて言及し、種痘を受けたる母より分娩せられたる新生兒と雖も、免疫性を保持せざるを以て、流行時には分娩後速に種痘を施行すべきものであると述べて居る。又大陸渡航者中内地で種痘不善感のものが渡支後大陸で接種すると善感の者が多い。かゝるが故に、之が防疫手段たる種痘の重要性に鑑み免疫の程度並に其の持続に就て茲に再検討を試みた。

昭和十三年—十五年の内地に於ける痘瘡の流行時の觀察及當地に於ける我々の本調査研究の経験によると、種痘善感者中より相當数の罹患者を出し、又種痘後短きは三週後、長きは一年前後に罹患者が尠からぬことを示してゐる。

支那大陸は吾人周知の如く傳染病の巢窟とも申すべき衛生環境の不良地であり、痘瘡は殆ど毎年の如く流行し、蒙疆地區に在りても同様相當数の發生を免れざる狀況である。我々は種痘實施に當りて、蒙疆地區在住民に就て前記の問題に關明なる根據となるべき調査成績を得たのである。

第二節 種痘善感率に就て

種痘法の實施を受け、種痘の勵行されてゐる日本人の間に善感者が少く、之に反し衛生知識の低い現地民族の間に其の善感率が大であらうと言ふ豫想は裏切られず、日本人一八・九%、中國人三七・五%で、中國人の善感率の大なる事は、從來の北支、中支の各地で行はれた成績と程度の差はあるが共通して居る(第四表其の二)。

第六表 中國各地に於ける種痘實施成績 其の一

所在地	検査者数	善感者数	善感率	検査者数	善感者数	善感率
〇—一歳	—	—	—	—	—	—
一—五歳	—	—	—	—	—	—
六—一〇歳	三、六三二	一、六三一	四四・九二%	五(内三名は初種痘者)	—	八〇%
一一—一五歳	七、〇三八	二、三七一	三三・六九%	—	—	—
一六—二〇歳	一、七五二	四一四	二三・六四%	—	—	—
二一—二五歳	—	—	—	—	—	—
二六—三〇歳	—	—	—	—	—	—
三一—三五歳	—	—	—	—	—	—
三六—四〇歳	—	—	—	—	—	—
蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察	—	—	—	—	—	—

山東地方に於ける種痘に関する一考察

四一四五歳				
四六四五歳				
五六歳以上				
		一七	一〇五八・八二%	一三八

第六表 中國各地に於ける種痘實施成績 (續)

年齢	蘇州小學校兒童 (蘇州)	濟南小學校兒童 (濟南)	石井 (濟南)	黑澤 (濟南)
	大隈 昭和十六年六月	坂部 昭和十七年二月	石井 昭和十五年六月	黑澤 昭和十五年十一月
	檢診數 善感率	檢診數 善感率	檢診數 善感率	檢診數 善感率
〇一歳				
一五歳				
六一〇歳				
一一五歳				
一六二〇歳				
二一二五歳				
二六一三〇歳				
三一一三五歳				
三六一四〇歳				
四一四五歳				
四六四五歳				
五六歳以上				

從來の統計(第六表其の一、其の二)に依ると、北支、天津の華人小學校兒童が上海小學校兒童に比し善感率の低いのは、生活程度の相違及衛生に関する注意の程度如何といふ事等を考へねばならぬ。之と同じこと即ち濟南でも難民兒童と一般小學校兒童と比較すると、善感率一般小學校兒童四六・一%、難民兒童七八・二%で、其差は可成り大であることが挙げられる。又年齢別に考へても、善感率の低い天津、蘇州等は、他の土地に比較して種痘が勵行されて居る爲ではなからうか。

當地の善感率は從來の報告に較べて低率であり、割合に種痘が普及されてゐるやうに思はれる。善感と前回種痘との時期的關係を調べて見ると、中國人が三ヶ月後二〇・六%、六ヶ月後三八・四%、一ヶ年後三三・八%であり、日本人は三ヶ月後五・七%、六ヶ月後一八・三%、更に一ヶ年後三三・六%で、更に一年以上を経過すると之以上の善感率を示す事は疑ひを容れない(第二表其の二、第四表其の一、其の二及其の三)。又種痘回数に拘らず、種痘の時日の経過と共に其の善感率の著しく増大する傾向が認められる(第五表其の一、其の二)。

第三節 痘瘡罹患後及び種痘に依る免疫の比較に就て

普通成書によれば、種痘免疫期間は其の善感後五ヶ年持續せられる所であるが、再種痘の善感を以て免疫持續期間の判定の根據と一應考へれば、我々の調査成績では接種後更に短かく、二年を経過すれば中國人六五名中三三名五・一%、日本人二名中九名四三%は善感し、四年後には日本人五名中一〇〇%、中國人一八一名中一一六名六四%善感する。斯く年の経過と共に、善感率の増加する一因としては、我々自身數回に亘り綿密に種痘調査を行つた團體以外の調査では、問合はせが不確實であつたり又種痘後の處置が適當でなかつた事等も一因をなすと考へられる。而して中國人に於ては日本人よりも更に善感率を示す。即ち從來考へられてゐた如く、種痘の免疫性は、五乃至十年に亘る

長期間保持せられるものではない。一方痘瘡罹患者の場合如何。支那各地の報告を見ても、例へば吉野氏は天津に於て痘瘡経過者の種痘善感率は三三%、又根井氏の上海に於ける調査では、四四%の数字を報告して居る。併し再罹患者は認められないと云ふ。又我々の調査して得た成績では、四〇%であり、再罹患者は無かつた。我國の統計の一例を挙げると、一、四七九名の痘瘡患者中再罹患者は僅かに一二名、しかも罹患者後四〇年乃至五〇年を経過したものであつた。痘瘡の罹患が種痘による免疫に比し、更に強度の免疫を賦與することは明らかである。併し種痘による免疫も、個體によりて其の程度が異り、たとへば罹患者を豫防し得ない場合に於ても、其の病状経過の軽い場合の多いことを強調せねばならぬ。例へば一九二一年ドイツに於ける報告によると、痘瘡患者中其の死亡したものを見るに、死亡率は未種痘者三四%、一回既種痘者五・三%、再種痘者二%であつて、駒込病院の統計によると、種痘の普及に伴ひ、痘瘡患者死亡率は大正七年二・一五%、大正九年二・五三%、大正十一年一・四三%と其の減少を示してゐる。又大連に於ける豊田氏の報告によれば、種痘關係の明らかな八三三例中無疹性並に假痘患者に就いて見るに、其の殆んど全部が既種痘者であつて、而も死亡したものを見ないと。當地の流行に就ても此の事は一致する。

第四節 種痘回数と免疫の關係及び種痘施行の時期に就て

中國人と日本人との再種痘の善感率に差のあるのは、民族的特質も其の一因とも考へられるが、日本人の各種團體に就ての成績(第二表其の二)を比較して見ると、定期的に種痘を勵行してゐる所では、然らざるものに比して其の再善感の少い事から考へ、日本人は比較的種痘反覆により免疫性が始終與へられて居つて、善感率が低く、中國人は之

第七表 中國各地に於ける種痘實施成績

報告者	種痘者數		善感者數		善感率		備考
	男	女	男	女	男	女	
吉野・伊賀・北村(天津)	八	三	二	二	二五%	三八%	華人小學校生徒痘瘡罹患者(顔のアパタ判定)
坂部・幸雄(濟南)	五	三	三	二	六〇%	四六%	濟南小學校兒童
大限(蘇州)	一八	一〇	一〇	七	五〇%	四〇%	華人小學校兒童
根井外喜(上海)	一	一〇	一	一	一〇%	三〇%	華人會社員
根井(上海)	一	一	一	一	一〇%	一〇%	日本人會社員
根井(上海)	一	一	一	一	一〇%	一〇%	華人痘瘡罹患者(二六・二六・二六・三三)
根井(上海)	三	三	三	三	一〇〇%	一〇〇%	上海華人中學校小學校生徒
北村(天津)	九〇	三三	二九	一四	三二%	四三%	天津華人中學校小學校生徒
石井(濟南)	一八	三六	一四	一五	七七%	六二%	濟南難民兒童
黒澤(鎮江)	一〇	九	一〇	一	一〇〇%	四六%	鎮江市内華人小學校兒童
黒澤(鎮江)	一〇	九	一〇	一	一〇〇%	四六%	痘瘡罹患者(一六歳迄罹れるもの)前記兒童中

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

一四三

に反し種痘を定期的に幾回も受けることが少なく、免疫性が與へられてゐないと解釋して差支へないであらう。これは黒澤氏の報告(第八表)を見るも明らかである。又第五表其の一の成績より、三ヶ月後の再接種の成績を比較して見ると、反覆接種して居る團體では善感者が殆ど見られぬが、接種回数少い中國人團體及び邦人國民學校兒童の内からは若干數(二七・三%)の善感者を出してゐる。併し昨年秋行つた調査で得た成績五・九%(第四表其の三)よりは少し。

第八表 種痘回数と善感との關係

種痘回数	鎮江小學校兒童			濟南小學校		
	黒澤	昭和十五年十一月	坂部	昭和十五年一月	坂部	昭和十五年一月
一	同	七九〇	同	一七四	七七	四四三%
二	同	六八八	同	三七八	一七八	四七一%
三	同	六一九	同	二五三	一六〇	四七二%
四	同	七四五	同	二三三	二九・九%	

第五節 考 按

以上を總括すれば、種痘に依る免疫は、かつて考へられて居た如く五—一〇年持續するものでなく、三ヶ月を経過すれば日本人二七・五・七%、中國人三一・二〇・六%は消失し、六月一年では日本人二一・一八・三%、中國人三八・四%に増加して三年乃至五年を経過すれば日支人計六三名中四名即ち六五%は消失するものと考へられる。而

も反覆種痘することにより再善感者は減じ、免疫の程度及持續期間は延長するものと云ひたい。

又種痘實施に就て考察するに、常に痘瘡病毒に汚染せられ感染の危険が多いと考へられる當地方に於ては、秋冷の候即ち九、十月に必ず一回全住民に種痘を施行する。患者發生相次ぎ流行甚だしい時は一、二月の候更に一回種痘を實施する。斯くて二、三年を経過すれば、その流行は大いに制壓し得るであらう。

第五章 結 言

- 一、種痘善感率を調査するに、日本人一八・九%、華人三七・五%で、日本人の善感率は華人の其れに比し小である。
- 二、前回接種時期と種痘善感の關係を見ると、前回種痘後中國人は三ヶ月一五・六%、六ヶ月三八・四%、一年三三・八%であり、日本人は三ヶ月五・七%、六ヶ月一八・三%、一年二三・六%の善感率を示した。
- 三、過去の種痘回数等を可及的明確に調査し得た團體に於ては、接種後三ヶ月に於ける再種痘善感率は零乃至三%であり、一ヶ年目の再種痘の善感率は一一・一%乃至一七・六%であつて、種痘は反覆實施により、其の免疫持續期間並に免疫程度を上昇せしめると解したい。
- 四、當地方に於ては、種痘は毎年痘瘡流行期に入るに先だち九、十月頃一回必ず全員に施行、激甚なるときは一、二月に必要により更に一回施行するが適當と信ずる。

摺筆に際し、多大の御援助を賜はつた大使館會我文化部長、同厚生課長清水博士並に蒙疆同仁會支部次長吉植閣下

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

一四三

蒙疆地方に於ける種痘に関する一考察

に謝意を表し、尙多大の勞を煩はした當防疫處職員各位に多謝する。

参考文献

- (1) 吉川 學 防疫事務提要
- (2) 井口 乘海 痘瘡及種痘論 第三二八頁
- (3) 阿村 山三 臨床急性傳染病學 上巻第一九四頁
- (4) 内村 良二 小兒急性傳染病學 第七九頁
- (5) 坂部 幸雄 同仁會醫學雜誌 第十四卷 一三六頁 昭和十五年
- (6) 吉野 啓三 第十四卷 七〇五頁 昭和十五年
- (7) 伊賀 直次 第十五卷 五六頁 昭和十六年
- (8) 根井 外喜雄 第十五卷 四七二頁 昭和十六年
- (9) 大隈 政敏 第十五卷 七八五頁 昭和十六年
- (10) 高村 直次 第十四卷 八七〇頁 昭和十五年
- 黒澤 辰雄

支那側諸團體の動向

はしがき

一、本篇は、昭和十七年度調査實行計畫項目「管内政治事情綜合調査」中支那側諸團體の動向に関する上海大使館事務所の報告なり(中支調査資料第五三八號、政治資料第七四號)。

二、本報告書は在上海大日本帝國大使館事務所氏家屬託の擔當にして、昭和十七年八月現在の調査なり。

一、純正國民黨

純正國民黨中央黨部は大東亞戰勃發するや、中央執監委員並に工作同志四百餘名を一堂に集め、林伯生執行委員より其の意義並に戦局の展望等に關し説明するところありたり。更に黨務を強化する爲め、第二期黨務巡回團を開設すると共に、大東亞戦争の眞諦並に黨員の決意を固むるべく、各地を巡回せしめ、又隸下各黨部に對しては宣傳特別隊を結成せしめ、關係機關と聯繫の下に對民衆宣傳工作を行はしめ、一方各機關、學校に通牒を發し、成る可く黨員を任用して黨是の滲透を計りつゝあり。

二、各省市縣黨部

各省市縣黨部も亦中央黨部の訓令に依り、黨員を通じての對民衆宣傳工作、又は隨時各地に於ける街頭演説等に依り、大東亞戦争の意義宣傳に積極的に協力しありて、着々其の成果を擧げつゝあり。

就中南京特別市黨部に於ては、特別宣傳隊を組織して一般華人市民に對して、廣くこれが眞義を鼓吹して、當局の

支那側諸團體の動向

指導の下に安んじて生業に精勵すると共に、流言蜚語に惑はさるゝ事なく、商民に對しては苟も物價の吊上げ、買占め、賣惜み等の不徳行爲を爲さざる如く監督指導しあり。

尙大東亞戰爭勃發後は、在來月曜日に開催する總理記念會に實行する演説題目は、専ら大東亞戰爭に關する問題に指向しつゝあり。

三、東亞聯盟

(1) 中國總會 東亞聯盟中國總會は民國三十年二月一日南京に於て結成を見、東亞各民族を聯合し以て東亞解放の要求を促進せん爲め、日華條約の根本精神に準據して組織せられたるものなるが、之より先本總會の前身たる東亞聯盟中國同志會は、民國二十九年十一月二十四日既に成立し、當時汪主席は同會に臨場訓示して曰く、「中國自由平等の完全なる獲得には、必ず東亞の解放に俟つものがある。大亞細亞主義は東亞聯盟の根本原理であり、東亞聯盟は大亞細亞主義の具體實現である。東亞の諸民族國家が、若し相利交し相愛創すれば、此の大業は克く成功に到るのである」と。其の後中國國民黨第六期三中全會開會中、共和黨、大民會及興亞建國運動本部は相次いで解消し、總て國民黨に合し、相共に東亞聯盟運動の爲めに盡瘁することとなりたり。

東亞聯盟中國總會は中國各都市に分會を設立する事になり居るも、現に設けられたるは南京分會、廣東分會、河北分會、及上海分會等なり。

中國總會及各分會に於ては、關係各機關に策應して大東亞戰爭の眞意義宣揚に努めつゝあり。特に過般總會は東亞民族解放後援會を結成すべく計畫しありしが、經費難により中止の已むなきに至りたるを以て、更に總會は各分會を

指導して、目下關係機關協同の下に、着々之が實現工作を推進しありと。

(2) 上海分會 東亞聯盟上海分會は去る七月末で第一期工作を終り、愈々本格的に會員獲得工作を開始する事になつた。

各種パンフレット、ポスター等を各種團體に送る一方、各分隊毎に隊員が市中に出動して各區の優秀青年層に呼びかけ、又去る八月には政治獨立、經濟合作、軍事同盟、文化交通の東亞聯盟の四綱領を印刷せる綺麗な會員獲得ピラを、全上海のホテル、レストラン、喫茶店、舞踏場等のテーブルに貼りつけて、青年層の獲得を行ひあり。

尙上海地區に於ける聯盟運動促進を爲め、南市に支會を設置す。東亞聯盟は以上の如く、未だ會員獲得の程度にして、本格的活動の見るべきものなし。

四、社會運動指導委員會

本委員會は國府還都後、行政院の下に設立せられ、全國各省市縣には漸次分會を設け、或は專員を派する等、専ら人民團體の組織と指導に努め、社會運動の復興を計り、爾今領導者は積極的努力を拂ひつゝあり。大東亞戰爭勃發するや、中央社運指導委員會は直ちに各省市分會責任者を召集して、之れに伴ふ運動方針に就き懇談討論を行ひ、人民團體並に一般民衆に對する輿論指導に最善を續けあり。

(1) 南京分會 南京に社運指導委員會南京分會を設立し、同會は社會運動の經驗に富む國民黨の領袖たる張克昌、吳顯仁の領導に依り、所謂人民團體は徹底的に調整せられ順調に發展せんとしつゝあり。所屬團體及會員數次の如し。

支那側諸團體の動向

支那側諸團體の動向		大東亞戰後諸團體の動向	
團體名	員数	團體名	員数
工人團體	一〇	婦女團體	一七〇
商業團體	六七	慈善團體	四九二
自由職業團體	二	宗教團體	六三
文化團體	一九	同郷團體	一六
教育團體	一	特殊團體	四〇、一三
			二、一三

(2) 大東亞戰争と輿論指導 大東亞戰後諸團體の動向、中央社會運動指導委員會は直ちに各省市分會責任者を召集して、之れに伴ふ社會運動方針につき度々懇談會を開催し、人民團體指導に關し討論を行ひありし處、我陸海軍の連戦連勝に續戦する一方、汪主席領導の下に日本朝野の決戦體制に呼應し、關係各機關と緊密なる連絡を保ち、人民團體並に一般民衆に對する輿論指導に最善の努力を續け、殊に勞資爭議の如き事象の惹起防止に意を用ひあり。

五、反英米協會

大東亞戰後直後、上海租界居住の一部有力華人によつて組織され、爾來英米擧滅に活潑なる運動をなしありたるが、本協會と前後して前洪道社の母體として設立せる大東亞民族復興會も、英米擧滅東亞民族復興の同一目標に向つて民族運動を展開しありたるも、今回反英米協會に合流し、之を契機に其の機構並に運動地區を擴大し、益々民族運動の完遂を圖る事となつた。

然してパンフレット、其他ポスター等を生支に頒布して、民衆の啓蒙を行ふと共に、講演、演藝等を通じて民衆に呼びかける等、英米色排撃に果敢なる運動を展開しあり。

六、宗教團體

支那側宗教團體の活動は、一般に深刻なる生活難の影響を受け、從來不振を極め、お互ひの親睦を計る程度にして、殆んど社會的活動を見るべきものなかりし状態なりしが、最近に至り民衆に對する和平運動の漸進につれ、宗教復興の要望の下に漸次活動を爲さんとするの徴候にあり。従來日支間に互に連絡なかりしが、日本側團體の活動に呼應し、各地に日華佛教會、日華基督教協和會、東亞同信會等の日華宗教團體の連絡提携機關を組織し、日華共同の宗教的行事、教育事業、社會事業、宣傳及研究等の實行を通じて、相互の理解、融和親善を圖らんとしつゝあり。

(1) 佛敎公會(上海) 事變前約四千の中國僧侶は其の去就に迷ひ居りたるが、今回日華佛敎の提携に努力して來た僧侶が中心となつて、本上海市佛敎公會が復活新發足を遂げる事になつた。即ち日本側佛敎聯盟と中國佛敎公會の結合、日華基督教團體の提携、回々敎の團結等大東亞戰後各種團體の活動は相當目覺ましくなりつゝあり。之等各團體は何れも英米文化依存を脱却して、新秩序建設に一致協力の氣運が醸成せられつゝある。

(2) 南京特別市佛敎會、南京特別市回敎會、南京特別市往生蓮社、南京に於ける宗教團體は上記三團體にして、詳細左記の通りなるも、戰禍の打撃尙未だ癒えず、財力又貧乏なる爲め、何れも積極的活動なく、辛うじて餘喘を保ち居る状況なるが、回敎を除く他の宗派は何れも日華佛敎聯盟に加入し、宗教を通じて日華親善に寄與する反面、日本側の援助により、各自自派の復活發展を企圖しありたるもの如くなるも、其の後日本側の援助頼むに足らざるを認識し、各自力更生を策しつゝありと。

支那側諸團體の動向

團體名	團員數
南京特別市佛教會	二二六
南京特別市同教會	二〇四
南京佛教徒生進社	六三三

概況

月豫算六十元、活動状況見るべきものなし
 團員の寄進により經營しあるも收支償はず何等活動し居らず
 一般寄附を募集し命脈を保ちあり

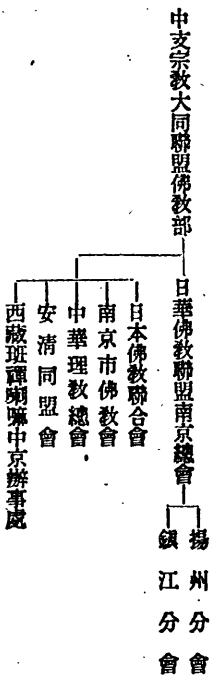
一五〇

(3) 日華基督教聯盟(南京)、成立 昭和十七年三月二十三日、加盟教會 日本側四、中國側二〇、信徒五千人、關係者六千人。

本聯盟は大東亞戰後の誕生にして、信者は知識層にして、從來の英米的色彩を脱却して、日支キリスト教徒相提携して東亞共榮圈の確立に寄與せんとしあり。非常なる熱意を以て活躍しあるもの如し。本聯盟の信徒は、殆んど知識層なるを以て、今後の活躍は注目し價ひすべく、且つ其の波及力も大なるものと見らるべきか。

(4) 南京回教總會、事變前南京に於ける回教徒は約八萬と稱せられ、之等は中國回教青年學會、中國回教徒促進會、中國回教聯合會等を組織し、極めて強力なる團結の下に、其の活動は相當根強きものありたるもの如し。事變後治安の回復に伴ひ復歸せる回教徒は相糾合し、新に南京回教總會を組織し、貧窮回民の救済、回教宣傳等に努めあるも、經費難の爲め未だ見るべきものなし。

(5) 日華佛教聯盟、南京に於ける日支佛教各團體の親善提携を計る目的を以て、昭和十四年四月結成現在鎮江、揚州に夫々分會を設置し、その活動は漸次活潑なる動きを示しあり。



七、教育團體

中國教育建設協會、中國兒童教育協會、南京教育學會、新中國體育協會、其他各縣教育會等數多設立されありと雖も、目下の處殆んど見るべき活動なし。

只中國教育建設協會にては「教育建設」、中國兒童教育協會に於ては「兒童教誌」等の雜誌を刊行し居るのみにして、團體の行動頗る消極的にして活動なし居らざる現状なり。法幣下落により生活の不安に伴ひ、安んじて教育に専念し得ざるに付、待遇改善方を地方教育團體より中央に要求しありと。

概して大東亞戰後は親日的傾向を有しあるも、事教育に關する事は中國に任して呉れと言ふ意向強く消極的なり。

八、思想、文化團體の動向

中支は事變前學術、文化の中心地にして、而も永年に互る蔣政權の歐米依存、抗日政府の策源地たりし故を以て、他の地區に比して一般民衆の抗日意識は極めて根強く、之が急速なる拂拭は甚だ困難なるもの如し。今次事變の爲め抗日文化機關の全面的破壊を好機とし、南京を中心に各地に新しき理想と内容を有つ思想、文化團體が陸續と組

支那側諸團體の動向

支那側團體の動向

織せられ、各の立場に於て過去の抗日、歐米依存文化の修正、中日文化提携の具現に積極的活動を展開しつゝあり。

名稱	系統	目的	主監者	所在地
中日文化協會	文化	日支文化提携	褚民誼	南京
中華文化協會	同	中華文化交流	同	同
中華報學社	同	新聞學研究	樊仲雲	同
安清同盟會	思想	道義宣揚	常玉清	同
中華理教總會	文化	社會民衆教化	張翔雲	同
清慎堂書會	同	同教宣揚	馬少園	同
中華洪道社	思想	道義宣揚	胡白雲	同
大東亞文化社	同	大亞細亞主義	朱亞雄	同
安清分會	同	道義宣揚	李謙益	同
和平大同盟	同	反英工作	史郎秋	同
安清分會	同	道義宣揚	胡永安	同
教師會	文化	學術研究	汪泰階	同
婦女會	同	婦道向上	陳世瑜	同
寶應更生會	同	民衆啓蒙	宋殿馨	同
安清分會	思想	道義宣揚	王殿奎	同
安清分會	同	道義宣揚	寶應縣	六合縣
安清分會	思想	道義宣揚	阮建仲	江都縣
中華洪道社	同	道義宣揚	夏松年	同
中國道義會	同	同	尤修山	同
分國俱樂部	同	同	潘安器	同
婦女協會	同	民衆慰安	戴月君	同
醫師聯合會	同	婦道向上	黃石如	同
蘇湖青年會	同	衛生思想普及	林正村	同
安清同盟	同	親生思想普及	任鳳昌	同
洪道社	同	道義宣揚	楊子堅	同
同	同	同	尹達宜	同
同	同	同	尹白雲	同
同	同	同	許淦泉	同
同	同	同	周紹康	同
同	同	同	高郵縣	同

九、中華留日同學會

本會は民國二十九年十一月十七日成立し、日本留學生出身を以て組織せらる。國府還都後組織を擴大改組し、現在南京市香鋪營に會所を、玄武湖の翠州に俱樂部を建設せり。

事業としては日本語專修學校の經營、日本學者の講演聴取、渡日中華留學生の斡旋、月刊機關雜誌中華留日同學會の發行、並に會員の親睦及體育向上を目的として建設せられたる玄武湖俱樂部の運営等なり。本會の活動は見るべきものなく會員の親睦程度なり。

本部 南京
分會 上海、蘇州、杭州、蚌埠
會員 一〇〇〇人
理事長 褚民誼
理事 陳群、周佛海、傅式說、趙正平、廣週、王修

英國の雲南、緬甸邊境經營の實況

はしがき

一、本稿は民國二十四年六月刊行の「邊事研究」第二卷第一期「中英滇緬邊境事務」所載資料の翻譯である。從て民國三十一年の今日、現地實情とは多少相違あるべきも、支那事變直前に於ける英國の對極東政策と雲南、緬甸邊境經營狀況の一斑を窺知するに足る。

二、民國二十年以降二十六年、支那事變發生迄の期間は、蔣介石政權の支那統一既に成功し、一轉國權恢復運動に乘出した時期である。就中英帝國主義打倒論が最初に高調されたのである。從て本稿原本も専ら此の點に立脚して書かれた事を注意すべきである。

三、本稿は昭和十八年三月、在上海帝國大使館事務所より、編譯調査資料第二號として送付されたものである。

内 容

緒 言
第一章 英國の極東政策

第二章 英國の滇緬邊境經營の實況
結 論

緒 言

英國は支那が既に滿洲を喪失し、華北又危からんとする今日に至り、滇緬勘界(雲南緬甸國境測定)委員會を組織して數十年に亘る國際懸案を解決せんとする我方の提議に應ずる旨を承諾して來た。

(一) 日本が滿洲を侵略し、更に華北を横行する今日、英國が突然我方の提議に應じたのは、其動機火事泥的で、内心多大の積極的熱心を包蔵する。

(二) 第一次歐洲大戰以來、英國は植民地維持に苦しみ、中國に於て日米兩國の壓迫を受け、商業的勢力を失墜しつつある今日、特に又日本が華北劫掠を恣にして居る機を逸び、此舉に出でたのは、一に我領土に對する野心なきを表明し、恩惠を施して其撤退せる在支商業勢力の恢復を消極的に謀る爲めである。

右兩種の觀察の當否は取も角として、此れが對策としては一面交渉開始後國境測定の際に於ける英國の態度に深甚の注意を拂ふは勿論、他面英國が從來極東に於て採用し來りたる侵略政策に就き研究を進める事が最も肝要である。蓋し問題發生の原因が英國側の侵略行爲にあるからである。

英國は葡萄牙、西班牙に次いで東方に來り、先づ印度を滅ぼし、更に馬來、ボルネオを占領し、同時に中國の沿海及雲南、西藏、新疆等の各地を經營した。而も其計畫進行は總べて其一贯した東方政策に基礎を置いて居る。雲南邊境の侵略も、此政策表現の一端に外ならない。今回雲南緬甸國境の測定を爲すに當り、該地區内、過去四十年間に亘る英國の軍事、政治、經濟、交通等の諸施設に研究を加へ、其意のある所を知り、他面一般國民に本問題の真相を明かにし、政府を鞭撻して、滇緬國境の正確なる劃定を圖る事は刻下の最要案なのである。

本論文は之を二章に分け、第一章では英國の極東政策及それと滇緬邊境問題との關係を論じ、第二章では、滇緬南北段未劃定區内に於ける經營情況を述べ、特に北段未劃定區の地域は廣大であり、中國西南の國防と重要な關係があるから、之を更に江心坡、片馬等の諸節に分けて説明を加へ、又ミイキトナ・パモ兩地は現在英領なるも以前我國の領域であり、且つ北部緬甸の重鎮として、英國の雲南邊境經營の根據地でもあるから、特に一節を設けて此方面の事情を附記することとした。

第一章 英國の極東政策

第一節 英國極東政策の今昔

一四九七年、八年、マゼランのアフリカ南端喜望峯迂迴に依る印度海路發見以來、葡萄牙、西班牙、和蘭、英吉利、佛蘭西等の諸國相繼いで東方に來航した。葡萄牙は先鞭の功により、印度、波斯、馬來半島に植民地を獲得し、

英國の雲南、緬甸邊境經營の實況



進んで我が廣東省の澳門を獲得して極東經營の根據地としたが、奈何せん、其の海外的發展の生命は非常に短く、和蘭及英佛の輻起するに及び驅逐されてしまった。十八・九世紀の間に於ける印度及中國方面の英國の勢力は特に各國を凌駕して覇權を掌握するのちもむきがあつた。即ちクライブが東印度會社を創立した頃は、和蘭及佛蘭西も印度に於て、相當大なる勢力を有してゐたが、英人の苦心經營の結果、葡、蘭、佛等の勢力を一掃して遂にこの廣大なる印度を、その管轄下に置き、東方政策遂行の根據地としたのである。印度は土地豊饒にして人口多く、資本主義の英國は印度を獲ることによつて、原料の供給、製造販賣の二大問題を解決することが出来た。果して英國は印度を獲て日増に繁榮に赴いた。然るに原料の供給及び製品の販賣は、資本主義發展の當然の結果としてまた問題を發生した。英國は永久の繁榮を求めんがため、海陸二方面より、遠東政策の實行に取りかゝつたのである。

中國、佛印、緬甸等の東亞大陸は、産物豊富にして、人口は衆多であるから、資本主義國の要求に眺向きであつた。そこで英國は印度を基地として周邊にある西藏、新疆を初め古來支那に朝貢して來た緬甸方面に向つて進出を初めた。これ等の地方を如何に侵略し、如何に計畫すべきか、英國は數十年來一日として看過したことはない。換言すれば中國の西南邊境は既に久しき以前より英國極東政策の包圍中に在つたのである。

英國の極東政策は三C政策を以つて骨幹としてゐる。故に亞細亞大陸に於ける活動範圍は單に東亞方面ばかりでなく、波斯、アフガン、バルチスタンの西亞方面に對しても進出を怠らなかつた。唯これ等の地方は露國の南下政策、獨逸の三B政策及び英國の極東政策三者衝突の焦點であつたため英國の欲するがまゝになることが出来ず、そして露國の南下も獨逸の東方進出もまた大なる障礙に遭遇し、露國は印度洋方面に於て海港を獲得する能はずして大陸にとどま

れ、獨逸もまた所期の目的を達するを得ず、數十年來極東の海洋と大陸は遂に英國によつて覇を制せられたのである。

英國の極東政策は極東の海洋に向つて發展し餘力を遣さなかつた。即ち印度を獲得するや馬來に前進して、馬來の三要港マラッカ・ピナン・シンガポールを順次手中に收め、南洋の重鎮及太平洋の門戸は遂に英國の手に歸した。そして南洋方面に於ては、和蘭及北米合衆國と三分の形勢を爲し、中國の沿岸にありては香港を略取して、中國沿岸の商業的覇權を掌握した。故に十九世紀以來南洋に於ても中國に於ても英國の極東政策は非常なる成功を收めた。但し勢盛なれば必ず衰へ、物極まれば必ず反する。歐洲大戰の爆發は英國をして衰落の相を呈せしめた。蓋し大戰中、英國は全力を擧げて戰鬪に應酬し、東方を顧るの暇なく新興資本主義の日本は遂にこれに代つたからである。大戰後は亞細亞大陸に於ても、太平洋に於ても、日米兩國の勢力は、政治、經濟上英國の企及し得る所でなかつた。特に滿洲事變及日本の軍事的、政治的勢力は、亞細亞大陸に向つて突進し、滿洲侵略後は更に華北及福建に侵出し、而してその經濟的勢力は極東に於ける英國の諸植民地に侵出し、極東全般より言つて、日本は英國に對して重大なる脅威となつた。英國はかかる環境に處するため、經濟的方面に於ては關稅政策を以て日本品を植民地外に驅逐した。即ち民國二十三年五月七日英藏相ランシマンは日本品に對する輸入稅率の引上げを宣言した。その目的は日本品の從來の輸入額の三分の二を植民地外に排斥するにあつたのである。また軍事的方面に對してはシンガポール軍港を建設して、極東海軍勢力を増大し、中國方面に於ては、東海に失つた所を西南邊疆に於て償はんことを圖つてゐる。これ英國最近の極東政策である。

第二節 英國極東政策と西南邊境との關係

中國は數十年來鎖國主義を採り、關を閉ぢて自ら守り、他國と往來するを欲しなかつた。しかるにマゼランが太平洋航路を發見してより後、歐洲勢力の東漸阻止すべくもあらず、特に中國當局は世界の大勢に暗く、遂に鴉片戦争に遭ふに至つた。要するに鴉片戦争の敗北は、英國と南京條約を締結して香港を英國に割き、通商港五箇所を開くに至つた。印度を滅してからの英國の極東政策は、市場の擴張を目指し、香港を獲つてこれを根據地とし、中國の沿海及揚子江一帯に向つて勢力を擴張し、清廷に迫つて揚子江流域不割讓條約を締結し、そして一方に於ては、西藏に侵入し、緬甸を併呑し、雲南、四川に向つて露進した。露國もまたしきりに領土を四隣に擴張し、東方に於ては、シベリア鐵道及東清鐵道を敷設し、長城以北をその勢力範圍に入れ、驕々乎として南下し、英國と角逐するに至つた。この時適、日本は東海に崛起し、大いに亞細亞大陸に伸びんと欲した、茲に於て英國は一方に於ては威海衛を租借して露國の南下を阻止する根據地と爲し、一方に於ては日本と日英同盟を締結して朝鮮及滿洲に於ける露國勢力の抑止を圖つた。要するに滿洲に於ける日露兩國の利害の衝突は遂に日露戦争を惹起し、其結果は露國の敗北となり、斯くして揚子江及西藏に於ける英國の勢力は平乎として抜くべからざるに至つた。

抑、英國が揚子江及中國西南方面の勢力維持に汲々たるは蓋しまた所以なきにあらず、もと英國の極東政策は三〇政策を以て骨幹となしてゐることは、前に既に述べたところである。この政策はアフリカの喜望峯を起點として鐵道を敷設するもので、埃及のカイロを経て印度のカルカッタに達し、更にこれを延長して上海に到達する鐵道で、シンガ

ポールを迂迴しないで歐洲より上海に到る捷徑である。この延長線の經過地點は印度より緬甸を経て雲南省の昆明、曲靖に至り、更に四川省の宜賓に及び、再び長江に沿ひて上海に到達せんとするもので、この政策實施のため、英の緬甸併呑後、雲南、西康、西藏の邊境は今日に至るまで寧日がないのである。

雲南、緬甸國境問題の發生も、この政策の影響をうけたものと謂ふことが出来る。何を以つてこれを言ふか、同國境問題の北段未確定區の野人山・江心坡・片馬等は、西藏・西康・雲南等に入る重要な道路であり、英人これに據れば一方に於ては印度より東に向ひ、緬甸の北部を経て雲南を横斷し、長江上游に達することが出来る。また一方に於ては印度・緬甸より北向して、西康・西藏を包括することが出来る。更に南段未確定の班洪・猛角・猛董等は、ラングーンよりラシオを経て昆明に至る鐵道（現にラシオ迄開通されてゐる）の必ず經由せざるべからざる地方である。英國がこれに據ればラングーンよりラシオを経て、昆明に達することが出来る。況んやラングーンよりミイトキイナを経る鐵道も、バモを経る鐵道もいづれも昆明に達するのが目的であり、そして昆明は三〇政策延長線の重鎮である。これによつてこれを觀れば、雲南・緬甸國境問題の發生した所以は英國の三〇政策が祟を爲したものであることが知らるゝであらう。此れによるも、英國の三〇政策に基本する極東政策と中國西南邊境との關係を推知するに充分である。

第二章 英國の滇緬邊境經營の實況

第一節 江心坡

江心坡は北段未確定區中の要地で、雲南省西北の藩屏である、もと里麻長官司に屬し、恩梅開江・邁立開江の間に位してゐるから、世人はこれを江心坡と稱して居り、土人は木里井籠とも江頭源とも謂つて居り、英人は三角洲と稱してゐる。面積は南より北に至るまで十七日の行程で、約一千餘里、東西寬狹一様でなく、八九日の行程の所もあり、平均二三百里の幅員である。江心坡より東北に向へば、恩梅開江を渡つて、浪速狹夷の各地に通じ、西北に向へば坎底・西康・西藏に通じ、西南邁立開江を渡つてミトキイナ・猛拱・戸拱・玉石廠の一帶に通することが出来る。土地は北部は雪山の山麓で礫礫だが、その他は總べて肥沃で、玉蜀黍・蕎麥・芝蔴等の畑作物の産出甚だ多く、竹及樹木繁茂して天日を遮蔽してゐる。また鹿角・鹿皮・麝香・熊膽・鹿皮(一種の鹿の皮)等の山貨を産する。本草の玉拱高の金・能羅の銅は埋藏量極めて豊富であり、現に英人はこれが採掘を禁止してゐる。そして能林・蕩頗・腫木坤の三所には鹽を産する。斯くの如く物産が豊富であり、且重要な地位をしめてゐるから、遂に英人の野望を挑發し、英人は小江流域及び坎底一帶を占領してから後は即時に經營に着手するを得たが、その地域の情況が明かならず、且つ江深く地險に、土人に乘ぜられるのを恐れ、草率に經營に着手するを得ず、先づ測量員二名を派遣して奥地に入つて測量せしめ、一人を一ケ年間に六ヶ月滞留させることにした。しかし土人は彼と合作せず、また道案内もしないので、四ヶ年を経つても成功しなかつた。そこでまた緬甸人哥武沛をして巨額の金をたづさへ、江心坡の官吏を優待して連絡を取らしめ、巧言を以つて誘惑した。斯くして江心坡にありて測量すること數年、多額の經費を費して地圖を完成しこれを英人に獻じた。英人大いに喜んだ。しかし土人に妨害されるのを恐れ、民國十五年春、江心坡の大小官吏をミトキイナに招待して宴會を催し連日酒肉を饗しみやげ物を贈つた外に、金錢鳥銃を與へて彼等を籠絡し會つてか

ら紀念撮影をなした。ラングーン總督は彼等のうち、主なる官吏騰南滾札・石且親・巧娘臘等をつれて各所を遊歴し、豪華をみせびらかし以つて彼等の心を動かさうとした。今や英人は地形を詳知し、また土人を籠絡することも出来るやうになつた。是に於てか英國はこの年の冬、三方面より兵を江心坡に入れた、一は孫布拱堆林麻より、一は崩弄蚌・排道より、一は邁立開江・恩梅開江の兩江の出處よ地方である蕩蕩より歸叨を渡つて侵入し、各方面とも兵數百、駝馬數千、糧秣、兵器をのせて來た。十六年三月二十六日歸叨より侵入し來るものは、江心坡に入るまで數日程を要したが、土人はその不意に乗じて山中より襲撃し、英の將校互昔と稱するもの一名及兵數名を殺した。英人大いに怒り、附近の村寨を燒拂つて、鬱憤をもらし、また土人十三名を捕へて獄に下した。この襲撃事件後、英兵は國境外に退去した。この年の秋、英人はまた金錢及禮物を以つて土人の首領を誘惑し、且多數の兵を率ゐて侵入して來た。土人は英人の侵入を欲しないが、これに對抗する實力を有しないから、隱忍せざるを得ないのである。十七年冬、英司令官才那は兵三百を率ゐて第三次の侵入を敢てし、全境域を行進したが何等の抵抗も見なかつた。是に至りて江心坡は英國の安全なる占領區となつたのである。爾後英政府は毎年秋季に文武官吏及兵士を派遣して戸口を調査し、人民を撫育し、道路を開設し、また下級の官吏或は頭目に對して巨額の身代金を賠償して奴隸を解放した。江心坡に侵入せる英國兵は、翌年になつてはじめて退去したが、彼等は瘴癘の氣のはげしい間は江心坡に居らないから、その期間中は、江心坡の頭目等をして自ら治安を維持させる。土人は心中なほ中國に信服してゐるから英人はまだ課税はしてゐない。

英人は兵を進めて江心坡を侵略してから、この區域を六大猛に區分した、即ち巧朗猛・木工猛・木勺猛・能絨猛・

騰南猛・而排猛の六猛で、合計九百三十七寨ある。英國は斯く區分しては居るが、實際は官署を設けて治めてゐる譯ではなく、事件があれば近くの官署に於て處理してゐる。例へば北部の阿朗猛・木工猛は坎底廳に於て、邁立開江中部の騰南猛・而排猛は孫布拉蚌廳に於て、恩梅開江沿岸は拖角廳に於て管轄して居り、この外に縣署も兵營も藥屋も電信局もなく、また一定の駐兵もない、だが冬季になれば各方面より進軍して翌年春退去する。各方面の武官各一名、兵士百餘名、醫官及氣象臺十餘名は食糧その他の物資を馬にて運搬し、到る處に草屋を營みてそこに駐まり、撤去の際はそれを廢棄する。

これを要するに英人の江心波に對する政治は兵力を以つて威嚇する外、財物を以つて人心を籠絡する、例へば巡遊の到る處に於て首領や老弱男女を集めて、鳥銃を與へ、或は酒食又は衣服類を與へ、病者には藥を與へたり、醫療したりする。土人は小利を好みてその誘惑にかゝり、彼の術中に陥るのである。嗚呼この美なる山河・敦朴なる民、それ永久に我と離れて英國に隸屬せんとするか。

第二節 片馬と拖角

英國が緬甸を滅してから、雲南・緬甸國境問題が発生した。而して英國はこの時期に於て火事場泥棒的に武力を以つて我が領土を占領した。例へば宣統二年境界地方の緬甸人の個人的争奪に藉口して、片馬一帯を占領した。片馬には王克河・新寨・下片馬・中寨・上片馬・燒瓦片の大小七寨あり、居民約三萬戸、みな茶山野人の種族で各寨相距ること三三乃至四四里、各寨に小頭人一名をおき、その上に七寨を總轄する總頭人一名をおいてゐた。英國が占領後

各種の經營を開始し、同時に片馬に兵營を設けた。その兵營は、高黎貢山支脈の山頂にある。片馬から坂を上れば警察の官署・住宅・厩等あり、更に上れば、兵營・郵便電信所・駐兵家族の住宅・物置室・醫院・守衛所・操練所等あり、東には酒司房・民房・兵營等あり、周圍には板塼をめぐらし、屋根はトタン張りで壁及び床は總て板張りである。また兵營の周圍には三重に鐵條網をめぐらして防禦に備へてゐる。

拖角はもと他曼(音タカ)と稱し、騰衝の北、縣城を距ること約五日程の所にあり、英國の占領後、小江の東西兩山の麓に兵營及び隨署を設けた。即ち東山の方には、兵營・電氣所・郵便所・物置場・官站・道路修繕係の住宅・醫藥局・學校・山官の住宅・操練場・將校宿舍などあり、西山の方には警察署がある。英國はもと此の地を小江流域の中心と爲し、兵百名を駐屯したが、後地震があつてから、僅かに二十餘名を留め、廳官駐在地をば羅孔に移した。人民が喧嘩口論を起した場合には、山官によつて解決される。大なる事件は廳官或は、密支那府の府官が處理する。訴訟事件には金錢をとらず、手續も至極簡單であり、また起訴狀を提出しない訴訟事件が起れば、原被兩造から頭人或は警察に對しまのあたり事情を陳述し、頭人或は警察は訊問に根據して和解させる。最も興味あることは、比較的大なる事件は當事者雙方から、鶏一羽づつを持つて來て山官の所に到りて事件の経緯を述べ、何れか一方が理に負れば、罰としてその雞を對手方に與へて事件が完了する。事件訊問の際の態度は極めてなごやかで互に親しい言語を以つて語りもし有罪となつても、數日間拘留されるばかりである。また廳官から頭人に至るまで敢へて瀆職するものはない。もし金錢を強要するが如きことあれば、嚴罰に處せられるか、或は職をやめさせられる。下役の判決した訴訟事件はこれを纏めて廳官に報告し、更にそれをミイトキイナに送つて承認を得ねばならぬ。

英國の占領地内には、匪賊の被害がなかりでなく、竊盜さへもない、もし物を紛失したやうな場合には事實をしらべて還すか、或は官から賠償する。嚴重なる禁止事項は酒・賭博、鴉片の吸飲・軍器の携帯・匪行を敢へてして騒ぎを起す等の六項であるが、もし違反者があれば所罰する、正當な營業であれば誰でも保護する。また人民の開墾を奨励し、資金のない者には、政府から資金を貸與したり、役畜・農具等を買ひ與へて補助する、二、三年後成墾してから始めて元利金を回収する。

英國の占領地である片馬・拖角・羅孔・孟愛等を通じて、廳官一名をおく、その階級は、中國の縣長と同等で、管内一切の民政を司り、毎年一、二回管内を巡視する。もと拖角に駐在してゐたが、地震のため今は羅孔にうつしてゐる。廳官の下に山官二名あり、一は拖角或は片馬に駐まり、一は羅孔に居る。廳官の命をうけて、一切の民政を處理する。警察四名あつて一切を補佐し、又各寨を周遊巡察する、また各寨に頭人一名を置き各寨一切の瑣事を管理し、また門戸錢といふ税金を徵收する。廳官は英人で山官及び頭人は茶山人或は滿蠻人を以て任ずる、各寨の頭人には毎年英國政府より印洋六、七十元及衣服・皮靴二足並執照を與へ、子孫これを世襲することが出来る。警察は月給として印洋十四元乃至二十元を與へる。山官の月給は八十元乃至百元、辦公費三十元である、出張の際は毎日旅費三元乃至五元ある、但し山官は英文・緬甸文・滿蠻文及茶山・浪連・深探等の各言語に通じて居らねばならない。

英兵はもと片馬に三十名、拖角に三十名、羅孔に約五十名駐屯して居り、拖角を以て中心地とする豫定で、あらゆる重要な兵機・糧食等は總べて此處に貯藏してゐた。しかるに該處に地震が起り、兵營・建物等の倒壊甚しく、また英人地質學者の調査によれば、將來陥没のおそれあらんとする事で、拖角駐屯兵の一部を片馬の兵營に移し、百餘名は

羅孔に移した。そして拖角にあつた兵營の材料は、總て羅孔に送つて羅孔の兵營を擴張した、兵馬をも二百名増加するさうである。各處の軍隊の指揮官は總べて英人で、兵長及び兵士は多くは戈爾卡人で、印度人・戈拉卡人は極めて少い、案爾卡人は體格矮小で漢人のやうであり、話す聲音も聽かないと案爾卡人たることを識別することがほとんど出来ない。彼等は漢人を以つて己等の祖先と認め、頭に一たばの髪をのこしておくのは、漢人の意志によるものであると謂つてゐる。伶俐にして勇敢、よく戦ひ飛ぶが如く走る、故に英人はこの種族を多く邊陲の地に駐屯させてゐる。このほか羅孔から半日行程のところは石灰石といふ所あり、こゝはまた石牌石とも稱し、之非河が恩梅開江に入る合流點に位し、江心坡に出入する要地である。現に英人はこの地に兵營を建て、冬季には兵五十名を移駐させてゐる。

また石城・獨木兩河の間の孟愛にも兵營を置き、習叢蘭の兵營の指揮を受けてゐる、幾何の兵數か詳かでない。また石城・獨木兩河の間の孟愛にも兵營を置き、習叢蘭の兵營の指揮を受けてゐる、幾何の兵數か詳かでない。

片馬・拖角・羅孔等には電報・電話・郵便局などが設けられてゐる、たゞ電話は英人が公用のため使用し得るだけである、電報・郵便は一般人も利用することが出来る。しかし單にミトキイナに通ずるだけである、例せば雲南省騰衝の商人がこの地方に居るものが、電信又は手紙を騰衝に送らうとするときは、先づミトキイナに到り、それから轉じて目的地に向つて行くが如きである。郵便は毎日隙に片馬・拖角・羅孔から一回發送され、駝馬に載せて行くのである。普留・普通郵便・小包等の手續は中國の郵便取扱法と同様である。但し表書は英文でなければ通らない。現にミトキイナから坎底及拖角、片馬一帯に到る郵便物は、騰衝の商人李桂廷なるものが請負つて居り、一ヶ月の請負費印洋二千元であるとのことである。

ミトキイナから羅孔・拖角・片馬に到るには、幹線道路が建設されてあつて、交通極めて便利である、片馬から

西・羅孔に到る一段は六尺乃至八尺幅の土路で、頗る平坦で、橋梁は堅固であり、人馬ともに自由に通行することが出来る。その他各境界に到る道路は支線で、幅僅かに三、四尺のみであるが、これも人工的に建設した道路である。各道路は英人の測量後、各案からの住民を徴して建設したものである。あらゆる道路には専任の官吏があつて、隨時監督補修してゐる。近年幹線道路は橋梁は別として、一哩につき工事の大小によらず、一ヶ年印洋十五元を給與し、人民から人夫を出して修繕する、支線は各案が責任を以て修繕することになつてゐる。故に幹線は廣く平坦で交通便利であるが、支線は狭小で起伏・傾斜し、通行頗る困難である。

英人は片馬・拖角等の占領区域内に於ける教育に對しては、相當注意を拂つて居り、現に小壩地河・上片馬・下片馬及習降等には初級小學校を設け、毎校の生徒は二十餘名でいづれも通學してゐる。王克河・拖角にはいづれも高級小學校一ヶ所あり、毎校三十餘名でいづれも校内に寄宿し、半耕半讀の生活をさせる。いづれも英人の補助によるものであるが、經費不足の場合には各案から供出する、卒業成績の優良なるものはミイトキイナ政廳に送られる。以上各校の經費は緬甸政廳に於て負擔し、教員もまた緬甸政廳より派遣する。學科は英文・緬甸文・蒲登文を主とし、その他の學科はこの次である。學校の近くに熟地一區あり、學科の餘暇には生徒自ら種まき耘りて自給する、米は各自の家から取り、書籍は官署より支給するが、筆・墨・紙及び衣服は自辨である。入校志願の者は必ず耶穌教に入り、髮を剪らねばならぬ(當地一般の風習は、髮を剪らないで頂上に渦巻にし、布を以てそれを包むのである)また煙草・酒・賭博を嚴禁する。月曜・水曜・土曜の晩には耶穌を禮拜せねばならない、學校の規則は甚だ嚴重であり、英國官憲はつねに視察に来る。

雲南・緬甸・國境の土人は深く鬼神を信じ、所謂宗教なるものはない、但し英國の占領後その區域内に於ては、力をつくして耶穌教を宣傳し、或は牧師を各案に派遣して講演せしめ、或は學生を強制して耶穌教に入らしめるから、現在耶穌教を奉ずるもの頗る多い。その中抱腹に値することは歐洲人の宣教方法である。元來雲南省の邊境一帶の土人は諸葛孔明を非常に信仰する、歐洲人が初めて傳教に来て、土人の斯る心理を洞察し、耶穌を以て孔明の轉生であると欺瞞し、耶穌を信仰するは即ち孔明を信仰することになる云々と、土人は斯くの如くして誘惑され、遂に耶穌教に入るのである。これによつて觀れば孔明の靈族を平治せる功德は、まことに千秋に亘りて朽ちずと謂ふべきであらう。

英政府は年末に土人から一月につき門戸費として洋一元半の税金を徴收する、漢人の冬季に此處に来て商業を營むものは、一人につき二元半を納めねばならない。永く此處に駐まつて商業を營むものに對しては、業務の大小に依り資産税として印洋十元以上數百元を納めねばならない。漢人及び野蠻人の商人にして各種の商品例へば家畜及この地に産する山貨即ち熊の膽・麝香・黃連及び其の他の藥品等を賣買する場合、税金を徴收しない。

第三節 坎底と猛緩・戸拱

坎底は西康及び西藏に入る要道で、もと木主と謂つた地である、民國元年英人はミイトキイナより數千の兵を率ゐ、邁立開江・北江野人山の境界に沿ひて、この地を占領し、北の方西康・西藏を侵略する根據地となした。民國三年、府を設立して葡荷府と命名した、その下に葡荷・拱路・孫布拉蚌の三廳をおき、各部を分轄した。民國十五年、江心坡

經營の經費節約のため、葡萄牙及び拱路廳を撤廢し、葡萄牙・孫布拉蚌廳をミイトキイナ府に隸屬させた。葡萄牙の管轄區域は東は高深貢山・榕當力卡山より西は印度のアッサムに至り、北は西康省より南は恩西河及江心坡の北端に至り、浪速・狹夷・坎底の各地區を包括して範圍極めて廣い。孫布拉蚌廳は東は邁立開江に濱し西は枯門嶺に至り、北は恩西河より南は德央河に至り、區域やゝ小さい。これ等兩廳の區域内に於ては、浪速地方はまだ門戶錢を徵收しないが、その他は毎年一戸につき門戶錢印洋一元を徵收する。英人のこの地方に於ける經營方法は、一面土人を綏撫して恩威ならび用ひられる一面道路を開設して重兵を配置し、廣く驛站を設けてゐる。今坎底を中心として四大幹道に分ければ左の如くである。

一、坎底より東北に向ひて孫江の沿岸木刻受に至るまで、幅六尺の土の車馬道を修築し、更に東して葛蒲橋行政署に通ずる小路がある。駝落江の傍の補欄登に支線が行つてゐる。駝落江に沿ひて北すれば雪山に達し、更に西康察陽にも達することが出来る。

一、坎底より木里江沿ひ、北の方その水源なる木里背に至る。

一、坎底より東南に向ひ、拱路廳を経て恩梅開江を渡り高黎貢山の麓、傀道底に至る、拱路廳より支路があり、江心要に通ずる。

一、坎底より南下し直にミイトキイナに達する。

以上の各路は人馬ともに自由に通じ、少しの阻礙もない、ミイトキイナに通ずる道路は牛車の通行も可能である。兵營・砲臺及軍事上の施設に至つては少しの懈怠もない。

英側の緬甸鐵道は既にミイトキイナに到り印度のアッサム鐵道も既に列多に通じてゐる。英人は印度・緬甸間の陸路交通打開のため、列多より東に延長して戸拱・他才曼に到り他才曼から猛梭に到る區間は、自動車道を建設し、ミイトキイナより西戸拱・猛梭に到る自動車道を連絡しようとするのである。

斯くすれば印度・緬甸間の陸路交通は極めて便利になる。

戸拱は更的宛江の上流にあり、枯門嶺と巴開山脈とに圍まれ、もと中國の孟養土司の所屬であつた。英人は民國十三年、兵數百、駝馬數千を率ゐてこの地の經營に着手したが、土人は容易に心服しなかつた。後英人は恩威ならび行ひ、またその地の民衆の信服する者を選択して、山官・頭人などに任命し、これ等の者をして土人を統御させたので、漸く服従するやうになつた。英人は冬季兵を率ゐて境内に進入し、道路を監督修築し、土人を撫育し、春になつて撤去する夏季には巡查一名を派遣して猛梭に駐在させる。

猛梭は將來英人が鹽を置かんとする所で琥珀を産し、毎年冬季には雲南野人の境内に入つて來て琥珀を採掘するもの數百人に達する。またこの地は樹脂を産し、昔は輸出品の主なるものであつたが、今は顧るものもない。

第四節 班 洪

班洪はもと葫蘆王地の一部で、清の乾隆年間、雲南石屏の人吳尙賢の經營せる茂隆銀廠の遺跡がこの地にある。緬甸が英人に併呑されてから、劉鎮臺・陳道臺は英人スコットと共に境界を測量した際、スコットは班洪に銀鑛あるを知り、薛某の作製せる地圖の經緯度と符合しないのに藉口し、班洪及び西盟・紹興・紹帕・上下困馬を英國の所屬に

歸せんとしたが、中國側は承知せず、双方堅く執つて決せず、遂に懸案となつたのである。今回中國及英國間の國境測量はこの懸案を解決せんとするに在るのである。併しこの問題の核心は、英人が班洪の銀鑛に垂涎するにある。今數十年來の經營施設を分述して、英人の企圖のある所を明かにする。

(一) 偵察のため人を派遣する。英人は緬甸を滅亡後、雲南、緬甸間の境界が決定してないから、各種の事情を明かにせんがため、光緒十六年十月、探偵を派遣してアワから出發し、潯江を過ぎて車里に達し、更に門帕、南泥、暮海等を経由した。この偵察は班洪の區域内には到らなかつた、班洪の事は間接に十分偵察して居る。

(二) 學校の設立及布教。歐洲諸國人が東方諸國を侵略するには、布教を以て先鋒とする、英人も南方の未確定區内に於てこの方法を適用し、英國籍の米國人教師永偉力、永亨洛父子を、卡瓦山・糯佛・猛猛等に派遣して多くの學校を設立し、傳教師を配置して邊民をまどはして已に歸依せしめ、またその地の不良の徒と結託して利用せんとした。

(三) 反對側を誘惑。英人が班洪を侵略するに當つて上述の方法を用ひた外、また一方に於て班洪王の弟が班洪王と不和なるため、ラングーンに逃亡した。英人は彼を籠絡して利用せんとした、昨年英兵の侵入して來たとき、果して彼を嚮導としてゐた。また一方杜文秀一派の敗殘者の子孫馬美廷を買収し、班洪の鑛區地圖を獻せしめ、また英兵のため内應させた。

(四) 偽裝調査。葫蘆王の地は古より産銀を以て著名であつたが、下葫蘆の老銀廠は境界測量の際、既に英國側に歸し、英人によりて組織された会社が採掘してゐる。但し該廠の鑛脈は尙ほ十二年間採掘し得るだけで、その後

は鑛脈盡き閉鎖する外ない。是に於て該廠の經理五布蘭は丁なるものの奴僕に偽裝し、ひそかに班洪に入つて調査した。班洪の銀鑛を劫略する考へであつたのである。

(五) 武力占領。上述の如く班洪侵略については、英人は以前から種々準備してゐた、民國二十二年二月遂に實力を以つて占領した。これより先二月十四日英兵七八名班洪地方に來り、不良の徒を集めて會を開いた。そして十九日二千餘名の英兵班洪の邊境に來り、一面ラシオから班洪に至る自動車路を大急ぎで以つて建設し、一面班洪鐵橋を建築した。昨年一月、これ等の英兵は班洪の爐房といふ所に進駐した、今年三月十九日また猛猛を侵襲した。英人は占領地保全のため、公洪・四屬及班個眞と孟定との交界の個所・帕谷・爐房等の各所に數十名乃至百餘名の英兵が駐屯してゐる。

第五節 ミイトキイナとバモ

ミイトキイナとバモは英國の雲南侵略の大本營であることは、恰も日本が滿洲侵略に大連・旅順を以つて根據地とするが如きである。唯旅順、大連は海港であるが前者は陸上の重要地區である點が異なるばかりである。ミイトキイナは雲南省騰衝を距ること八日行程で、もと孟養宜慰司の所屬下にあつた。もと三鴉拱と稱し、數戸の山村落に過ぎなかつたが、英國の占領後府署の所在地となり、緬甸北部の軍事、政治及商業上の中心地と化し、建設完備し、郵便局、銀行・學校・醫院等悉く備はり、歩・工・砲等各種の兵數百名常駐して毎日演習してゐる。兵士は野人を以つて多くこれに充て印度人、ネポール人は少い。ミイトキイナは大金沙江の西岸に位し、江を渡つて東北江すれば拖角、片馬

に通ずべく江に沿ひて北上すれば、坎底に達する。この二路は建設修理とも完全で、牛馬通行すべく、西南は汽車によりて瓦城、ラングーンに達すべく交通極めて便利であり、商業も發達してゐる。

ミイトキイナは英國の開設せる府署で、その下に七廳ある。即ち昔董・ミイトキイナ・猛拱・甘坂の四廳及未確定區の拖角・孫布拉蚌・葡葡（この三廳はまた坎底の三廳とも稱する）の三廳で、戸數約四五百戸、バモより稍、おとる。東南江に濱して市民居住し、英人、印度人、緬甸人、野人、焚夷及び華僑が雜居してをり、華僑は育成學校一を有してゐる。ミイトキイナの西にある鐵道は南北緬甸を縦貫する二千三四百哩の北端の終點であり、北に府署南に學校、中部に市場、兵營があり、また分路局ありて専らミイトキイナ府下各廳の路政を司つてゐる。蓋し英國はミイトキイナ府下各廳の交通に注意し、毎年巨額の經費を支出して幹支線の別なく、毎年冬季に必ず一回修理するのである。現にミイトキイナより北坎底に達する二百十四哩即ち約七百支里の沿途に道路修理所二十個所あつて、馬匹の通行に何等の不便もない。今は自動車路も既に五十五哩の徳央足に通じ、更に徳央足を越えて百二十四哩の孫布拉蚌にまで達してゐる。また同市より西の方猛拱・甘坂・戸拱及玉石廠に至る自動車路及馬車道がある。また大金沙江を渡つて東に行く馬車道があり、それが昔重を経て雲南省の騰衝に達することが出来る。それより東北行すること三十一哩にして深勸苦營に至る自動車路がある。更に東北行して羅孔・拖角を経て片馬に到るには二百二十三哩ある（ミイトキイナより片馬までは約五百十支里）。

バモはまた新街ともいひ、雲南省の騰衝を距ること五百餘里、大金沙江の東岸に位し、大盈・大金沙二江の衝にあたり、水陸交通の巨港で、即ち古の新開營の故地であり（乾隆三十四年大學士傅恒・副將軍阿桂阿里森が緬甸を再征

したとき、こゝに屯營した、よつて新開營と名づけた）もと中國の蠻寨土司の屬地である。英國の占領後府署を置き、知府一人駐在し、南北の兩端に兵營をおいて統御してゐたが、今は北端に約二百名常駐してゐる。洋人街には中國人多く居住し、特に雲南省騰衝のものが多い、その他繁華は街衢が二條ある。人種は複雑で先づ中國人・緬甸人・焚夷・印度人・野人・英人の七種はかぞへられる。

バモは鐵道によつて南方ラングーンに通じ、東南は自動車によつて南坎に通じ、西南は大金沙江に沿ひて瓦城に達し、江を溯りて北行すればミイトキイナに達し、交通至便にして商業發達し、街衢整齊にして車馬の往來絶えない。電燈及公共設備また頗る完備してゐる。

結 論

以上述ぶる所によつて觀るに、英國が南北未確定區内に於て既に十分なる經營をなしてゐるから、中國はこれに對して後へに隱着たらざるを得ない。しかし通時きながら善後策として取るべき四條項を左に列擧する。

- (一) 邊境各地に對して行政督察專員則を實行し、それに要する一切の經費は、中央に於て負擔すること雲南省はもと遼東、遼西に分れ、遼東は道路平坦にして交通の便であるが、遼西は山路けはしく、交通梗塞し、省城、昆明は一隅に偏在し、遼西の邊境地方に對しては、長鞭馬腹に及ばない恨みがある。鄙見を以つてすれば、邊境地方を若干の督察區に區劃し、中央より外交兼内政の人材を選抜して督察專員に任じ、一面一切の經費は國庫に於て負擔し英人が緬甸に於て充分なる建設をなすつゝあるやうにさせる。

(二) 邊境教育の發展 以上述ぶるが如く、英人が南北未確定區内に於ける教育に對して既に相當に注意してゐるが、その企圖する所は、土人の中國に對する信仰を變更せしめんとするにあるから、鄙見では夷民教育を積極的に提倡すべきであると。

(三) 速に雲南、緬甸國境の北部を測量測定すること。北段未確定區は英國の三〇政策の重要地帯であつて、この三〇政策が成功すれば、中國は第二の印度となつてしまふ、吾人は英國が第一次歐洲大戰の疲憊いまだ癒えざるに乘じて、速かに北段を測定せんことを要求する。

(四) 雲南より中國内地に到る鐵道を敷設すること。雲南より内地に至る交通は、非常に不便であるに反し、英人の緬甸鐵道は既にラシオ・ミイトキイナ・パモに達してゐる。一度中國と英國との間に軍事的行動起れば、雲南は容易に英軍に占領される、吾人は西南國防の見地から鐵道部が速かに湘滇(湖南・雲南)線を敷設すべきことを主張する。

以上の四項は英國が雲南緬甸邊境を經營するに鑑み、吾人の採るべき一種の對抗方法である、滿洲既に喪失し、華北また危殆に瀕するの際、大なる物を既に棄ててしまつた以上、小なる物はどうでもよいといふ態度を取らざるやう、國民に希望せざるを得ない。

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

はしがき

- 一、本報告は昭和十七年度調査實行計畫項目文化事情綜合調査に關する報告の一部なり。
- 二、本報告は在上海大日本帝國大使館野村調査官の調査せるものにして昭和十八年二月現在の調査なり。
- 三、本報告は原名昭和十七年度管内教育事情報告と稱し、中支調査資料第五七九號、文化資料第六七號として送付されたり。

目次

緒言	第二節 中等教育
第一章 浙江省教育狀況	第三節 社會教育
第一節 初等教育	第三章 南京市教育狀況
第二節 中等教育	第一節 概況
第三節 社會教育	第二節 初等教育
第二章 安徽省教育狀況	第三節 中等教育
第一節 初等教育	

緒言

國民政府遷都以來、(一)固有道德の闡明、(二)生産教育の勵行、(三)自動教育の促進と教育の機會均等、(四)科學教育の向上、(五)新學風の創造、の五項目をその教育方針として、教育の建設に努め、昭和十四年(民國二十八年)南

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

京に中央大學を、昭和十六年上海に國立大學を開設したる外、各地の中、小學校を復興充實せしめ、維新政府の學制を改めて、小學を初級三年、高級三年とし、國立並に省市立師範學校を設置して教員の養成及再教育を行ひ、更に各種職業學校を興して技能教育にも力を注ぎつゝあり。又暑期休暇を利用して、各地に於て教員の再教育、再訓練を爲せり。

大東亞戰爭の勃發により、友邦日本の輝しき戦果は、教師、學生等の思想感情に好影響を與へたるも、更に今年國民政府の參戰と共に、日本の租界返還はより一層の好影響を與へたるもの如く、生徒の日常行動に於てすら、前後格段の相違を見るに至れり。

教育書に就ては、國民政府は國定主義を採り、現在初級中學及小學教科書を刊行し、而してその編纂は國民政府教育部編審委員會に於て、印刷は華中印書局に於て行ひ、配給に關してはその圓滑を期する爲、今般新に中國出版配給股份有限公司を設立して、教科書並に一般圖書の配給に當らしむることせり。(但し未だ實施の運に到らず。以下各省市別に教育の現況を略述せん。

第一章 浙江省教育狀況

第一節 初等教育

一、概 説

浙江省の初等教育は、昭和十七年度上半期迄は整備時期にして、未だ十分なる成績を擧げ得ざりしも、十二月現在

に至り稍、軌道に乗り、今日急速に進歩しつゝあり。即ち各縣市地方教育の擴充は量と共に質の改善にあり。現在實施しつゝある重要事項を掲ぐれば、

イ、實驗小學の設立(杭州・嘉興・吳興・紹興)

ロ、轉導機關の設置(各縣)

ハ、小學教師の再訓練(事變後小學教師の質の低下を來したる爲、短期間の講習訓練を施し、休暇を利用して全委省小學教師の再訓練をなす。)

ニ、長期講習及通信教授

ホ、各縣に教育局の成立(杭縣・吳興・蕭山は既に設けたり。之は地方教育行政機關を強化せんが爲なり)

ヘ、各縣市小學教員待遇の改善(計畫中なり)

ト、各縣市小學校徵費辦法の改正(學生費用の標準は、物價高騰の爲、各縣市の經濟狀況により徵集額の改正をなせり)

チ、各縣市小學校童子軍組織の強化(童子軍の組織は成立尚日淺く、今日猶形式的に過ぎず、今後中央の新國民運動に即應じ、強化する豫定なり)

以上本省の初等教育は今後に期待すべきもの多し。

二、年經費豫算

民國三十二年二月一ヶ月の各縣市經費豫算を示せば(便宜上初等、中等、社會教育の經費を一括掲出す)

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

浙江省 安徽省及南京市に於ける教育概況

浙江省教育經費一覽表 (民國三十一年二月、單位元)

縣市別	初等教育	中等教育	民衆教育
杭州	六七、八六二	七、六八九	一、八三七六
紹興	一七、七五〇	六、九九五	一、八四五
平湖	七、八〇〇	三、七五六	七〇〇
海寧	一〇、六一七	五、三四六	二、二六〇
吳興	二、八〇〇	一〇、一四三	七〇〇
嘉興	一四、三三三	五、〇二〇	一、六八〇
嘉善	九、〇一一	三、四五四	八〇〇
杭州縣	九、九七〇	〇	九〇〇
計	一六一、七八一	一〇七、四〇四	四三、三〇三

浙江省中小學及私塾に關する統計表

市縣別	中等學校			小學校			私塾		
	學校數	教員數	生徒數	學校數	教員數	生徒數	學校數	教員數	生徒數
杭州	一三	二八七	三、四四六	八三	五九二	一七、六五二	四	四	二五三
海寧	二	二六	一五四	一三	一三三	三、三九二	八	一〇	二二三
吳興	二	四五	三五八	二四	一五五	四、〇二一	一	一〇	二二五
崇德	二	四	二四	二二	一三〇	五、五三五	二	一	一一五
長興	一	一	一	四	二二	五、六〇	一	一	三三一
清溪	一	一	一	二	二九	一、一六二	一	一	一一一
計	六	八四	二、四二	二八	二、一六二	五、六七	一	一	一

縣市別	學校數	教員數	生徒數
杭州	一	一	一
餘杭	一	一	一
富陽	一	一	一
嘉善	一	一	一
平湖	一	一	一
海鹽	一	一	一
嘉興	一	一	一
桐鄉	一	一	一
蕭山	一	一	一
紹興	一	一	一
計	一一	一一	一一

第二節 中等教育

本省の中等教育は初め重點主義なりしも、後變更して普通主義とせり。杭州市に一校高級中學を設立せしも、昭和十七年八月以後、市立及嘉興に高級中學を復舊せしむ。

十七年度に於ては、上海租界内に避難せる子弟の現地復歸、及浙東地區への日本軍進出により、同地區學生の遊學するもの漸く多く増加を來せり。なほ高級中學にありては、理科・數學方面の教師なく、且物價高のため教師の生活困難は兼務者の増加を來し、實質的には充分なる効果を擧げ得ず。理科の如き實驗用具を備へず、論議のみで教授し居る實情なり。又校舍も大なるものは軍の使用に供せられ、何れも校舍の狹隘を感じ、甚だしきは民家を改造したる

浙江省 安徽省及南京市に於ける教育概況

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況
ものあり。

本省中等教育の現況は、上述の初等教育の項に掲げたる統計に就きて親ふ事を得。更に各校別の統計を示せば次の如し。

縣市名	學校名	教員數		生徒數		教員待遇平均
		男	女	男	女	
杭州	省立日文專科學校	一八	一八	二九	二六	一二五元
杭州	省立杭州職業學校	一八	九五	九五	五二	一三九元
杭州	省立杭州師範學校	二五	七九	八二	一〇一	一四六元
杭州	省立杭州女子中學	四〇	一四	四一	一〇一	一二〇元
杭州	杭州私立女子中學	一五	一三	一七	一八	一二〇元
杭州	私立興亞中學	三一	一〇	四五	二四	一七五元
杭州	私立浙江中學	一八	三五	一四	三五	一一八(百)元
杭州	私立海星女子中學	三	五	三九	四八	一〇〇元
杭州	佛教綜合學院	六	一	一六	二	二〇〇(佛)元
杭州	省立女產學校	二	一	一	二	一六〇元
杭州	私立洪園中學	六	一	一	二	九三元
杭州	私立塘樓中學校	二	一	一	二	一三〇元
杭州	私立紹興初級中學校	二	一	一	二	一五〇元
杭州	私立周餘中學校	二	一	一	二	一五〇元
海寧	海寧特設新國民初級中學	一	一	一	一	一六〇元
紹興	紹興私立海注中學校	一	一	一	一	二〇〇元
金桐	金山區新國民初級中學	一	一	一	一	二〇〇元
計		二七二	八九	二〇七	二一三	

省立中等以上學校學生の學費は左の如し。(民國三十一年 第二學期)

浙江省に於ける中等學校學費調

學費	三十一年第一學期		三十一年第二學期		備考
	高中以上	初中	高中以上	初中	
學費	一一	一〇	一一	一〇	師範學校及職業學校は免費
宿費	三	三	三	三	師範學校は免費
體育費	二	二	二	二	
圖書費	二	二	二	二	
購費	一六	五	二四	二	
實習材料費	五	三	八	六	
童子軍費	一	二	一	三	
賠償損失準備費	二	二	二	二	
雜費	二	二	三	三	
計	四四	三一	五六	三六	

註 講義費は職業學校、師範學校の高中以上は第一學期一〇元、第二學期一六元なり。

第三節 社會教育

本省各縣市にあつては、民衆教育館を設置し、歸來せる民衆の教育に當つてゐる。和平地區は治安良好なるも、戦
浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況
一八一

浙江省 安徽省及南京市に於ける教育概況

前に比し娯樂設備の見る可きもの何等なし。依つて民衆教育館を利用し、紙芝居等を実施せしめ、一般民衆に深い感銘と効果的の宣傳を實施中なり。

縣市名	名稱	職員數	職員待遇	經費(月)數	入館者數
杭州	省立民衆教育館	一六	平均一二五元	二、七六三	五、五〇〇
杭州	省立西湖博物館	一九	〃	四、五六六	一〇、〇〇〇
杭州	省立體育場	二一	〃	四、六八四	一〇、〇〇〇
杭州	臨平民衆教育館	一〇	一七〇	一、七八三	三、五〇〇
紹興縣	縣立民衆教育館	六	八〇	〃	〃
紹興縣	縣立圖書館	七	一六〇	〃	〃
海鹽縣	縣立民衆教育館	一八	一〇六	〃	〃
海鹽縣	縣立附設圖書館	一	一四〇	〃	〃
海鹽縣	表化新國民中心教育館	八	二二〇	〃	〃
海鹽縣	西南新國民中心民衆教育館	七	二二〇	〃	〃
海鹽縣	澉浦新國民中心民衆教育館	七	一三〇	〃	〃
金壇縣	縣立民衆教育館	六	一三〇	〃	〃
金壇縣	縣立深澤新國民中心民衆教育館	七	一〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
金壇縣	呂港新國民中心民衆教育館	六	二二六	〃	〃
金壇縣	松隱新國民中心民衆教育館	六	二二六	〃	〃
金壇縣	仰巷新國民中心民衆教育館	六	二二六	〃	〃
金壇縣	縣立民衆教育館	五	一二六	〃	〃
金壇縣	縣立民衆教育館	五	一一〇	〃	〃
計	民衆教育館	一五四	一一〇	一、六〇〇	二、〇〇〇

第二章 安徽省教育狀況

第一節 初等教育

事變後和平地區の擴大と共に、關係當局は銳意之が復興に盡瘁し來れるも、各地とも未だ治安の恢復充分ならざる所多く、全省六十一縣中、北部蘇淮特別區に屬する北部四縣を除く五十七縣中、國民政府治政下に在るものは主として津浦・淮南兩鐵路沿線と、長江流域に位する二十四縣・三自治會・二特別區にして、人口にして約三百四十萬を數ふるに過ぎず、而も小學校在籍兒童數は三四、〇〇〇名にして、その割合は百分の一に過ぎる狀況なり。

經費に就ても、學産の整理不充分により、來源に缺乏を感ずること少なからず。従つて教育事業等の推進も意の如くならず、目下人を派し學産の整理調査中なり。小學校數は左の如し。

幼稚園	簡易小學校	初級小學校	完全小學校	模範小學校
六	一八	一三一	一〇九	一七
教職員數は、男一、一六二名、女四四七名、計一、六〇九名なり。				
幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園
男 三四九	男 二二六	計 五六五名	男 二八、九四五名	女 一、〇五七
男 二〇、三二九	女 八、六一六	男 二、〇五七	女 一、〇五七	計 四、六三四名
高級小學校	高級小學校	高級小學校	高級小學校	高級小學校
男 三、五七七	女 一、〇五七	計 四、六三四名	計 四、六三四名	計 四、六三四名
浙江省	安徽省	及南京市に於ける教育概況	及南京市に於ける教育概況	及南京市に於ける教育概況
		一八三		

私塾	八八七		
教師	男 九五五	女 四二	小計 九九七
兒童	男 二四、六八三	女 四、二六八	〃 二八、九五一

第二節 中等教育

本省の中等教育は、事變前その最成期にありて、省立男女中學・師範・職業學校等二十餘校に達し、年度經費も二百餘萬元を算したり。尙縣私立中等學校を併せれば其の數百を超え、生徒數も一萬五千餘人を算したり。然るに事變に依り之等は凡て閉鎖されたり。

民國二十八年三月に至り、首めて蕪湖中學・涇縣工業中學・懷壽中學の三校も亦時を同ふして開校せられたり。更に三十年春には、蚌埠初級職業學校の増設を見、製革・農藝の兩科を設け、更に同年八月には省立蚌埠師範、三十一生、二七四名、女生五二二名、計一、七八六名、教職員一〇六名、年經費六三、八七〇元なり。之を要するに、事變下困難なる條件多き中に、僅々二年有餘の短日月の間にこゝ迄恢復せるは、その努力を認めるべきである。たゞ學校教育の内容に至つては各方面共未だ全からざるもの少しとせず。

次に縣私立學校方面につきて之を見るに、縣立としては和縣々立中學、鳳陽縣々立府成中學、望江簡易師範科、懷壽中學内設立の簡易師範、鳳陽縣立日語專修學校、内設立の商業中學部等五校あり。私立學校にありては崇正中學、崇正女子中學、崇文中學、臨淮關中學、慰成商業學校、崇正女子中學、崇文中學、臨淮關中學、慰成商業學校等五校

を數へ、縣私立を通算して初中二十五班、高中五班、男生六二四名、女生二三名、教職員九〇名、年度經費二二〇、一四〇元なり。

第三節 社會教育

本省に於ける社會教育は本來餘り發達せず、事變前に於て省立民衆教育館三ヶ所、縣立民衆教育館亦僅かに三十餘所に過ぎず、民衆學校を卒業せしもの三萬餘人と言ふ状態なりき。

事變以來社會教育工作は停頓を告げしも、民國二十八年三月に至り始めて省立民衆教育館一所を蚌埠に設立す。館員一八名、每月經費一、二六〇元なり。民國二十九年四月省立蚌埠公共體育場を開設、職員四名、月經費八〇〇元なり。民國三十年省立蚌埠圖書館の開設せらるゝあり、他に蕪湖に縣立圖書館一所あるも、藏書その他圖書館としての施設甚だ貧弱にして、利用者も一般に未だ少く、縣立の民衆教育館も未だ利用の域に達せず。

尙縣立の民衆教育館・圖書館・公園・體育場等の社會教育機關は、合計にて二五所、職員一〇〇餘名、每月經費九、七〇〇餘元なり。

第三章 南京市教育狀況

第一節 概況

民國二十九年南京市は教育推進計畫大綱を定め、(一)義務教育の普及、(二)文盲の清除、(三)經費増加の工面、

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

(四)教職員待遇の提高、(五)教師の整備、(六)設備の充實、(七)校舍の擴充、(八)生産教育等の遂行に努力しつゝあり。その第一年(三十年度)の實施概況は左の統計によつて窺ふことを得。義務教育は未だ中央政府に於ても準備中にして法的強制力を有せず、今後の問題に屬す。

教育普及状況

校級	中等教育		初等教育	
	民國二十九年	民國三十年	民國二十九年	民國三十年
校數	六	九	五	六
學生數	三、一〇〇	三、五〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇

教師の整備(再教育、再訓練)

期	訓練教師數	
	第一期	第二期
平時講習會	一七五	一四四
暑期講習會	一	一一〇
計	一七六	二二四

掃除文書

項目	一期	二期	三期	四期	計
職字教育受教人數	一、二二二	一、三三四	二、四八五	二、七六一	六、七九三

設備の充實

項目	比較	
	民國二十九年	民國三十年
校具	一、五九七	一、五七〇(増)
教具	一、三三〇	一、〇八〇(増)
圖書	二、四〇〇	二、九三三(増)

項目	比較	
	民國二十九年	民國三十年
經常費	七六、四九九元	六九、五五元(増)
臨時費	三、〇〇〇元	六、二四〇元(増)

待遇上の向上

項目	比較	
	民國二十九年	民國三十年
中學職員給	三三〇元—三六〇元	三三〇元—三六〇元
小學教師俸給	五〇元—五五元	九〇元—一〇〇元
社教人員俸給	五元—一〇元	八元—一〇元

生産教育の推行

項目	比較	
	民國二十九年	民國三十年
班校名	三	八
補習班	一	一
職業學校	一	一
級數	一	一
學生數	一	一

第二節 初等教育

(一) 概況

南京市の小學校は國立、市立、教會立、私立の四種に分類し得る。但し米英系教會立學校は、大東亞省派遣教員を指導員として、其の經營を監督指導し來つたが、漸次國民政府に移管され、本年新學期より殆んど全部市立小學校として更生するに至れり。

國立小學は中央大學附屬實驗學校小學部、國立師範第一附屬小學、同第二附屬小學の三校なるも、之等は何れも教育方法の實驗、教育生徒の訓練等の爲設立されたるものなり。市立小學校は完全小學三五校、初級小學二六校、簡易小學七校、合計六八校なり。私立小學校は五校にして、何れも兒童數百名前後の小規模のものなり。南京市に於ける最近五ヶ年間の初等教育の發展狀況を示せば、次の如し。

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

最近五ヶ年間の初等教育發展状況

年度	六年度		七年度		八年度		九年度		民國三十一年度	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教職員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

昭和十三年一月一日南京自治委員會が成立し、同三月應急的に二校の小學校を開校して以來、今日迄五ヶ年間の教育復興の努力は、遂に如上の發展を示すに至れり。
現在に於ける市立小學校收容児童四一、五五八名の數字は事變前のそれに比し必ずしも少からず。

(一) 經費

南京市に於ける教育費は逐年増加しつつあるも、昭和十七年(民國二十一年)に於ける支出數字を示せば次の如し。
行政費 一五七、三六五元 事業費 一、二〇九、一〇八元 計 一、三六六、四七三元
事業臨時費 一〇九、六七六元 其他補助費 九一四、三五七元 計 二、〇一〇、一三三元
國府よりの南京市に對する地方教育補助費は、普通教育補助費月三六、一四一元、教職員俸給補助費月二、三九九元にして、之等は市教育局管理の私立學校に對する補助費として分配さる。右に掲げたる教育事業費は初等教育、中等

教育、社會教育の三つの事業に對する經費なり。昨年下半年に於ける一月の經費を示せば次の如し。 (金額は元)

初等教育費 中等教育費 社會教育費
三九、六八九 八、四二九 三、四九一
教育事業臨時費は各校々舎の修繕備品購入等に對する補助費として使用され、其他補助費は日本籍日語教員俸給及び小學教員に對する物價手當を含むものなり。

國立小學の經費三校計 一六九、九四六元
私立小學の經費五校計 二七九、三五一元

(三) 小學校數

市内の小學校數は左の如し。

市	完全小學	初級小學	簡易小學	計
市立	三五	二六	七	六八
國立	三	一	一	五
私立	三	一	一	五
計	四五	二七	七	七九

(四) 教員數及資格

學校別	市立		國立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
師範	八一	一五六	一	一	一	一	一八九
學校	一	一	一	一	一	一	三三七

浙江省、安徽省及南京市に於ける教育概況

浙江省 安徽省及南京市に於ける教育概況

高 中 卒	二二六	三八五					一九〇
鄉村師範 卒	九四	四二					
專科學校 卒	五八	一一					
大學 卒	一七	〇					
合計	四〇六	六一七					
小 計	一〇三三						

(五) 小學校兒童數

學校別	性別	年						小計
		一年	二年	三年	四年	五年	六年	
市立小學校	男	四八六	四七六	四八六	四八六	四八六	四八六	二,九〇六
	女	三九七	三九七	三九七	三九七	三九七	三九七	二,三九〇
國立小學校	男	二七	二七	二七	二七	二七	二七	一六〇
	女	二七	二七	二七	二七	二七	二七	一六〇
私立小學校	男	一	一	一	一	一	一	六
	女	一	一	一	一	一	一	六
(六) 私 塾								

整數八四、學生數四、三三二、整師數九六、にして、市教育局より補助費半年三、六〇〇圓なり。

第三節 中等教育

民國三十五年南京市中等學校は國立一、省立一、市立四、私立二十四、計三十二校にして學生、教職員經費は左

の如くなりき。

事變により一時衰退せるも、その後維新政府の努力に引續き國民政府の遷都により、一途増加の途を辿り現在に至り。その復興發展を統計に見れば(私立を除く)次の如し。

年 別	校 數	級 數	學 生		教 員		全年經費
			男	女	男	女	
民國二十七年	三	三	八八〇	四三三	七八三	三三〇	一、二九九六六二
民國二十八年	六	六	二九	二九	一、二七九	一六〇	五八、七九五元
民國二十九年	六	六	四六	四六	二、一八一	一九〇	一〇、〇三三元
民國三十年	九	九	六四	六四	三、八〇三	二七五	二九五、〇三三元

更に民國三十一年(昭和十七年)度は次の如き數字を示す。

校 數	生徒數	教員數	職員數	年經費豫算
六	二、五六三	一六八	八四	一、一九〇二〇元
四	二、三七九	一四二	六三	四九八、四一八元
八	二、七七二	二〇八	五二	六九三、二五一元
一八	七、七三三	五一八	一九九	二、三三〇、六八九元

教會立學校にして英米系のもの、大東亞戰爭勃發後大東亞省派遣教員をして指導監督せしめたるも、漸次市營へ移管せり。但し滙文女子中學及小學、明德女子中學及育英中學は之を同倫女子中學及同倫男子中學として現在も軍管

理にて經營しつゝあり。總じて大東亞戰後の一般中等教育界は官公私立を問はず、同甘共苦、和平建國實現の教育方針に積極化を圖り、従つて生徒も亦かゝる傾向にあり。

河南省に於ける教育宗教の現況

はしがき

一、本篇は北京大使館事務所報告、昭和十七年十一月二十日調査所調査資料第二四八號（文化第二〇號）にして、本法第一卷第三號附載「天津特別市教育宗教の現況」本號「山西省に於ける教育宗教の現況」に續き「華北に於ける教育宗教の現況」の一部をなす。

二、本篇の調査擔當者は元興亞院華北通商部調査所屬託深川輝美及尹久一にして、昭和十七年六月開封に出張して調査せる結果及蒐集せる資料により編輯せるものなり。

目次

第二編 教育の現況

- 一、日本側支那人教育施設
- 二、日本語普及状況
- 三、支那側教育機關の現況
 - (一) 大學專科學校及同程度學校
 - (二) 中等學校
 - (三) 小學校

第一編 教育の現況

- 一、日本側支那人教育施設

河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

一九四

河南省に於ける日本側支那人教育施設は開封中央日本語學院以下三處有り。其の各處の狀況は左の如し。(昭和十七年六月調査)

(一) 開封中央日本語學院

- 1 創立 昭和十六年九月
- 2 經營者 華北日本語普及協會河南省支部
- 3 經費 來源は華北日本語普及協會河南省支部(支部長は特務機關長の助成金及學費收入とす。昭和十六年度支出豫算總額、三〇、〇〇〇圓。昭和十七年度支出豫算總額、四三、〇四六圓三五錢。
- 4 院長 邊壯猷(省教育廳長兼任)。教務長 松下喜信(奈良縣人)。
- 5 教員數 專任日人 三人(男)。專任華人 四人(中男一人)。講師日人 五人(男)。
- 6 學級數
速成科(一年卒業) 五班(夜二班、晝三班)
研究科(一年卒業) 一班(語學試驗三等以上に合格せるもの)
專攻科(一年卒業) 一班(日語教師養成を目的とす)
- 7 學生數 專攻科一七人、研究科一五人、速成科一九〇人。
- 8 教授科目
專攻科Ⅱ日語、國文、地政學、教育史、教授法、音樂、體操、勞作、修身。研究科Ⅱ日語。速成科Ⅱ日語。

9 學生の年齢

- 專攻科 高中卒業生を收容するものなるを以て二十歳前後。
研究科 二十四、五歳前後が最も多し。
速成科 満十五歳以上、上は制限無し、二十代が最も多し。
- 10 學生卒業後の狀況
專攻科は本年六月第一回の卒業生を出す。就職先は皆小學日語教員として決定せり。研究科は皆有職者。速成科卒業生は商店員、華北交通社員となれるもの多し。

(二) 日蓮宗立正日本語學院 (昭一六、一二大使館調)

- 1 所在地 萬壽街日蓮宗身延山別院内。
- 2 經營者 日蓮宗身延山開封別院。
- 3 院長 日蓮宗布教師岡村憲純。
- 4 教員二人。5 學生四〇人。6 設立 昭和一五年四月二七日。
- 7 學級數 初中高級の三班。
- 8 授業料 無料。

(三) 西本願寺日本語學院 (昭一六、一二大使館調)

- 1 所在地 小紙坊街一七號。
河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

2 經營者 後藤龍峰。

3 校長 澤田顯壽。

4 教員 五人。

5 學生 六八人。

6 設立 昭和十五年一月二〇日。

7 學級數 四(日語班二學級二六人、英語班二學級四二人)

8 教科書 效果的速成式標準日本語讀本。

二、日本語普及狀況 (民國三十一年六月調査)

(一) 大學專科學校 本省には本項に該當するもの無し。

(二) 中等學校

1 毎週日語教授時數 三十一年六月一日現在

初級

高級

師範農科

一年	二年	三年	一年	二年	三年	一年	二年	三年
四時間	四時間	四時間	五時間	五時間	五時間	五時間	五時間	五時間

日語講座 著者 新民書局

日本語讀本

初中日本語

標準日本語讀本

小學日本語讀本

日本語教員數

日本人

計

男 一七

女 一

計 一八

中國人

計

男 七

女 一

計 七

大出 正 應

教育總署編審會

新民印書館

大出日語研究室

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

教育總署編審會

新民印書館

(三) 小學校

1 日本語を教授する學校數及全學校數との割合

全省小學校數

一、九六五

教授する學校數

一四一

其の割合

七・二%

2 毎週日本語教授時數

初級

高級

三年

四年

一年

二年

一時間

二時間

二時間

2時間

3 使用教科書

名 稱

著 者

發 行 所

小學日本語讀本

教育總署編審會

新民印書館

正則日語讀本

教育總署編審會

新民印書館

河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育の現況

一九八

標準日本語讀本 大出正篤 大出日語研究所
 日語會話讀本 田中莊太郎 新民印書館
 日語教科書 新民書局出版
 日語教員數

4 日語教員數

日本人	計	男	女
42	1	43	1
中國人	計	男	女
2	2	2	0
計	44	45	1

5 日語教員の給與 日語教員一覽表の項參照

(四) 支那側日語學校及日語塾 本項に該當するもの開封市には無し。各縣の分は未調査。

(五) 日語教員一覽表

河南省各市縣各級學校日語教員一覽表

學校名	姓名	性別	年齡	原籍	略	三〇年六月	月俸	手當
省立開封女子中學校	塚田 謙治	男	三三	日本長野	東京日大高等師範部卒業	二八〇		
同	平井知慧子	女	二七	日本	滿洲新京佛教日語學院會計主任	一八〇		
同	劉永欽	男	二五	北京	北京師大畢業	二二〇		
省立開封師範學校	橫山 誠哉	男	四六	日本兵庫	歷任陸軍通譯教師	二八〇		
同	中島 文市	男	三三	日本長野	歷任小學訓導	二四〇		
同	湯田 澄美	女	三三	日本	同	二八〇		
同	黃澤 民	男	三三	河南開封	開封縣立一小教員	六〇		
同	井上 正	男	三三	日本宮崎	宮崎縣電燈會社社員東亞煙草會社員	二四五		
同	白石 學	男	三九	日本福岡	東洋民報社社員	三三〇		

省立開封農科職業學校	金岡 政藏	男	四〇	日本和歌山	小學校青年學校勤務	二六四		
省立商邱中學校	松尾 政春	男	四五	日本新潟	東京公立小學校訓導東安省	三七〇		
開封私立維新中學校	廣瀬 肇	男	三一	日本香川	密山縣視察			
同	鴻池 恒	男	三〇	廣州	國民學校訓導	二一七		
私立靜宜女子中學校	廣瀬 肇	男	三一	日本香川	國民學校訓導	二四〇		
同	張仲 麟	男	三三	北京市	開封中央日語學院助教	六〇		
彰德縣立師範學校	石橋又三郎	男	四〇	日本	曾任國民學校史地教員	三四一		
同	仁科 千秋	男	三三	日本		二一六		
輝縣立初級中學校	井澤 正	男	三三	日本		二二〇		
新鄉縣立初級中學校	松林 鐵藏	男	三一	日本鳥取	歷任國民學校訓導青年學校助教等職	二二三		
杞縣立初級中學校	李 堂	男	三三	河南杞縣	杞縣立第二小學校校長	五五		
睢縣立初級中學校	周 希 文	男	二九	福建	廈門市公署秘書	五〇		
獲嘉縣立簡易師範學校	山下 勇	男	三三	日本島根	國民學校訓導	二二五		
(以下略)	劉 曉 臨	男	三〇	滿洲瀋陽	曾任滿洲國民公論編輯民	二〇		

(六) 日語教員養成施設

從前小學校日語教員養成施設として、省立開封師範學校に日語専修班有りしも、民國三十年度より廢止せり。而て將來は小學日語教員には日本語普及協會立開封中央日語學院の卒業生を採用する方針なり。日本側支那人教育施設の項參照。

(七) 日語講習會

會名を河南省官吏日語講習會と稱し、民國二十八年十月第一回を開始、現在は第五回なり。現在受講人員男一五六河南省に於ける教育の現況

一九九

河南省に於ける教育宗教の現況

女三、計一七八名にして、内官吏二二四名、他に教員五名、學生四九名あり。一回は期間六ヶ月土日曜を除き午後六時より八時まで。經費として省公署より毎回六五元を支出す。講師左の如し。

姓名	性別	年齢	現職
横山誠哉	男	四六	河南省立開封師範學校教員
宮崎幸雄	男	二八	河南省公署囑託
井上正	男	三一	河南省立開封農科職業學校教員
塚田謙治	男	三一	河南省立開封女子中學校教員
金岡政敏	男	四〇	河南省立開封農科職業學校兼開封市立第二小學校教員
廣瀬 肇	男	三一	河南私立靜宜女子中學校及維新中學校教員

(八) 日本語檢定試験の状況

- 一、主管者 河南省公署教育廳
- 二、諸規則 1 河南省舉行日本語檢定試驗暫行辦法 2 語學津貼支給規程 3 華北各省市教育廳局日本語檢定試驗委員會組織規則
- 三、各等受驗者數及合格者數

級	受驗者		合格者	
	高	中	高	中
高級	九〇點以上のもの 九〇點以下のもの	二〇 一五	九〇點以上のもの 九〇點以下のもの	一〇 五
初級	二 五	三 七	一 九	一 四

各級合格者毎月支給語學津貼數目表

五、實施時期 民國三十年六月教育總署の命に依り第一回を實施せり。
六、其他 各機關に於いて職員を採用する場合には、日本語檢定試験の合格者に出來得る限り便宜を與へること。

三、支那側教育機關の現況

(一) 大學專科學校及同程度學校 本省には本項に該當するものなし。

(二) 中等學校 省内中等學校の現況を左に表示す。(民國三十一年六月一五日現在)

河南省中等學校一覽表 第一表

名稱	所屬	所在地	校長姓名	性別	年齡	略	歴	經費來源及年支出額
開封師範學校	省立	開封市漢民街北段	劉子久	男	三九	局長、縣長、參事、校長	省公署より支出	九六、四五六元
河南省農科職業學校	省立	開封市末門大街	鮑乃溼	男	四八	校長、科長等	省公署より支出	六三、七五六元
靜宜女子中學校	私立	開封市雙龍悲街	高永昌	男	三七	輔仁大學教職員六年	伊太利天主教會より支辨	三〇、〇〇〇元
濬縣初級中學校	縣立	濬縣城內南大街	甲克明	男		督學、教員等	縣公署より支出	一〇、六八〇元
淇縣簡易師範學校	縣立	淇縣城內	王伯雨	男	四〇	科長、教員等	縣公署より支出	六、三六〇元
商邱初級中學校	省立	商邱城內	金繼仁	男	三三	科長、秘書、督學教務主任、教員研究員等	省公署より支出	三五、六一六元
浦化簡易師範學校	縣立	浦化城內	運昌	男	三五	校長、民政廳科員等	縣公署より支出	五、三二八元
輝縣簡易師範學校	縣立	輝縣城內	羅子明	男	三四	縣視學、教育局長及教職員	縣公署より支出	七、三三三元

河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

11011

名稱	男女	教員數	教員の俸給	教員の資格	學生數
輝縣初級中學校	縣立	輝縣城內	史芋生 男 四四	元百泉中學校長	縣公署より支出 八一六〇元
獲嘉簡易師範	縣立	獲嘉城內	王仰之 男 三二	縣長 校長等	縣公署より 三二八八元
睢縣初級中學校	縣立	睢縣城內	穆芸清 男 三八	主任教員等	縣公署より支出 七二〇〇元
彰德簡易師範	縣立	彰德縣城內	郭鑑堂 男 五一	豫那院校培習辦公署少將 參事等	縣公署より支出 一六、五四八元
杞縣簡易師範	縣立	杞縣城內	朱慎言 男 六三	元杞縣教育局督學	縣公署より支出 五、六二八元
杞縣初級中學校	縣立	杞縣城內	〃	〃	縣公署より支出 五、五八〇元
新鄉初級中學校	縣立	新鄉城內	南曉雲 男 四八	縣長、科長、秘書、局長 校長等	縣公署より支出 一〇、七〇四元
開封師範學校	男女	計以上	〃	〃	〃
河南省農科職業學校	男女	計以上	〃	〃	〃
靜宜女子中學校	女	計以上	〃	〃	〃
滑縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
淇縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
商邱初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
浦化簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
輝縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
輝縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
獲嘉簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
睢縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
彰德簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
杞縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
杞縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
新鄉初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
計	二、七〇、七〇	二、一六、〇〇	八、八、〇〇	三、三、〇〇	三、一、五、〇〇

(三) 小學校

左に二個の表(第一表及第二表)に依り現況を示すべし。
河南省に於ける教育宗教の現況

11013

名稱	男女	教員數	教員の俸給	教員の資格	學生數
淇縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
商邱初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
浦化簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
輝縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
輝縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
獲嘉簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
睢縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
彰德簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
杞縣簡易師範	男女	計以上	〃	〃	〃
杞縣初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
新鄉初級中學校	男女	計以上	〃	〃	〃
計	二、七〇、七〇	二、一六、〇〇	八、八、〇〇	三、三、〇〇	三、一、五、〇〇

第二表 各市縣別完全小學校調查表

民國三十一年六月二十日現在

道別	縣別	市	省立	兒童數		教員數		教員の俸給		諸津貼	給與の經費來源
				男	女	男	女	以上百圓	以上百圓以上百圓		
永	永	永	永	1	1	1	1	1	1	1	1
杞	杞	杞	杞	2	2	2	2	2	2	2	2
太	太	太	太	3	3	3	3	3	3	3	3
鹿	鹿	鹿	鹿	4	4	4	4	4	4	4	4
淮	淮	淮	淮	5	5	5	5	5	5	5	5
睢	睢	睢	睢	6	6	6	6	6	6	6	6
開	開	開	開	7	7	7	7	7	7	7	7
民	民	民	民	8	8	8	8	8	8	8	8
開	開	開	開	9	9	9	9	9	9	9	9
開	開	開	開	10	10	10	10	10	10	10	10
開	開	開	開	11	11	11	11	11	11	11	11
開	開	開	開	12	12	12	12	12	12	12	12
開	開	開	開	13	13	13	13	13	13	13	13
開	開	開	開	14	14	14	14	14	14	14	14
開	開	開	開	15	15	15	15	15	15	15	15
開	開	開	開	16	16	16	16	16	16	16	16
開	開	開	開	17	17	17	17	17	17	17	17
開	開	開	開	18	18	18	18	18	18	18	18
開	開	開	開	19	19	19	19	19	19	19	19
開	開	開	開	20	20	20	20	20	20	20	20
開	開	開	開	21	21	21	21	21	21	21	21
開	開	開	開	22	22	22	22	22	22	22	22
開	開	開	開	23	23	23	23	23	23	23	23
開	開	開	開	24	24	24	24	24	24	24	24
開	開	開	開	25	25	25	25	25	25	25	25
開	開	開	開	26	26	26	26	26	26	26	26
開	開	開	開	27	27	27	27	27	27	27	27
開	開	開	開	28	28	28	28	28	28	28	28
開	開	開	開	29	29	29	29	29	29	29	29
開	開	開	開	30	30	30	30	30	30	30	30
開	開	開	開	31	31	31	31	31	31	31	31
開	開	開	開	32	32	32	32	32	32	32	32
開	開	開	開	33	33	33	33	33	33	33	33
開	開	開	開	34	34	34	34	34	34	34	34
開	開	開	開	35	35	35	35	35	35	35	35
開	開	開	開	36	36	36	36	36	36	36	36
開	開	開	開	37	37	37	37	37	37	37	37
開	開	開	開	38	38	38	38	38	38	38	38
開	開	開	開	39	39	39	39	39	39	39	39
開	開	開	開	40	40	40	40	40	40	40	40
開	開	開	開	41	41	41	41	41	41	41	41
開	開	開	開	42	42	42	42	42	42	42	42
開	開	開	開	43	43	43	43	43	43	43	43
開	開	開	開	44	44	44	44	44	44	44	44
開	開	開	開	45	45	45	45	45	45	45	45
開	開	開	開	46	46	46	46	46	46	46	46
開	開	開	開	47	47	47	47	47	47	47	47
開	開	開	開	48	48	48	48	48	48	48	48
開	開	開	開	49	49	49	49	49	49	49	49
開	開	開	開	50	50	50	50	50	50	50	50

道	縣	市	省立	兒童數		教員數		教員の俸給		諸津貼	給與の經費來源
				男	女	男	女	以上百圓	以上百圓以上百圓		
中	中	中	中	1	1	1	1	1	1	1	1
商	商	商	商	2	2	2	2	2	2	2	2
通	通	通	通	3	3	3	3	3	3	3	3
許	許	許	許	4	4	4	4	4	4	4	4
夏	夏	夏	夏	5	5	5	5	5	5	5	5
陳	陳	陳	陳	6	6	6	6	6	6	6	6
考	考	考	考	7	7	7	7	7	7	7	7
寧	寧	寧	寧	8	8	8	8	8	8	8	8
虞	虞	虞	虞	9	9	9	9	9	9	9	9
拓	拓	拓	拓	10	10	10	10	10	10	10	10
拓	拓	拓	拓	11	11	11	11	11	11	11	11
拓	拓	拓	拓	12	12	12	12	12	12	12	12
拓	拓	拓	拓	13	13	13	13	13	13	13	13
拓	拓	拓	拓	14	14	14	14	14	14	14	14
拓	拓	拓	拓	15	15	15	15	15	15	15	15
拓	拓	拓	拓	16	16	16	16	16	16	16	16
拓	拓	拓	拓	17	17	17	17	17	17	17	17
拓	拓	拓	拓	18	18	18	18	18	18	18	18
拓	拓	拓	拓	19	19	19	19	19	19	19	19
拓	拓	拓	拓	20	20	20	20	20	20	20	20
拓	拓	拓	拓	21	21	21	21	21	21	21	21
拓	拓	拓	拓	22	22	22	22	22	22	22	22
拓	拓	拓	拓	23	23	23	23	23	23	23	23
拓	拓	拓	拓	24	24	24	24	24	24	24	24
拓	拓	拓	拓	25	25	25	25	25	25	25	25
拓	拓	拓	拓	26	26	26	26	26	26	26	26
拓	拓	拓	拓	27	27	27	27	27	27	27	27
拓	拓	拓	拓	28	28	28	28	28	28	28	28
拓	拓	拓	拓	29	29	29	29	29	29	29	29
拓	拓	拓	拓	30	30	30	30	30	30	30	30
拓	拓	拓	拓	31	31	31	31	31	31	31	31
拓	拓	拓	拓	32	32	32	32	32	32	32	32
拓	拓	拓	拓	33	33	33	33	33	33	33	33
拓	拓	拓	拓	34	34	34	34	34	34	34	34
拓	拓	拓	拓	35	35	35	35	35	35	35	35
拓	拓	拓	拓	36	36	36	36	36	36	36	36
拓	拓	拓	拓	37	37	37	37	37	37	37	37
拓	拓	拓	拓	38	38	38	38	38	38	38	38
拓	拓	拓	拓	39	39	39	39	39	39	39	39
拓	拓	拓	拓	40	40	40	40	40	40	40	40
拓	拓	拓	拓	41	41	41	41	41	41	41	41
拓	拓	拓	拓	42	42	42	42	42	42	42	42
拓	拓	拓	拓	43	43	43	43	43	43	43	43
拓	拓	拓	拓	44	44	44	44	44	44	44	44
拓	拓	拓	拓	45	45	45	45	45	45	45	45
拓	拓	拓	拓	46	46	46	46	46	46	46	46
拓	拓	拓	拓	47	47	47	47	47	47	47	47
拓	拓	拓	拓	48	48	48	48	48	48	48	48
拓	拓	拓	拓	49	49	49	49	49	49	49	49
拓	拓	拓	拓	50	50	50	50	50	50	50	50

河南省に於ける教育宗教の現況



河南省に於ける教育宗教の現況

項別	開封	鄭州	許昌	衛輝	滑縣	淇縣	浚縣	淇陽	武陟	新鄉	彰德	永年	商水	鹿邑	民權	考夏
公立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
私立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

備考 新設代館は附と各小學校内に附設し、文字を識する者に對し書翰等を書き與ふ(會館等は教育関係と兼辦なし)。

第二表 河南省社會教育概況統計調査表 (三十一年六月末現在)

項別	類別	本月經費數	教職員數		學生數		本館人數月
			計	女	計	女	
項別	公立	1,234,567	100	50	1,000	500	100,000
	私立	2,345,678	200	100	2,000	1,000	200,000
	合計	3,580,245	300	150	3,000	1,500	300,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000
	省立	1,000,000	50	25	500	250	100,000

備考 一、社會教育經費は教育行政費の二五%乃至二五%を占め、教育行政費は省經費の二五%を占めるものとす。

河南省に於ける教育宗教の現況

- 一、表内の經費數は圓を以て單位とし、而も一ヶ月の額を示すものなり。
- 二、總計數は恢復されたる三十九縣、一市及び省立のものを含むものとす。
- 三、事變前の社教機關數は約一萬七千餘ヶ所(百〇八縣あり、目下の約二〇倍なり)。

四、大東亞戰爭後に於ける第三國側教育機關處置

大東亞戰爭前本省に設立されありたる第三國系學校數は計二六校にして、中二三校は英米系なりしを以て、戰爭勃發後閉鎖又は支那側に肩替されたり。其の處置の狀況を左に表示すべし。

市縣別	學校名稱	系統	校長及實任者姓名	學生數	處理區分	備
開封市	私立靜宜女子中學校	伊	高永昌	三五九	繼續	前生徒は少數を除く外省市縣立各校に收容
開封市	浸禮會附設真光小學	米英系	繆培山	七五	閉鎖	前生徒の一部分は南關育輝小學に收容
開封市	施育婦女道學院附設真光小學	米	吳友芬	一三〇	閉鎖	同右
開封市	施育婦女子道學院附設真光小學	米英系	李興貴	一一〇	閉鎖	前生徒は已に解散せり
開封市	循理會聖書學院附屬小學	米	吳奇強	不詳	閉鎖	前生徒は各校に收容
開封市	循理會附設小學	米	張明德	三七	閉鎖	華北交通株式會社立の日語學校として前生徒は同校に收容
開封市	真光小學	米	不詳	不詳	閉鎖	同右
開封市	華英小學	米	不詳	不詳	閉鎖	同右
開封市	開封軍小學	米	不詳	不詳	閉鎖	同右
開封市	天主堂附設小學	英	梁憲華	三三	閉鎖	同右
開封市	天主堂附設小學	英	不詳	不詳	閉鎖	同右
開封市	信義初級小學	英	不詳	不詳	閉鎖	同右

市縣別	學校名稱	系統	校長及實任者姓名	學生數	處理區分	備
新鄉縣	自立會小學	米	李屬春	八六	閉鎖	教員は解散し前生徒は附近各校に收容(經營不能のため閉鎖を申出)同右
新鄉縣	基督教復臨安息日會小學	米	彭憲宗	六一	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂女子修道院	米	劉荆山	六七	閉鎖	前生徒は附近各校に收容
新鄉縣	信義小學	米	劉荆山	五七	閉鎖	經營不能のため閉鎖を申し出つ
新鄉縣	天主堂小學	米	司文德	三〇	閉鎖	縣立小學とし女子中學の一學級(二三名)は目下失學となれり
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米英系	司文德	一五三	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂多默小學	米	蒲清華	二七三	閉鎖	學校の財産は村の保甲委員會(保甲長を以て組織するもの)より保管す
新鄉縣	私立學安小學	米	幸伯超	二七三	閉鎖	前生徒は各校に收容し前教員に對しては臨時維持費を支給す
新鄉縣	天主堂多默小學	米	范致和	不詳	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂小學	米	法紳	一九	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米	司崇德	二九九	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米	張幼臣	七九	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米	劉性善	四一	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米	丁陰普	七九	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂附設初級小學	米	范致和	二二	閉鎖	同右
新鄉縣	天主堂小學	米	不詳	不詳	閉鎖	同右
新鄉縣	備考	米	不詳	不詳	閉鎖	同右

五、支那側試驗研究機關の現況

本省支那側諸試驗研究機關の現況を左に表示すべし。(民國三十一年六月調査)

河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

二二六

名	稱	所在地	省立	市立	縣立	開封市外	開封市内
開封農林局	省立	開封市外					
商邱農林局	省立	商邱					
輝縣農林局	省立	輝縣					
河南省種畜場	省立	開封市外					
河南省技術人員養成所	省立	開封農林局内					

業務内容	備考
1. 土地面積一、〇四七畝 2. 樹木一、九三九本 3. 耕作機として井戸、手挽車、推車、耕馬、農具、林具及試験用具等あり	三十年度省公署より毎月四、七二〇圓を發給す 三十一年度省公署より毎月六、二〇九圓を發給す
1. 土地面積一、七〇〇畝 2. 樹木一、六〇〇本 3. 耕作機として鋤、耙、等一六〇本あり	三十年度省より毎月二、二六九圓を發給す 三十一年度省より毎月二、三六三圓を發給す
1. 蒙古馬五頭 2. 日本馬九頭 3. コリミル羊一三頭 4. ホン鶏四六頭 5. レグシャ豚三六頭 6. パクシヤ豚三六頭	省公署より毎月五、三三四圓を發給す
1. 學科 國語、作物通論、畜産學、農業經濟、作物各論、作物病虫害、無疫日語等 2. 施設 教室、浴室、會議室、遊藝室、圖書室、洗面室、事務室、食堂、宿舎等	省公署より毎月三、二七五圓を發給す

職名	人数	出身
職員	一一人	日本東京帝國大學卒業
主事	七二人	曲傳和
工役	九人	潘憲毅代理
學卒	二四人	曾沛然
學生	九人	北平大學卒業
職員	八人	曲傳和代
學生	六人	岳跡樵
職員	六人	日本大阪工業大學卒業

備考 一、商邱農林局長傅德兆は已に退職せるに付開封農林局技士主任潘憲毅を以て之を代理せしむ。
 成立年月 民國二十八年九月 民國二十九年五月 民國二十九年五月 民國三十年七月 民國三十一年四月

第二編 宗教の現況

一、日本側宗教の現況

二、技術人員養成所は創立草々に付農藝班のみ授業開始せるが餘は逐次的に進行しつゝあり。
 三、經費欄の数字は月額を示すものなり。

河南省に於ける日本宗教は佛教のみとす。其の布教所数は七處なり。而して其の状況は左表の如し。

河南省日本宗教現況一覽表 (昭和十六年十二月大使館調査)

市縣名	名稱	宗派名	所在地	設立年月日	信徒數	教職者數	財產及維持法	附屬事業
開封市	西本願寺	淨土真宗本願寺派	小紙坊街一七號	昭三〇〇〇	〇〇人	二	財產なし、維持本山の補助金及信徒の喜捨施物に依る	一、西本願寺講堂 二、佛舎 三、自費法話會 四、靈華安
	淨土宗總本山知恩院別院	淨土宗(真西山派)	東區榮業街一二號	昭四七一	四〇月	一	總本山の手當及び信徒の淨財施金	一、心の集、二、讀書の會
	金閣寺	曹洞宗	鐵佛寺街八號	昭四二四	三三人	一	本山手當月六〇圓、信徒の寄附施物約四〇圓	一、貧民救濟二、施藥三、出講會
	高野山護國寺	眞言宗	南羊市街四六號	昭四三三	三三人	一	財產なし、維持本山の補助金、信徒の施金月一〇〇圓	一、日本佛教聯合會二、日蓮佛教聯合會
	國宗妙心寺	臨濟宗	北三聖廟街一七號	昭四〇〇	日人三三人 華人三三人	一	本山の補助金及檀信徒よりの施財	一、聽天坐禪修養會

河南省に於ける教育宗教の現況

二二七

河南省に於ける教育宗教の現況

日蓮宗 萬壽街三五 昭三三三 一人 財源なし、維持本山の補助金及信徒の寄附による

淨土真宗本願寺派 縣城外靈路 昭六六五 一人 檀信徒の懇志及び本山の補助

佛敎協會河南支部と稱す

二、支那側宗教の現況

支那側の宗教を佛敎道教及其他、回教、竝に自立基督教の三に分ち左に表記すべし。

(一) 佛敎、道教及其他

所在地の市縣別 寺廟數 僧尼數 信徒又は會員 著者寺廟及廟會 宗教團體の設立經過 經費來源及年額 年中行事

開封市 七 一五 一五 開封市佛敎會は民國二一年に成立、當時は中國佛敎會河南支部と稱す 佛事の收入、僧道の募集、信徒の寄附、善士の寄附

淮陽縣 二 三三 三三 淮陽縣佛敎會は唐の末葉に創立、光緒末年、紀縣佛敎會の創立は清國二十九年に成立 佛事の收入、僧道の募集、信徒の寄附

睢縣 一 一〇 一〇 睢縣佛敎會は唐の末葉に創立、光緒末年、紀縣佛敎會の創立は清國二十九年に成立 佛事の收入、僧道の募集、信徒の寄附

杞縣 二 一〇 一〇 杞縣佛敎會の創立は清國二十九年に成立 佛事の收入、僧道の募集、信徒の寄附

虞城 一 一〇 一〇 虞城の佛敎協會は民國二十九年に成立 佛事の收入、僧道の募集、信徒の寄附

陳留 二 一〇〇 一〇〇 陳留の城隍廟は唐の高麗時代に創立 四方及縣内の紳士、商人の寄附

永城 一 九 三六 永城の佛敎會は民國二十八年七月成立 會員より收む

夏邑 一 八 九 城隍廟の創立年代久遠して不詳 廟の土地の收入

鄆縣 一 五 五 鄆縣佛敎會の創立は民國十九年 委員長より募集す

洪縣 二 三三 三三 洪縣西壇村道教の成立は明の嘉靖三年 廟帝廟に於ては聖誕祭あり

武陟 二 一〇 一〇 武陟の明の洪武二年、佛敎は宋の紹聖四年 廟帝廟に於ては聖誕祭あり

獲嘉 二 一六 一六 獲嘉の創立は不詳 土地の收入

清化 一 二四 二四 佛敎會の成立は民國十七年六月 信徒の寄附

沁陽 二 六〇 六〇 正善堂佛敎會は民國二十三年、慈惠堂は二十四年に成立 地租及會員より收入

封邱 一 二 二 道敎城隍廟の正權十年 廟帝廟に依りて募集す

臨漳 二 一六三 一六三 純善、慈惠及興泰等社は何れも民國年間成立 信徒の寄附

陽武 一 三 三 佛敎會の成立は民國十五年十月四日 教友臨時の寄附

計 一 一〇〇 一〇〇

河南省に於ける教育宗教の現況

永城の佛敎會は民國二十八年七月成立 會員より收む

夏邑の城隍廟の創立年代久遠して不詳 廟の土地の收入

鄆縣佛敎會の創立は民國十九年 委員長より募集す

洪縣西壇村道教の成立は明の嘉靖三年 廟帝廟に於ては聖誕祭あり

武陟の明の洪武二年、佛敎は宋の紹聖四年 廟帝廟に於ては聖誕祭あり

獲嘉の創立は不詳 土地の收入

清化佛敎會の成立は民國十七年六月 信徒の寄附

沁陽正善堂佛敎會は民國二十三年、慈惠堂は二十四年に成立 地租及會員より收入

封邱道敎城隍廟の正權十年 廟帝廟に依りて募集す

臨漳純善、慈惠及興泰等社は何れも民國年間成立 信徒の寄附

陽武佛敎會の成立は民國十五年十月四日 教友臨時の寄附

計 一 一〇〇 一〇〇

河南省に於ける教育宗教の現況

(一) 回教

所在地の市縣別	教師数	清真寺数	著名清真寺の概況	回教團體の設立經過及事業	經費來源及年額	回教徒の對日動向	年中行事
開封市	—	—	—	民國二年の回教俱進會豫支部は現に河南回教總會改名	回民よりの寄附	黨軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
淮陽	—	—	—	回教會の成立は明の萬曆時代善塾を經營	地租の收入年六五〇圓	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
蘭封	—	—	—	唐朝設立の回教なり	教徒の寄附	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
離縣	—	—	—	伊斯蘭教の設立期は不詳	土地の收入	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
通許	—	—	—	清真寺の設立は明の初年頃	土地の收入教徒の寄附	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
杞縣	—	—	—	回教俱進會の創設は清乾隆三十年	教徒の寄附	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
陳留	—	—	—	清真寺の創立は民國二十五年	教徒の寄附	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
新鄭	—	—	—	回教會の成立は民國二十年	前北京日本軍特務部より月五二五圓補助	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し
輝縣	—	—	—	中國回教聯合會豫北總部河南區輝縣清真寺	家長 土地租の收入	豫軍に協力提携し豫軍に協力し豫軍に協力し	豫軍に協力し豫軍に協力し

市縣別	宗派別	教會數	佈教者數	教徒數	會長又は責任者	各教會附屬事業	大東亞戰爭の影響	年中行事
開封市	浸禮會	—	—	—	丁寶璽	—	—	—
計		三	三〇	三、八〇〇				
洪縣		—	—	—		回教の成立は清光緒二十年	教徒の寄附	—
汲縣		—	—	—		回教の成立は清康熙十二年	教徒の寄附	—
修武		—	—	—		回教の成立は民國十六年六月	教徒の寄附	—
獲嘉		—	—	—		回教の成立は東關の民國三年中和鎮に在るは清光緒二十四年	回教民に徴收す	—
清化		—	—	—		清真寺の成立年限は不明なり	—	—
沁陽		—	—	—		回教聯合會の初創は明の萬曆時代民國十七年改組	房屋土地の收入及教徒の寄附	—
延津		—	—	—		伊斯蘭教成立は約千年前	回教より寄附	—
陽武		—	—	—		回教清真寺の成立は清嘉慶九年	全體教民より寄附す	—
太康		—	—	—		回教(宗派)の成立は唐の天寶元年 國民小學	土地の收入	—

(三) 自立基督教

河南省に於ける教育宗教の現況

市縣別 宗派別 教會數 佈教者數 教徒數 會長又は責任者 各教會附屬事業 大東亞戰爭の影響 年中行事

開封市 浸禮會 一 三 二〇 丁寶璽 各教會附屬事業 大東亞戰爭の影響 年中行事

禮拜日に道を説く各處に佈道す

河南省に於ける教育宗教の現況

滎陽	滎陽中華聖公會	八	梁松齡	教育、傳道、教育
開封	開封聖公會	二	郭華甫	七日間を以て禮拜日とし其他は布道日とする
商邱	商邱中華聖公會	三	程宗洛	禮拜日、教會節不業
開封	開封聖公會	二	王華九	日曜、水曜兩日を以て禮拜日とし教友家に訪問す
通許	通許福音堂	一	侯學益	日曜日毎に信徒を召集して道を説く
虞城	虞城中華聖公會	二	王寶益	信從なしに付き宣道能はず
永城	永城福音堂	二	陳通勉	福音を宣傳す
夏邑	夏邑福音堂	二	曹福田	禮拜日及教會節を舉行する外に平日は佈道す
新鄉	新鄉福音堂	二	楊志勳	復活節、鄉村佈道聖節
新鄉	新鄉福音堂	二	紀耀榮	毎日經を研究七日間を以て禮拜日とする
新鄉	新鄉福音堂	二	李修德	毎日佈道、祈禱す
新鄉	新鄉福音堂	二	李耀三	

輝縣	輝縣長老會	一	趙同倫	毎日耶穌を禮拜し禮拜日毎に耶穌を禮拜す
汲縣	汲縣耶穌教	二	馬克溫	禮拜、講壇、佈道及慈善事業を舉行す
滎陽	滎陽耶穌教	二	胡子鐘	佈道、祈禱、禮拜日
修武	修武耶穌教	一	鍾全義	禮拜日毎に新約を説く
獲嘉	獲嘉耶穌教	一	李鴻年	佈道及家庭訪問
沁陽	沁陽耶穌教	九	董昭德	佈道及教育
封邱	封邱耶穌教	三	李鶴昌	日曜日を除く外毎日午後より家庭訪問をなす
延津	延津耶穌教	一	李鴻年	佈道、修身
修武	修武耶穌教	一	李景全	禮拜及聖節を舉行す
修武	修武耶穌教	一	陳景全	佈道、修身
彰德	彰德耶穌教	一	堂會	佈道、修身
彰德	彰德耶穌教	一	堂會	佈道、修身
計		二六		

三、第三國側宗教と大東亞戰爭の影響

本省に於ける第三國側宗教には従前天主教及び米系及スイス系の基督新教ありしが、大東亞戰爭勃發と共に軍は河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

米系基督教新教會を皆閉鎖せり。天主教はローマ法皇との關係に依り、スイスは敵國に非るにより干渉せざりき。左に戦前の第三國系宗教及大東亞戰に於ける處置を表示すべし。

大東亞戰爭に於ける第三國系宗教に關する處置一覽表

市縣別	教會別	教會數	國籍	佈教者數	教徒(華人)數	各教會附屬事業	大東亞戰爭後の處置
開封市	基督教	六	米	一四	九六一	青年會(夜學校)一所 識字班一所	閉鎖
商邱	天主教	五	伊	七	三六七	靜宜女子中學校一所	閉鎖
淮陽	基督教	一	米	一七	八〇	貧民收容所二ヶ所 女子計五百名程收容	閉鎖
關封	天主教	一	伊	一	三〇〇		閉鎖
睢縣	天主教	一	伊	一	三〇四		閉鎖
寧陵	天主教	二	米	二	三四六	施療施藥	閉鎖
杞縣	天主教	二	伊	二	一〇三六		閉鎖
太康	天主教	二	伊	二	五二六	女修道院一個所 中、小學校各一所 普醫院一所	閉鎖
虞城	天主教	三	伊	三	一、二四五		閉鎖
陳留	天主教	三	伊	三	五九〇		閉鎖
太康	天主教	三	伊	三	一、九〇〇		閉鎖
太康	天主教	三	伊	三	一、二五〇		閉鎖
太康	天主教	三	伊	三	三三〇		閉鎖
太康	天主教	三	伊	三	四〇〇		閉鎖

市縣別	教會別	教會數	國籍	佈教者數	教徒(華人)數	各教會附屬事業	大東亞戰爭後の處置
民權	天主教	三	伊	三	五〇		閉鎖
永城	天主教	二	伊	二	六		閉鎖
夏邑	天主教	一	伊	一	一、五九九	初級小學校一ヶ所 施療施藥小學校一所	閉鎖
新鄉	天主教	一	伊	一	五〇五	各鄉村に分教堂の設立あり 病院及修道院各一所あり	閉鎖
武安	天主教	一	伊	一	一、〇二二	初級小學校二ヶ所 普醫院二ヶ所	閉鎖
湯陰	天主教	一	伊	一	一六三	初級小學校二ヶ所	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二、〇〇〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	三、一五〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	一、五〇二		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	九〇	小學校一ヶ所あり	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二六〇	初級小學校一所	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	一、四六〇	小學校一ヶ所	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二、〇八四		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	一、三六五		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	九、三七四		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二、六〇〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二、三三	男女小學校各一ヶ所 醫院一ヶ所	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	三六〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	三五〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	二、六七〇	女子學校一ヶ所あり 分堂及禮堂の附設あり	閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	一、九三〇		閉鎖
汲縣	天主教	一	伊	一	一七		閉鎖

河南省に於ける教育宗教の現況

河南省に於ける教育宗教の現況

三二六

彰徳 天主堂 二 伊

六 五四

計 五六

二四四 六四、〇八七

編 續

備考 大東亞戦争後の處置を除く各項は民國三〇年五月の調査とす。

敵國系教會の閉鎖後は、敵國人の布教をも禁ぜり。華北に於ける華人基督教徒は歐米人の手より全く獨立して、華人のみより成る教會を結成せんとし、其の準備工作として、さきに北京に華北基督教聯合促進會が結成されしが、開封に於ても已に本年五月二十二日其の分會成立し、又歸德新鄉にも已に同分會結成されて、新教會結成の準備を爲しつゝあり。一方布教を禁止されたる省内全敵國人基督教宣教師は、其の教會財産の支那人への移讓を完了し、已に六月十三日上海に向ひ本省を去れり。彼等は外交官交換と同時に本國に歸らんとするものなり。

大東亞戦争關係重要日誌

(自昭和十八年四月一日至三月三十日)

年月日	事項	日本及滿洲	支那及南方	敵性及第三國
四月一日	東條首相滿洲國訪問、新京着四日歸京	昭和十六年五月五日佛印經濟協定に基き同年九月結成したる官民聯合資源調査團(團長横山正幸)三月三十一日解散	本日より三日間中日文化協會第二回全國代表大會開會	三月二十九日より三民主義青年團第一次全國大會開會、會期約二週間
四月二日	海軍航空部隊ルツセル島上空にて敵空軍と交戦、四十七機撃墜		華北勸共委員會創設	
四月三日	病院船ワラル丸ニューアイルランド島方面にて空爆を受く			
四月六日	東京市町會規程並同規約例公布(五月八日實施)		陳公博特派大使同光勳章捧呈の爲め訪日出發二十九日歸任	
四月七日	ソロモン群島ソロロダ沖海戦		周佛海勸滿特派大使出發二十五日歸任	
四月八日				

日誌

四月八日	印緬國境アキヤブ奪回を企圖する英印軍二個師を三月上旬以來マユ河畔に捕獲撃滅の旨大本營發表す
四月十日	本年初より三月末迄の入滿華北勞工八十二萬人と發表さる
四月十一日	海軍航空部隊はニューギニア・オロ灣に敵輸送船團を撃破す
四月十四日	海軍航空部隊ハニューギニア・ミルン灣に敵輸送船團を撃破す
四月十五日	病院船扶桑丸南太平洋にて空爆を受く
四月十六日	金屬類非常回収十八年度實施要綱決定
四月十八日	野木大東亞大臣南方へ出張
四月十八日	昨年帝國空襲に関する詳細事情大本營より發表せらる
四月十九日	東條内閣改組 重光外務 安藤内務 山崎農林 大藏國務 天羽情
四月二十日	訪日緬甸バーモ長官一行蘭貢歸着
	獨軍事當局スモレンスク附近に於けるソ聯の波蘭軍約一萬人虜殺事件を發表す
	遣米軍事使節團艱式重慶歸還
	英國閣相下院にて戰費支出狀況報告中英國は債權國より債務國に轉落せんとする旨説明す
	獨土通商協定成立

三二八

報局總裁新任並に同二十三日閣部文部新任

四月二十一日	報局總裁新任並に同二十三日閣部文部新任
四月二十二日	
四月二十三日	
四月二十四日	山西省外臨汾周邊地區にて第二十
四月二十五日	四集團軍新編第五軍長孫殿英投降
四月二十六日及二十八日	病院船アエノスアイレス丸南支那海にて魚雷攻撃を受く
四月二十七日	雲南驛飛行場を奇襲す 振華公司、阜通銀行、利民銀行等本年三月物資買占事件審査報告發表さる
四月二十八日	昭南醫科大學開校式
	午前十一時半米國陸軍省昨年東京空襲詳報を發表
	印度最高法院は印度國防章程二十六ヶ條無効を宣告す
	雲南派遣軍司令羅卓英三月末免職第六聯區司令陳誠其後任となる
	シカゴ・トリビュン紙社主ロバート・マコミック英帝國分割論を公表す
	ソ波國交斷絶
	遣支米軍司令スチルウェル及同空軍司令シェンノット等太平洋戰況協議の爲め歸國ワシントン着

三二九

日誌

前外相谷正之駐華大使任命

第一卷 第三號

◇ 調 査 ◇
中支新通貨施策概況
牲畜流通に関する調査
蒙疆二炭田調査中間報告
上海に於ける損害保険調査
◇ 資 料 ◇
天津特別市教育宗教の現況
蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

第一卷 第四號

◇ 調 査 ◇
清郷工作に於ける國民運動
舊法幣の使用禁止を繞る新通貨對策
中支社會事業現況
華中に於ける中國共產黨の工作狀況
◇ 資 料 ◇
中支に於ける貿易統制に関する調査研究
清郷地區に於ける基督教の動向

日 誌

四月二十九日
四月三十日

三〇

重慶技術團一行三十二名ワシントン着
米國鑛山労働組合會長ジョン・ルイズ・ローズベルトの復業命令を拒絶す

